

令和4年第1回

太子町議会定例会会議録

開会 令和4年3月1日

閉会 令和4年3月25日

太子町議会

令和4年 第1回太子町議会定例会会議録目次

第1日（3月1日）

開会宣告	4
会議録署名議員の指名	10
会期決定の件	10
諸般の報告（監査、全国町村議会議長会、南河内環境事業組合議会、大阪府後期高齢者医療広域連合議会）	11
報告第1号 令和3年度太子町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の件（町長提出議案）	15
報告第2号 令和3年度太子町一般会計補正予算（第12号）の専決処分の件（町長提出議案）	17
議案第1号 （仮称）太子町生涯学習センター備品購入契約締結の件（町長提出議案）	19
議案第2号 河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について（町長提出議案）	21
議案第3号 太子町地域公共交通会議条例中改正の件（町長提出議案）	22
議案第4号 太子町職員の育児休業等に関する条例中改正の件（町長提出議案）	22
議案第5号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等中改正の件（町長提出議案）	22
議案第6号 一般職の職員の給与に関する条例中改正の件（町長提出議案）	22
議案第7号 太子町立生涯学習センター設置条例制定の件（町長提出議案）	22
議案第8号 太子町立図書館設置条例制定の件（町長提出議案）	22
議案第9号 太子町国民健康保険条例中改正の件（町長提出議案）	22
議案第10号 太子町消防団条例中改正の件（町長提出議案）	22
議案第11号 太子町消防団員等公務災害補償条例中改正の件（町長提出議案）	22
議案第12号 令和3年度太子町一般会計補正予算（第13号）（町長提出議案）	26

議案第13号	令和3年度太子町介護保険特別会計補正予算(第4号)(町長提出議案) ……………	26
議案第14号	令和3年度太子町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)(町長提出議案) ……………	26
議案第15号	令和4年度太子町一般会計予算(町長提出議案) ……………	28
議案第16号	令和4年度太子町国民健康保険特別会計予算(町長提出議案) ……	28
議案第17号	令和4年度太子町山田財産区特別会計予算(町長提出議案) ……	28
議案第18号	令和4年度太子町春日財産区特別会計予算(町長提出議案) ……	28
議案第19号	令和4年度太子町介護保険特別会計予算(町長提出議案) ……	28
議案第20号	令和4年度太子町後期高齢者医療特別会計予算(町長提出議案) ……………	28
議案第21号	令和4年度太子町下水道事業会計予算(町長提出議案) ……………	28
請願第1号	町立の生涯学習施設利用の有料化撤回を求める請願 ……………	31
散 会	……………	33

第2日(3月23日)

開 議	……………	37
一般質問	……………	37
議案第22号	令和3年度太子町一般会計補正予算(第14号)(町長提出議案) ……………	67
議案第23号	令和4年度太子町一般会計補正予算(第1号)(町長提出議案) ……………	67
議案の訂正について	……………	69
散 会	……………	69

第3日(3月25日)

開 議	……………	74
議案第2号	河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について(福祉文教常任委員長報告) ……	74
議案第3号	太子町地域公共交通会議条例中改正の件(総務まちづくり常	

	任委員長報告) ……………	74
議案第4号	太子町職員の育児休業等に関する条例中改正の件(総務まちづくり常任委員長報告) ……………	74
議案第5号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等中改正の件(総務まちづくり常任委員長報告) ……………	74
議案第6号	一般職の職員の給与に関する条例中改正の件(総務まちづくり常任委員長報告) ……………	74
議案第7号	太子町立生涯学習センター設置条例制定の件(生涯学習施設建設調査特別委員長報告) ……………	74
議案第8号	太子町立図書館設置条例制定の件(生涯学習施設建設調査特別委員長報告) ……………	74
議案第9号	太子町国民健康保険条例中改正の件(福祉文教常任委員長報告) ……………	74
議案第10号	太子町消防団条例中改正の件(総務まちづくり常任委員長報告) ……………	74
議案第11号	太子町消防団員等公務災害補償条例中改正の件(総務まちづくり常任委員長報告) ……………	74
議案第12号	令和3年度太子町一般会計補正予算(第13号)(予算常任委員長報告) ……………	74
議案第13号	令和3年度太子町介護保険特別会計補正予算(第4号)(福祉文教常任委員長報告) ……………	74
議案第14号	令和3年度太子町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)(福祉文教常任委員長報告) ……………	74
議案第15号	令和4年度太子町一般会計予算に対する修正動議……………	74
議案第15号	令和4年度太子町一般会計予算(予算常任委員長報告) ……………	74
議案第16号	令和4年度太子町国民健康保険特別会計予算(福祉文教常任委員長報告) ……………	74
議案第17号	令和4年度太子町山田財産区特別会計予算(総務まちづくり常任委員長報告) ……………	74
議案第18号	令和4年度太子町春日財産区特別会計予算(総務まちづくり	

	常任委員長報告) ……………	74
議案第19号	令和4年度太子町介護保険特別会計予算(福祉文教常任委員長報告) ……………	74
議案第20号	令和4年度太子町後期高齢者医療特別会計予算(福祉文教常任委員長報告) ……………	74
議案第21号	令和4年度太子町下水道事業会計予算(総務まちづくり常任委員長報告) ……………	74
議案第22号	令和3年度太子町一般会計補正予算(第14号)(予算常任委員長報告) ……………	74
議案第23号	令和4年度太子町一般会計補正予算(第1号)(予算常任委員長報告) ……………	74
議案第24号	副町長の選任について同意を求める件(町長提出議案) ……………	108
請願第1号	町立の生涯学習施設利用の有料化撤回を求める請願(生涯学習施設建設調査特別委員長報告) ……………	110
	閉会中の継続審査の申し出について……………	113
閉会	……………	116

【第 1 日】

令和4年 第1回太子町議会定例会会議録

令和4年3月1日(火) 午前 9時30分開会

◎出席議員(9名)

1番	斧田秀明君	7番	中村直幸君
2番	建石良明君	8番	森田忠彦君
3番	西田いく子君	9番	山田強君
5番	辻本博之君	10番	辻本馨君
6番	村井浩二君		

◎欠席議員(1名)

4番 藤井千代美君

◎地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のために出席した者の職氏名

町長	田中祐二君	税務課長	木村厚江君
副町長	藤原幹君	住民人権課長	高上秀明君
教育長	勝良憲治君	地域整備課長	堀内孝茂君
政策総務部長	小角孝彦君	観光産業課長	西本武史君
まちづくり推進部長	村上正規君	環境農林課長	木下明紀君
健康福祉部長	子安逸二君	子育て支援課長	小路展裕君
教育次長	池田貴則君	福祉介護課長	武部勝浩君
秘書政策課長	東條信也君	いきいき健康課長	松井靖君
総務財政課長	辻本知也君	保険医療課長	松岡健一君
会計管理者 兼会計課長	奥埜哲生君	教育総務課長 兼学校給食C所長	正野正君
自治防災課長	辻中一嘉君	生涯学習課長	鳥取勝憲君

◎議会事務局

事務局長 上田周治 書記 植木友也

◎議事日程第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期決定の件
- 日程第3 諸般の報告（監査、全国町村議会議長会、南河内環境事業組合議会、大阪府後期高齢者医療広域連合議会）
- 日程第4 報告第1号 令和3年度太子町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の件（町長提出議案）
- 日程第5 報告第2号 令和3年度太子町一般会計補正予算（第12号）の専決処分の件（町長提出議案）
- 日程第6 議案第1号 （仮称）太子町生涯学習センター備品購入契約締結の件（町長提出議案）
- 日程第7 議案第2号 河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について（町長提出議案）
- 日程第8 議案第3号 太子町地域公共交通会議条例中改正の件（町長提出議案）
- 日程第9 議案第4号 太子町職員の育児休業等に関する条例中改正の件（町長提出議案）
- 日程第10 議案第5号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等中改正の件（町長提出議案）
- 日程第11 議案第6号 一般職の職員の給与に関する条例中改正の件（町長提出議案）
- 日程第12 議案第7号 太子町立生涯学習センター設置条例制定の件（町長提出議案）
- 日程第13 議案第8号 太子町立図書館設置条例制定の件（町長提出議案）
- 日程第14 議案第9号 太子町国民健康保険条例中改正の件（町長提出議案）
- 日程第15 議案第10号 太子町消防団条例中改正の件（町長提出議案）
- 日程第16 議案第11号 太子町消防団員等公務災害補償条例中改正の件（町長提出議案）
- 日程第17 議案第12号 令和3年度太子町一般会計補正予算（第13号）（町長提出議案）
- 日程第18 議案第13号 令和3年度太子町介護保険特別会計補正予算（第4号）

(町長提出議案)

- 日程第19 議案第14号 令和3年度太子町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)(町長提出議案)
- 日程第20 議案第15号 令和4年度太子町一般会計予算(町長提出議案)
- 日程第21 議案第16号 令和4年度太子町国民健康保険特別会計予算(町長提出議案)
- 日程第22 議案第17号 令和4年度太子町山田財産区特別会計予算(町長提出議案)
- 日程第23 議案第18号 令和4年度太子町春日財産区特別会計予算(町長提出議案)
- 日程第24 議案第19号 令和4年度太子町介護保険特別会計予算(町長提出議案)
- 日程第25 議案第20号 令和4年度太子町後期高齢者医療特別会計予算(町長提出議案)
- 日程第26 議案第21号 令和4年度太子町下水道事業会計予算(町長提出議案)
- 日程第27 請願第1号 町立の生涯学習施設利用の有料化撤回を求める請願

○議長（辻本 馨君） 皆さん、おはようございます。

本日、第1回定例会が招集されました。皆様におかれましては、お忙しいところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

まず、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、お亡くなりになられた方々のご冥福を心よりお祈り申し上げますと共に、感染された方々の一日でも早い快復をお祈りいたします。

また、今定例会におきましても、新型コロナウイルス感染症への対応として、理事者側の出席人数を必要最小限とし、議員、職員及び傍聴者においては、マスク着用を必須としていますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

それでは、開会に当たり、町長より挨拶を受けます。

町長。

○町長（田中祐二君） 皆さん、おはようございます。

本日、定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私何かとお忙しい中、ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

令和4年第1回定例会の開会に当たりまして、ご挨拶申し上げます。

立春を過ぎ、季節は三寒四温の言葉どおり、少しずつではありますが、春の訪れを感じる季節となってきたところでございます。

さて、本定例会へ提出いたします案件でございますが、まず、報告案といたしまして、令和3年度太子町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の件ほか1件、事件議決案といたしまして、（仮称）太子町生涯学習センター備品購入契約締結の件ほか1件、条例案といたしまして、太子町地域公共交通会議条例中改正の件ほか8件、予算案といたしまして、補正予算案で、令和3年度太子町一般会計補正予算（第13号）ほか2件、当初予算案で、令和4年度太子町一般会計予算ほか6件、以上合わせまして23件でございます。

なお、施政方針につきましては、後ほど発表させていただきたいと存じます。また、各議案の内容につきましても、改めてご説明をさせていただきますので、何とぞよろしくご審議をいただき、ご議決、ご同意賜りますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

（開会 午前 9時30分）

○議長（辻本 馨君） 本日は、藤井議員より欠席届が提出されております。会議の定足

数は満たしておりますので、本会は成立いたしました。

これより令和4年第1回太子町議会定例会を開会いたします。

議事に入る前に、町長より令和4年度施政方針について発言を求められていますので、これを許します。

町長。

○町長（田中祐二君） 令和4年第1回太子町議会定例会の開会に当たり、令和4年度当初予算並びに諸案件のご審議をお願いするにつき、町政に取り組む所信の一端を申し述べ、議員並びに住民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

初めに、新型コロナウイルスにつきましても、令和2年4月に町長就任以来、感染症対策やワクチン接種、各種支援など、住民の皆様の生命、健康、生活を守るための様々な取組を実施してまいりました。この間、取組にご協力いただいております住民の皆様には感謝を申し上げます。また、医療や介護従事者等の皆様、教育関係者の皆様には、日々のご尽力に心より感謝申し上げます。併せて、現在療養中の皆様におかれましては、一日も早い快復をご祈念いたします。新年度におきましても、引き続き、コロナ禍の影響は避けられないものと考えておりますが、まずは現在進めております新型コロナウイルスワクチンの3回目接種を富田林医師会などと連携を取りながら、スピード感を持ってしっかりと進めると共に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を有効活用し、必要な支援策を講じてまいります。

国の令和4年度予算においては、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期しつつ、成長と分配の好循環による新しい資本主義の実現を図るための予算とされています。大阪府におきましては、令和4年度はコロナ対策及びコロナ禍からの回復に向け、命を守る最大限の感染症対策の推進、経済の回復、雇用を支える取組の推進、暮らしを支えるセーフティネットの充実を重点的に取り組むと共に、併せてポストコロナを見据え、2025年大阪関西万博をインパクトにした大阪の成長、飛躍に向けた取組を加速させ、日本の成長を牽引する、副首都大阪の確立を目指すとしています。

本町におきましては、全国的に新型コロナウイルスの影響の長期化が避けられない中、多様化、複雑化する住民ニーズに的確に対応し、持続的かつ安定的に必要な住民サービスを提供していくためにも、引き続き基礎自治機能の充実・強化に取り組むと共に、総合計画に掲げる将来像の実現、並びに、5つの基本目標の達成に向け、国や府の施策と連携して町政運営を進めてまいりますので、議員の皆様のご理解、ご協力をよろしくお

願いを申し上げます。

本町の令和4年度当初予算案につきましては、令和3年度に引き続き、財政収支改善に向けた目標値を設定し、シーリングによる歳出の削減を図ると共に、第5次総合計画に掲げる基本計画に即し、事業の優先度や必要性、また、効率性などを十分精査した上で予算編成を行ったところでございます。各会計の令和4年度当初予算は、一般会計では55億5千951万円、特別会計と下水道企業会計の合計では34億4千434万3千円となり、全会計総計では、90億385万3千円でございます。

なお、当初予算案につきましては、提案理由の中でご説明いたしますが、ここでは、主な施策を第5次総合計画の柱に沿ってご説明させていただきます。

まず、こころ健やかで、元気に暮らせるまちづくりについてです。

結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援により、安心して子どもを産み育てる環境づくりを推進すると共に、住民が健康に暮らせる体制の充実に取り組んでまいります。子育て家庭の支援、移住・定住の促進に関する取組につきましては、引き続き、結婚新生活支援事業及び、三世帯同居・近居支援事業を実施すると共に、独立行政法人住宅金融支援機構と連携し、各補助金を利用する方を対象に、借入金利を一定期間引き下げるフラット35、地方移住支援型を実施し、制度の利用促進を図ってまいります。

次に、母子保健の充実に係る取組につきましては、新生児の難聴を早期に発見し、早期の療育につなげるため、新たに新生児聴覚検査の費用を補助いたします。

また、健康づくり、食育の推進に関する取組につきましては、第4次健康太子21に基づき、住民と行政の協働によるソーシャル・キャピタルの醸成を図ると共に、ライフステージを通じた、切れ目のない支援体制の構築等に取り組むと共に、健康づくりと食育を総合的かつ計画的に推進してまいります。

地域福祉の充実に係る取組につきましては、支援機関・地域の関係者がつながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、高齢、障がい、子どもなどの分野を超えた包括的な支援体制を構築し、属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施してまいります。

また、高齢者福祉の充実に係る取組といたしましては、平成30年度よりモデル事業として実施してきた訪問型サービスB事業を本格実施し、地域包括ケアシステムの実現に向け、住民主体の生活援助・日常生活支援のメニューを充実させてまいります。

続きまして、支え合い、安心して暮らせるまちづくりについてです。地域住民が安

全・安心に暮らすための基盤となる施設や環境の整備を行ってまいります。安全・安心の確保に関する取組につきましては、急病、負傷などによる救急出動要請や、災害時における医療機関への緊急搬送など、質の高い救急業務を提供できるよう、高規格救急自動車等の更新を行ってまいります。加えて、人口減少、少子高齢化の進展、複合化、大規模化する自然災害への対応、住民ニーズが多様化、高度化する中、より質の高い住民サービスの提供を行っていくためには、消防の広域化によるスケールメリットを活かした消防力の維持、強化が求められており、引き続き、大阪南消防広域化に関する会議における検討を踏まえ、消防・防災力の一層の強化を図ってまいります。

次に、暮らしの利便性の取組につきましては、太子町域の路線バスを担う金剛バスのＩＣカード導入及び上ノ太子駅前のバス回数券・定期券売場等の設置に係る費用に対する補助を行い、地域公共交通の利用促進のための環境整備に取り組んでまいります。

また、ゼロカーボンシティの実現に向けた取組につきましては、昨年７月に設立され、本町も参画しているＯＳＡＫＡゼロカーボンファウンデーションを通じた企業や大学、府内市町村等の多様なステークホルダーとの協働のほか、包括連携協定を締結した企業との公民連携などを通じて、ＳＤＧｓや脱炭素社会実現に向けた取組を進めてまいります。

また、引き続き、ごみの減量化に向けた啓発活動を行うと共に、新たに衣類リユース・リサイクル事業を実施いたします。更に、２０５０年までの温室効果ガス排出量実質ゼロに向けた取組を着実に推進するため、ロードマップの策定作業に着手してまいります。

続きまして、活力と魅力にあふれる個性豊かなまちづくりについてです。産業の振興や交流機能の向上により、地域の活力向上を図ってまいります。農業の振興に関する取組といたしましては、４９歳以下の新規就農者への就農準備等の資金に対する補助など、引き続き、次世代を担う農業者への支援を行ってまいります。また、太子ブランドの開発やＰＲに向けて、民間企業等と連携し、特産品を活用した新たな取組を進めてまいります。

次に、観光振興に関する取組といたしましては、令和３年度に策定した太子町観光まちづくりビジョン後期に基づいた取組を推進し、聖徳太子や二上山、みかん、ぶどう等の固有の資源とひと資源、こと資源を活かし、深く楽しめる太子町を実現し、暮らしの舞台として選ばれるまち、持続可能な太子町を目指してまいります。

また、スマートフォン上で観光資源や観光に関する地域情報を取得できる観光アプリココシルたいしの活用や、公民連携による取組を進めているミッションアプリD I I I Gによるサイクルツーリズムの促進など、何度も楽しめるストーリー性のあるコンテンツを活用した観光まちづくりを進めてまいります。

また、道の駅の運営については、4月から新たに公募で選考された事業者により運営される予定であり、新たな取組による特産品のP Rと販売促進や地域情報の発信強化により農業者支援を図ると共に、地域振興及び観光拠点施設として、より効率的かつ効果的な活用を進めてまいります。

更に、企業誘致の取組としましては、太子西条線周辺地区における商業施設の誘致を更に進めると共に、現在策定作業中の産業の振興を図る必要がある地域における工場等の立地を目的とする開発行為等の取扱い基準の策定により、太子インターチェンジ周辺など、広域交通条件のよい地区への新規産業の誘致に努めてまいります。

続きまして、豊かな自然・歴史とともに育つ、誇りあるまちづくりについてです。地域に愛着と誇りを持ち、地域を支える人材の育成を行ってまいります。学校教育の充実に向けた取組につきましては、義務教育9年間の系統性と連続性に配慮した教育活動の展開と、指導体制や学習指導方法などの充実を図ることを目的としてこれまでも取り組んでまいりました、小中連携教育を発展させ、小学校2校、中学校1校という、町全体で1つの中学校区であるという地理的特性、学校と行政・地域が一体となった地域性を生かし、小中一貫教育の取組を進めてまいります。併せて、教室内の空間的なゆとりはもちろん、きめ細かな指導による学力向上や、生活指導面での効果が期待できる少人数学級については、町立小中学校の全ての学校、学年における35人学級の実現に向け、仮に十分な府の加配教員が配当されない場合においては、町費による講師の確保を行うことで少人数学級の完全実施を進めてまいります。

また、国が推進するG I G Aスクール構想の実現のため、引き続き、町立小中学校の児童生徒に1人1台の学習用端末の配備を中心とした学校I C T環境の整備を進めてまいります。コロナ禍における学びの保障の観点からは、オンライン学習の推進のための環境整備として、モバイルルーターの貸出しを行い、準要保護で家庭にW i - F i環境のない世帯に対しては、通信費助成を就学援助において新たに実施いたします。更に、児童生徒個々の理解度や習熟度に合わせた学びを進めるため、A Iドリルを導入すると共に、学校I C T化による授業の質の向上や、教員のI C Tリテラシーの向上のため、

I C T支援員を配置してまいります。

次に、(仮称)生涯学習センターの整備につきましては、本年7月のオープンに向け、設備・環境の整備に引き続き進めると共に、生涯学習の拠点として各種講座・教室の企画運営、学習情報の提供、相談などの事業を実施してまいります。

また、少子高齢化やコロナ禍による影響を受ける中、町の施設を拠点に、文化・スポーツの振興に取り組む団体の活動を支援するため、新たな補助制度を創設し、住民の文化・スポーツ活動の活性化による活力ある地域社会の実現と、社会教育施設などの公共施設の利用促進を図ってまいります。

併せて、公民連携による取組を始めたF.C.大阪とのサッカー教室などの事業との相乗効果を図り、全ての住民が生涯を通じて楽しく学び、憩い、交流する環境の整備に努めてまいります。

国指定史跡、二子塚古墳の保存・整備につきましては、これまで遺構の保存状況の確認調査や保存管理計画の策定、工事設計を進めてまいりましたが、令和4年度より5年計画で整備工事を進めてまいります。地域の歴史学習の場として、竹内街道歴史資料館や府立近つ飛鳥博物館と連携した活用の推進を図ると共に、地域の憩いの場として、更には観光誘致にもつながりを完成に向けて取り組んでまいります。

最後に、みんなで歩む協働のまちづくりについてです。少子高齢化が進展し、人口減少局面が本格化する中、新型コロナウイルスによる新しい生活様式の定着、デジタル社会の飛躍的な進展など、本町を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。更に、今後、地方税収が減少していく反面、社会保障関係経費の増加や、公共施設及び社会インフラの老朽化への対応は不可避であり、行財政運営はこれまで以上に厳しくなることが見込まれます。そのため、第5次総合計画における後期基本計画をはじめとする各種計画を確実に進めることはもとより、不断の行財政改革を進めながら、町単独で対応することが困難な課題につきましては、国や府との連携や広域行政の推進に加え、民間企業や大学等との公民連携による取組を進め、基礎自治機能の充実強化に努めてまいります。

効率的・効果的な行政経営の取組につきましては、本町のD X、デジタルトランスフォーメーションを推進し、マイナンバーカードを活用した住民票の写しや印鑑登録証明書のコンビニ交付や、窓口手続きに関する電子申請ツールの導入など、行政手続きのデジタル化を推進し、住民サービスの利便性の向上と併せて、業務の効率化及び経費削減に取り組んでまいります。

また、公民連携の取組につきましては、昨年7月に立ち上げました公民連携デスクをワンストップ窓口として、大阪府公民戦略連携デスクとも協力しながら、引き続き、民間企業や大学等との連携を積極的に進め、本町の社会課題の解決や住民サービスの向上、更に、SDGsや脱炭素社会実現に向けた取組を進めてまいります。

また、ふるさと納税に関する取組につきましては、様々な企業等と協力し、本町の特産物を活用した新たな返礼品の開発や、シティセールス等に取り組むと共に、自主財源の確保を図ってまいります。

次に、住民主体のまちづくりの取組につきましては、公式インスタグラムや広報紙において、広報サポーターによる住民も目線での情報発信に引き続き取り組んでまいります。また、より多くの住民の声を行政に反映させるため、公民連携による協定に基づき登用した民間人材との協働によるタウンミーティングの企画立案等に取り組んでまいります。

以上、今議会に提案しております予算案を中心に、今後取り組む新たな施策、事業についてご説明申し上げます。

最後になりますが、依然として新型コロナウイルスが猛威を振るっていますが、2025年にはポストコロナの新たな未来を切り開くシンボルとなる大阪関西万博が控えています。本町といたしましても、「チェンジ 笑顔あふれる太子町に」をコンセプトに、ポストコロナを見据えた新たな挑戦を継続していく所存でございますので、議員並びに住民の皆様には、なお一層のご理解とご協力、そしてご支援を賜りますよう、心からお願いを申し上げます。私の令和4年度町政運営に対する施政方針といたします。

○議長（辻本 馨君） それでは、直ちに会議に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

○議長（辻本 馨君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会における会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、辻本博之議員、6番、村井議員を指名いたします。

○議長（辻本 馨君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

今回の定例会につきましては、2月22日に開催されました議会運営委員会において、ご検討いただいた結果、会期は本日3月1日から25日までの25日間で協議がまとま

りましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月25日までの25日間と決定いたしました。

なお、定例会の運営予定ですが、お手元に配布していますとおり、本日は、提出されました全ての議案及び請願を上程いたしまして、質疑の後、それぞれの常任委員会等へ付託させていただきたいと思えます。

ただし、日程第4、報告第1号、日程第5、報告第2号、日程第6、議案第1号につきましては、本日、全員審議でお願いいたします。

次に、委員会の日程ですが、2日と10日に総務まちづくり常任委員会を、4日と14日に福祉文教常任委員会と生涯学習施設建設調査特別委員会を、8日と9日に予算常任委員会をそれぞれ開催していただきます。なお、審議が残りましたら、16日の予備日を充てていただきたいと思います。また、追加議案等がございましたら、17日に議会運営委員会と議員全員協議会を予定しておりますので、よろしくお願いたします。

23日に一般質問で本会議を再開させていただきますが、この一般質問の通告締切りは、7日の正午までとさせていただきます。

25日に最終本会議を開催させていただき、それぞれの付託案件について委員長報告を受け、議決を賜る予定です。

次に、諸般の報告ですが、本日は監査の報告、全国町村議会議長会の報告、南河内環境事業組合議会の報告、大阪府後期高齢者医療広域連合議会の報告の4件を予定しております。

また、本定例会までに受理いたしました陳情・要望書等につきましては、議員全員協議会で、その取扱いを決めていただき、措置したいと思えますので、よろしくお願いたします。

○議長（辻本 馨君） 日程第3、諸般の報告を議題といたします。

監査委員より例月出納検査結果報告があり、その写しをお手元に配布していますので、ご了承をお願いいたします。

次に、私のほうから全国町村議会議長会関係の報告をします。

去る令和4年2月7日に、令和4年、北方領土返還要求全国大会が、国立劇場で、新

型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み、出席者を縮小してユーチューブ配信と併せて開催されました。また、2月8日に、近畿府県町村議会議長会議と、全国町村議会議長会第73回定期総会の開催予定でしたが、いずれも新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み、書面表決によるものとなり、令和4年度の事業計画並びに収支予算、委員会をオンライン開催する場合の委員会条例の改正が決定されました。

報告は以上です。

次に、南河内環境事業組合議会の報告を求めます。

山田議員。

○9番（山田 強君） 令和4年第1回南河内環境事業組合議会定例会が、去る2月15日に開催されました。当日は、私、所用のため欠席させていただきましたが、当日の内容についてご報告を申し上げます。配布資料の、南河内環境事業組合議会報告をご覧ください。

当日、定例会では4件の提出案件がございました。順に申し上げますと、1頁をご覧ください。

議案第1号、令和3年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第3号）については、昨年10月に発生しました第1清掃工場爆発事故の復旧更新事業費確定及び財源の更正による補正予算として、歳入歳出それぞれ755万7千円の減額にて、予算総額を40億1千444万6千円とするもので、原案のとおり可決されました。

議案第2号、令和4年度南河内環境事業組合一般会計予算については、科目別の内訳は省略させていただきますが、予算規模は歳入歳出それぞれ22億4千843万7千円、前年度比較において17億713万6千円の減額となり、原案どおり可決されました。大幅な減額の要因ですが、第2清掃工場及び資源再生センターの基幹的設備改良工事の完了によるものであります。

なお、太子町の分担金及び負担金については、裏面2頁の上から2つ目の表をご覧ください。令和4年度につきましては、ごみの分担金として6千808万7千円、し尿で2千931万2千円、ごみシールの負担金として52万円。合計9千791万9千円となっています。

監査報告第1号、例月出納検査の結果報告については、監査委員より令和3年度の10月分から12月分までの監査報告があり、適正に処理されていたとのことでした。

同意案第1号、南河内環境事業組合監査委員（議会選出）の選任につき同意を求める

ことについては、議会選出の監査委員に、千早赤阪村の藤浦稔議員を選任する提案があり、同意されました。

以上、簡単ですが、令和4年第1回南河内環境事業組合議会定例会の報告とさせていただきます。

○議長（辻本 馨君） 続いて、大阪府後期高齢者医療広域連合議会の報告を求めます。
村井議員。

○6番（村井浩二君） 令和4年第1回大阪府後期高齢者医療広域連合議会2月定例会の会議結果について報告申し上げます。

去る令和4年2月14日に、令和4年第1回大阪府後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催され、広域連合長の提出した議案9件と、議員提出議案1件の審議をしましたので、その結果について報告いたします。

議案の審議結果でございますが、まず、議案第1号、大阪府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について同意を求める件については、阪南市の水野謙二市長の選任について同意されました。

次に、議案第2号、令和3年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）の件については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7千円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億1千873万4千円とするもので、主な内容は、令和2年度の決算余剰金の確定により、歳入の4款繰越金を増額し、1款分担金及び負担金である市町村負担金を減額する補正であり、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第3号、令和3年度大阪府広域後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ544億286万4千円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1兆2千947億651万9千円とするものとなっております。歳入の主な内容は、令和2年度決算余剰金の確定により、9款繰越金の増額をすると共に、1款市町村支出金の減額をしております。また、令和3年度の診療報酬支払基金から交付金の確定したことから、5款特別高額医療費共同事業交付金を増額しております。

資料の2頁目をお願いします。

歳出の主な内容ですが、歳入の交付金を財源として、3款特別高額医療費共同事業拠出金を増額するもののほか、令和2年度決算余剰金の一部を5款基金積立金に積立てし、6款諸支出金では、国府負担金等を返還するための財源を増額するもので、原案どおり

可決されました。

次に、議案第4号、令和4年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計予算の件については、予算の総額は1億9千278万3千円で、前年度比2千594万4千円、11.9%の減となっております。本会計では、議会費や総務費として、事務所借り上げなどの広域連合の事務経費や、職員の人件費、公平委員会等の行政委員会に係る経費を計上しております。主な内容ですが、歳入では、事務経費の減に伴い、市町村が拠出する市町村負担金を減額し、歳出では、総務費の電算システムの整備業務等に係る費用や、事務経費を減額する予算であり、原案どおり可決されました。

次に、資料の3頁をお願いします。

議案第5号、令和4年度大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者特別会計予算の件については、予算の総額は1兆2千481億1千286万円で、前年度比154億4千354万3千円、1.3%増となっております。本会計では、医療保険事業に係る保険給付費や、保健事業費、また、これらに係る事務経費や人件費を計上しております。主な内容ですが、歳入では、被保険者数の増加と、保険料改定による保険料の増加や事務経費の増などにより、1款市町村支出金が52億4千460万6千円の増となっております。

2款国庫支出金では、保険給付費の増加による療養給付費国庫負担金等の増により、61億2千6万1千円。3款府支出金におきましても、保険給付費の増加による療養給付費負担金等の増により、21億4千313万2千円の増となっております。

また、8款繰入金では、第8期保険料算定結果に基づく保険料軽減のための繰入金の190億円のうち、初年度は約半額である95億円を計上しております。

一方、歳出では、1款総務費では、制度改正に係る市町村補助金や電算システム改修業務委託などの増により、12億1千15万7千円の増となっております。

また、2款保険給付費では、年々被保険者が増加していることから、132億1千771万9千円の増となっております。

4款保健事業費では、健診の受診者数の増や、現在、一部の市町村に委託している保健と介護予防の一体的実施事業の府内での実施市町村の増加を見込み、4億6千116万1千円の増となっております。

その他、5款、基金積立金では、2年毎の保険料率改定初年度のため、医療給付費準備基金積立金を2億5千218万円の増とする予算であり、原案どおり可決されました。

次に、資料の4頁をお願いします。

議案第6号、大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の件については、法律に基づいた2年毎の保険料率の改定及び賦課限度の引上げを行うもので、原案どおり可決されました。

その他、議案第7号、大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件については、大阪府人事委員会の勧告を踏まえた期末手当及び勤勉手当を減額する改正であり、議案第8号大阪府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の件については、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による関係法令の整備に伴い、当該箇所を引用している条項及び統計法を引用している条項並びに地方独立行政法人法を引用している条項に所要の改正を行うものです。

また、議案第9号、大阪府後期高齢者医療広域連合第4次広域計画策定の件については、地方自治法第129条の7に基づき、後期高齢者医療制度に関する事務を総合的かつ計画的に処理するため5年毎に策定されているもので、いずれも原案どおり可決されました。

最後に、議員提出議案としまして、議員提出議案第1号、大阪府後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する件については、議員が活躍しやすい環境整備の一環として育児、看護、介護及び配偶者の出産補助を会議への欠席事由として明文化すること、また、議員の出産については、産前及び産後の欠席期間を規定する内容のほか、請願者の利便性を向上するため、請願の取扱いについて一律に求める押印の義務づけを署名または記名押印に改めるもので、原案どおり可決されました。

以上、令和4年第1回大阪府後期高齢者医療広域連合議会2月定例会の報告とさせていただきます。

○議長（辻本 馨君） 以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（辻本 馨君） 日程第4、報告第1号、令和3年度太子町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の件、これを議題といたします。

本件について、報告及び内容の説明を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 報告第1号、令和3年度太子町一般会計補正予算（第1

11号)の専決処分の件につきまして、ご報告並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、ふるさと太子応援基金寄付金事業及び住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業に要する経費の予算措置を行うものでございます。

それでは、補正予算書の1頁をお開き願います。

本補正予算は、既定の歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ3億1千442万円を追加し、総額を65億9千429万6千円とするものでございます。

10頁11頁をお開き願います。

歳出についてご説明申し上げます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額1億1千259万5千円、事業別区分12、基金積立事務事業は、ふるさと太子応援基金への積立金でございます。

10目企画費、補正額4千287万4千円、事業別区分4、ふるさと太子応援基金寄付金事業は、ふるさと太子応援基金寄付金事業に係る委託料でございます。

続きまして、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額1億5千895万1千円、事業別区分8、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業は、会計年度任用職員の報酬、期末手当、社会保険料等の経費や電算機器のプログラム変更に係る委託料、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金でございます。

続きまして、歳入でございます。8頁9頁に戻っていただきまして、15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、補正額1億5千895万1千円は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費補助金及び事務費補助金でございます。

続きまして、18款寄付金、1項寄付金、1目指定寄付金、補正額1億1千259万5千円で、ふるさと太子応援基金寄付金でございます。

続きまして、19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額4千287万4千円は、財源調整に伴う繰入金でございます。

なお、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業に係る経費につきましては、年度内にその支給が終わらない見込みのあるものとしまして、地方自治法第213条第1項の規定により、繰越明許費として措置しております。

本補正予算は、早急な対応が必要であることから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、本年1月12日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により本議会にご報告申し上げます。何とぞよろしくご審議の上ご承認賜りま

すようお願い申し上げます。

○議長（辻本 馨君） ただいま、報告及び内容の説明がありました。

お諮りいたします。

報告第1号は、会議規則第39条第2項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ご異議なしと認めます。よって、報告第1号は委員会付託を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

報告第1号を承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ご異議なしと認めます。よって、報告第1号、令和3年度太子町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の件は、報告のとおり承認されました。

○議長（辻本 馨君） 日程第5、報告第2号、令和3年度太子町一般会計補正予算（第12号）の専決処分の件、これを議題といたします。

本件について、報告及び内容の説明を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 報告第2号、令和3年度太子町一般会計補正予算（第12号）の専決処分の件について、ご報告並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、新型コロナウイルス感染症対策事業に要する経費の予算措置を行うものでございます。

それでは、補正予算書の1頁をお開き願います。

本補正予算は、既定の歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ1千725万2千円を追加、総額を66億1千154万8千円とするものでございます。

8頁9頁をお開き願います。

歳出についてご説明申し上げます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額381万7千円、事業別区分15、新型コロナウイルス感染症対策事業は、議会議案書ペーパーレス化に伴う電子機器等の購入費でございます。

続きまして、3款民生費、2項児童福祉費、4目児童福祉費、補正額100万2千円、事業別区分11、新型コロナウイルス感染症対策事業は、郵便料及び子育て世帯への臨時特別給付金、離婚世帯分でございます。

続きまして、4款衛生費、1項保健衛生費、2目、健康管理費、補正額250万円、業別区分11、新型コロナウイルス感染症対策事業は、自宅療養者に配布する日用品、食料品等の消耗品費と自宅療養者に貸出しするパルスオキシメーター等の感染予防対策用の備品購入費でございます。

続きまして、9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、補正額633万円、事業別区分10、新型コロナウイルス感染症対策事業は、新入学応援緊急給付金及び郵便料等でございます。

続きまして、10頁11頁をお願いいたします。

2項磯長小学校費、1目学校管理費、補正額135万1千円、事業別区分6、新型コロナウイルス感染症対策事業は、感染予防対策用の備品、消耗品と備品の購入費でございます。

続きまして、3項山田小学校費、1目学校管理費、補正額90万1千円、事業別区分5、新型コロナウイルス感染症対策事業は、トイレの清掃委託料と感染予防対策用の備品購入費などでございます。

続きまして、4項中学校費、1目学校管理費、補正額135万1千円、事業別区分5、新型コロナウイルス感染症対策事業は、感染予防対策用の備品購入費等でございます。

続きまして、歳入でございます。6頁7頁をお願いいたします。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、5目教育費国庫補助金、補正額180万円、1節学校費補助金は、学校保健特別対策事業補助金でございます。

続きまして、19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額1千545万2千円、1節、財政調整基金繰入金は、財源調整に伴う繰入金でございます。

本補正予算は早急な対応が必要であることから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、本年2月1日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により本議会にご報告申し上げるものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻本 馨君） ただいま、報告及び内容の説明がありました。

お諮りいたします。

報告第2号は、会議規則第39条第2項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ご異議なしと認めます。よって、報告第2号は委員会付託を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

報告第2号を承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ご異議なしと認めます。よって、報告第2号、令和3年度太子町一般会計補正予算（第12号）の専決処分の件は、報告のとおり承認されました。

○議長（辻本 馨君） 日程第6、議案第1号、（仮称）太子町生涯学習センター備品購入契約締結の件、これを議題といたします。

本件について、提案理由及び内容の説明を求めます。

教育次長。

○教育次長（池田貴則君） 議案第1号、（仮称）太子町生涯学習センター備品購入契約締結の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

この度、（仮称）太子町生涯学習センターの開館に伴い必要となる備品について、期限付公募型プロポーザルにより契約業者を選考した結果、株式会社内田洋行大阪支店に決定をいたしましたので、地方自治法第96条第1項第8号及び太子町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案書をお開きください。

契約金額、2千918万4千640円。うち265万1千740円は、取引に係る消費税及び地方消費税の額でございます。

契約者については、大阪府中央区和泉町2丁目2番2号、株式会社内田洋行大阪支店、代表者、執行役員、大阪支店長、岡野清吾でございます。

次頁、参考資料をご参照ください。

件名は、（仮称）太子町生涯学習センター備品購入事業。内容といたしまして、納入場所は、南河内郡太子町大字山田88番地、太子町役場敷地内。主な備品の内容につきましては、3頁目に購入備品一覧表を添付しておりますので、ご参照をください。

契約方法については、制限付き公募型プロポーザルによる選考を行い、公募期間を令和3年12月24日から令和4年1月21日までとし、参加業者は5社でございました。令和4年2月10日に、参加業者によるプレゼンテーションを行い、9名の選考委員による選考の結果、株式会社内田洋行大阪支店に決定をいたしました。契約金額は、先に申し上げましたとおり、消費税込みで2千918万4千640円。仮契約年月日は令和4年2月15日、納入期限は令和4年6月30日まででございます。

なお、本件の予算につきましては、12月議会において債務負担として認定をいただいております。

以上で説明を終わります。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（辻本 馨君） ただいま、提案理由及び内容の説明がありました。

お諮りいたします。

議案第1号は、会議規則第39条第2項の規定に基づき、委員会付託を省略すること

にご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は、委員会付託を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第1号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号、（仮称）太子町生涯学習センター備品購入契約締結の件は、原案どおり可決されました。

○議長（辻本 馨君） 日程第7、議案第2号、河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について、これを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（子安逸二君） 議案第2号、河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議についての提案理由を申し上げます。

本規約の改正は、介護認定審査会を共同設置する3町村で締結している基本協定において、執務場所等を2年ごとの輪番と規定していることから、本年4月1日より、介護認定審査会の執務場所が太子町から千早赤阪村に変更されることに伴い、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項により規約の変更を行うものでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻本 馨君） ただいま、提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第2号、河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議については、福祉文教常任委員会に付託いたします。

○議長（辻本 馨君） 日程第8、議案第3号から日程第16、議案第11号まで、これら9件を一括議題といたします。

順次、提案理由の説明を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 議案第3号、太子町地域公共交通会議条例中改正の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本町の地域公共交通会議につきましては、道路運送法及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の規定に基づき、地域における需要に応じた、住民の生活に必要なバスなどの旅客運送の確保、その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要とする事項を協議し、並びに地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関する協議を行うために、平成30年4月1日に設置したところでございます。

本改正は、条例第3条に規定する地域公共交通会議委員について、議会議員を追加し、その知見をもって地域公共交通の更なる充実を図るためのものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第4号、太子町職員の育児休業等に関する条例中改正の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

令和3年8月10日に人事院により、国家公務員に係る妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講ずる措置が明らかにされ、当該措置のうち非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和等に係る事項について、令和4年4月1日施行予定とされているところでございます。

本改正は、国家公務員の措置と健康を踏まえる趣旨に従い、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和等について、育児休業及び部分休業の取得要件のうち、引き続き在職

した期間が1年以上との要件の廃止や、育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するための措置を講ずるため、所要の改正を行うものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第5号、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等中改正の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、令和3年8月10日に人事院が国会と内閣に対し、国家公務員の給与改定等について行われた勧告の趣旨を踏まえ、議会の議員及び特別職の令和4年度以降の期末手当につきまして0.15月引き下げる所要の改正を行うものでございます。

また、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置としまして、令和4年6月に支給する期末手当を令和3年人事院勧告に基づく改定後の支給月数により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に222.5分の15を乗じて得た額を減じた額とするものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行することといたします。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第6号、一般職の職員の給与に関する条例中改正の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、令和3年8月10日に人事院が国会と内閣に対し、国家公務員の給与改定等について行われた勧告の趣旨を踏まえ、国に準じた令和4年度以降の職員の期末手当の引下げ、また、令和3年12月期の期末手当の改定に相当する額を令和4年6月期の期末手当から減額し調整を行うことについて、職員組合との労使交渉が調いましたので、所要の改正を行うものでございます。

また、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置としまして、令和4年6月に支給する期末手当を令和3年人事院勧告に基づく改定後の支給月数により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に同月1日における職員の区分に応じた割合を乗じて得た額を減じた額とするものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行することといたします。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（辻本 馨君） 教育次長。

○教育次長（池田貴則君） 議案第7号、太子町立生涯学習センター設置条例制定の件の

提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本条例は、生涯学習センターの設置目的をはじめとして、センターの管理及び運営に係る基本的な事項を定めるものでございます。太子町立生涯学習センターは、耐震に不安のあった公民館と観光交流センターを複合整備し、住民の皆様の趣味、教養、文化・芸術活動の拠点として、令和4年7月に開館を予定しております。これまで公民館は社会教育施設として様々な生涯学習事業を実施し、地域住民の皆さんにとって身近な学習拠点というだけではなく、地域交流の場として利用されてきましたが、生涯学習センターでは従来の公民館におけるクラブ、サークルの活動はもちろんのこと、時代のニーズに合わせた専門的な機能を加え、住民の皆様がどなたでも自由に利用することができる地方自治法上の公共施設としております。

条例の内容ですが、センターの設置目的、名称及び管理主体並びに使用に関する事項などがございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続いて、議案第8号、太子町立図書館設置条例制定の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本条例は、生涯学習センター内に設置される新たな図書館について基本的な事項を定めるものでございます。太子町立図書館は図書館法第10条の規定に基づいた図書館として、現在の知識社会における情報の重要性を踏まえ、利用者に対する資料や情報の提供等、直接的なサービスの実施や、住民の読書活動の振興と地域の情報拠点として、その実情に即した太子町らしい、誰もが訪れやすく、親しめる滞在型図書館として生涯学習センターと同様、令和4年7月に開館を予定しております。

条例の内容ですが、図書館の根拠法令、名称及び管理主体に関する事項などがございます。

なお、本条例の施行に伴い、附則において太子町立図書室設置条例を廃止させていただいております。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（辻本 馨君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（子安逸二君） 議案第9号、太子町国民健康保険条例中改正の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、令和4年度分の国民健康保険料から実施される未就学児の均等割保険料軽

減措置に係る保険料の端数処理に関する文言を整理するものでございます。

改正の内容でございますが、令和3年12月定例会でご議決いただき、国民健康保険料の未就学児に対する均等割保険料の軽減措置を創設いたしました。軽減額等の保険料算定に関する規定において端数処理の考え方が明確でない部分があったことから、先の条例改正を補完する形で端数処理を明確にするための改正を行うものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻本 馨君） 政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 議案第10号、太子町消防団条例中改正の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、近年、全国的に消防団員が減少し、また、災害の多様化、激甚化等により、その役割が多様化し、消防団員一人ひとりの負担が大きくなっていることから、消防団員の労苦に報いるため、消防庁により非常勤消防団員の報酬等の基準が策定されました。これを受け、本町の消防団員の出動手当、年額報酬について見直しを行い、消防団員の処遇を改善するものでございます。

改正の内容でございますが、費用弁償として支給していた出動手当を出動報酬として、各出動や訓練の対応や活動時間を勘案して支給するよう見直しております。また、団員の年額報酬を消防庁が示す標準額の3万6千500円に見直し、他の階級もそれに伴い同額を引き下げるものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第11号、太子町消防団員等公務災害補償条例中改正の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、令和2年6月5日に年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律が公布され、同法附則第65条、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部が改正され、本年4月1日から施行されることに伴い、本町条例においても所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、損害補償を受ける権利の内容に関する条項を上位法令に準ずる形で改正するものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻本 馨君） ただいま、提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第3号、太子町地域公共交通会議条例中改正の件、議案第4号、太子町職員の育児休業等に関する条例中改正の件、議案第5号、議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等中改正の件、議案第6号、一般職の職員の給与に関する条例中改正の件、議案第10号、太子町消防団条例中改正の件、議案第11号、太子町消防団員等公務災害補償条例中改正の件の6件は、総務まちづくり常任委員会に付託いたします。

議案第7号、太子町立生涯学習センター設置条例制定の件、議案第8号、太子町立図書館設置条例制定の件の2件は、生涯学習施設建設調査特別委員会に付託いたします。

議案第9号太子町国民健康保険条例中改正の件は、福祉文教常任委員会に付託いたします。

○議長（辻本 馨君） 日程第17、議案第12号から日程第19、議案第14号まで、これら3件を一括議題といたします。

順次、提案理由の説明を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 議案第12号、令和3年度太子町一般会計補正予算（第13号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ6千846万2千円を追加し、総額を66億8千1万円とするものでございます。

本補正予算の主な内容でございますが、まず、歳出につきましては、退職者増に伴う退職手当、保育所入所委託費及び障がい児通所等給付費の増額や、保健師等の処遇改善及び多子世帯保育料等助成に要する経費を増額すると共に、年度末を迎え、各種事業費の精査に伴い減額をするものでございます。

一方、歳入につきましては、歳出増額に伴う財源措置を行い、また、新型コロナウイルス感染症などの影響に伴う町税の減、及び事業費等の精査に伴い、国庫支出金、繰入金及び町債等の精査を併せて行うと共に、財政調整基金、繰入金で財源調整をしております。

なお、戸籍・住民登録事業及び磯長小学校新館トイレ改修事業に係る経費について、

年度内にその工事が終わらない見込みのあるものとし、地方自治法第213条第1項の規定により繰越明許費として措置しております。

以上のとおり、本補正予算を提出するものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻本 馨君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（子安逸二君） 議案第13号、令和3年度太子町介護保険特別会計補正予算（第4号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出の総額から、それぞれ1千117万円を減額し、総額を14億3千395万5千円とするものでございます。

本補正予算の内容でございますが、歳出につきましては、歳入の支払基金交付金の減額に伴い、介護給付費準備基金積立金の減額を行っております。

歳入につきましては、令和2年度分支払基金交付金の確定に伴い、介護給付費交付金の減額を行っております。

以上のとおり、本補正予算を本議会に提案する次第であります。何とぞよろしくご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第14号、令和3年度太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出の総額に839万4千円を追加し、総額を2億3千711万2千円とするものでございます。

本補正予算の内容でございますが、まず歳出では、被保険者数が当初予算編成時の見込みを上回る増加となり、後期高齢者医療保険料を広域連合に納付するための歳出予算である広域連合納付金に不足を生じることとなったことから増額を行うものでございます。

一方、歳入につきましては、同様の理由から、後期高齢者医療保険料を増額する予算措置を行っております。

以上のとおり、本補正予算を本議会に提案する次第であります。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻本 馨君） ただいま、提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第12号、令和3年度太子町一般会計補正予算（第13号）は、予算常任委員会に付託いたします。

議案第13号、令和3年度太子町介護保険特別会計補正予算（第4号）、議案第14号、令和3年度太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の2件は、福祉文教常任委員会に付託いたします。

○議長（辻本 馨君） 日程第20、議案第15号から日程第26、議案第21号まで、これら7件を一括議題といたします。

順次、提案理由の説明を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 議案第15号、令和4年度太子町一般会計予算の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

令和4年度予算は、第5次総合計画に上げた、人と自然と歴史が交流し未来へつなぐ和のまち“たいし”の基本理念に基づき、編成しております。

本予算の総額は、歳入歳出それぞれ55億5千951万円で、前年度比7千929万2千円、1.4%の減となっております。

歳入につきましては、予算編成の柱となります町税で、町民税や市町村たばこ税の増により、前年度比2千911万1千円増の、13億9千554万円を計上しております。また、地方交付税につきましては、地方財政計画や過去の交付額、実績等を勘案し、前年度比1億8千万円増の17億円を計上しております。

歳出につきましては、新たな取組として、マイナンバーカードを活用した住民票などのコンビニ交付の実施、文化スポーツ活動活性化事業、新生児への聴覚検査費用の助成、地域公共交通事業に係る金剛バスのICカード化への助成などのほか、継続事業としまして、生涯学習施設の備品類等の整備、国指定史跡二子塚古墳保存整備事業などについて、本予算に計上しております。本予算案につきまして、何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻本 馨君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（子安逸二君） 議案第16号、令和4年度太子町国民健康保険特別会計

予算の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億7千524万9千円で、前年度に比べ3千312万8千円、2.2%の減となっております。

歳入につきましては、保険料で1人当たりの医療費が増加しているものの、被保険者数の減少が大きいことから、前年度に比べ1千232万9千円減の3億18万1千円を計上しているほか、府支出金では、保険給付費等交付金の減などにより、前年度に比べ3千87万8千円減の10億4千858万8千円を計上いたしております。

歳出につきましても、被保険者数の減少により、大阪府に納付する国保事業費納付金を前年度に比べ427万6千円減の4億2千386万8千円を計上しているほか、歳出の大半を占めます保険給付費につきましては、過去の実績等を考慮し、1人当たり医療費の増を見込んでいるものの、前年度に比べ2千570万5千円減の9億8千476万円を計上いたしております。

また、保健事業費では、特定健診や特定保健指導、人間ドックの助成経費などとして2千307万4千円を計上いたしております。

以上のとおり、本予算案を本議会に提案する次第であります。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻本 馨君） 政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 議案第17号、令和4年度太子町山田財産区特別会計予算の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本予算の総額は歳入歳出それぞれ463万8千円で、前年度比11.9%の増となっております。

歳入につきましては、下請料及びN T T用地賃借料等の財産収入などを計上しております。また、歳出につきましては、財産の管理に係る経費などを計上しております。

以上のとおり、本予算案を本会議に提案するものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第18号令和4年度太子町春日財産区特別会計予算の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本予算の総額は、歳入歳出それぞれ101万7千円で、前年度比12.1%の増となっております。

歳入につきましては、基金利子や財産貸付収入及び基金繰入金などを計上しておりま

す。

また、歳出につきましては、財産の管理に係る経費などを計上しております。

以上のとおり、本予算案を本議会に提出するものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻本 馨君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（子安逸二君） 議案第19号、令和4年度太子町介護保険特別会計予算の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億6千124万6千円で、前年度に比べ2千168万8千円、1.6%の減となっております。

歳入につきましては、保険料のほか、国、府支出金及び支払基金交付金を介護給付費等に対するそれぞれの負担割合により計上しております。

歳出につきましては、予算の大半を占める保険給付費で、前年度に比べ0.3%増の12億7千451万円を計上しております。また、介護予防生活支援サービス事業費、一般介護予防事業費及び包括的支援事業任意事業費などの地域支援事業費は、5千574万2千円を計上しております。

以上のとおり、本予算案を本議会に提案する次第であります。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第20号、令和4年度太子町後期高齢者医療特別会計予算の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億4千131万3千円で、前年度に比べ1千259万5千円、5.5%の増となっております。

歳入につきましては、保険料及び一般会計からの繰入金等を計上いたしております。

一方、歳出におきましては、後期高齢者医療広域連合への納付金及び保険料の収納に係る事務費等を計上いたしております。

以上のとおり本予算案を本議会に提案するものでございます。何とぞよろしくご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻本 馨君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（村上正規君） 議案第21号、令和4年度太子町下水道事業会計予算の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本予算の内容でございますが、まず、収益的収支につきましては、収入で3億1千7

00万1千円、主なものといたしまして、下水道使用料、補助金などを計上しており、支出で3億1千618万2千円、主なものとしまして、人件費、流域下水道維持管理負担金、減価償却費、企業債、支払利子などを計上しております。

続きまして、資本的収支でございますが、収入で1億4千350万1千円、主なものとしまして、企業債、他会計出資金、国庫補助金などを計上しており、支出で2億3千273万9千円、建設改良費と企業債元金償還金などを計上しております。

なお、資本的収支で不足する額は、当該年度分損益勘定留保資金等で補填しております。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻本 馨君） ただいま、提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第15号、令和4年度太子町一般会計予算は、予算常任委員会に付託いたします。

議案第16号、令和4年度太子町国民健康保険特別会計予算、議案第19号、令和4年度太子町介護保険特別会計予算、議案第20号、令和4年度太子町後期高齢者医療特別会計予算の3件は、福祉文教常任委員会に付託いたします。

議案第17号、令和4年度太子町山田財産区特別会計予算、議案第18号、令和4年度太子町春日財産区特別会計予算、議案第21号、令和4年度太子町下水道事業会計予算の3件は、総務まちづくり常任委員会に付託いたします。

○議長（辻本 馨君） 日程第27、請願第1号、町立の生涯学習施設利用の有料化撤回を求める請願、これを議題といたします。

請願の紹介議員に説明を求めます。

西田議員。

○3番（西田いく子君） おはようございます。

第1回定例会議案つづりの最終にあります請願文書をご覧ください。

請願第1号、件名は、町立の生涯学習施設利用の有料化撤回を求める請願。

提出者は、岡野秀子氏ほか17名となっております。

内容の説明は、請願の請願趣旨を読み上げさせていただきます。

太子町には、町民が屋内で気軽に無料で使える施設は公民館しかありません。この公民館を建て替え、図書館も併設した複合施設、生涯学習施設の建設が進められています。町民は新しい施設の建設を心待ちにしてきました。ところが今年の3月には生涯学習施設の利用を有料化する条例を議会に提出するというのです。突然の有料化の提案にびっくりです。こんなことが実行されたら町民の暮らしは激変します。気軽に無料で使える施設がなくなります。太子町では、2018年度で延べ2万5千45人、1千764団体が公民館で学び、住民のつながりを深め、健康増進に取り組んできています。この町民の生きがいを町当局が奪い取るようなことは絶対にあってはならないと思います。町民の行き場を取り上げるようなことはやめてください。私たちは町民の願いを形に、1月半ばから「町立の生涯学習施設利用の有料化撤回を求めます」との署名を集め、2月3日には667筆の署名を町長に届けました。

太子町は、町民の公民館の利用実績を誇りとし、更に多くの町民が生き生きと生活していくために、有料化ではなく、町民の活動を支えていくことが求められているのではないのでしょうか。教育委員会と懇談をした際、有料か無料か、決めるのは町議会の判断との答えがありました。つきましては、太子町議会として、太子町に対し、有料化計画は撤回するよう求めてください。

記。

町立の生涯学習施設利用の有料化を撤回し、誰もが無料で利用できるよう求める。

以上、何とぞ、ご審議いただきまして、この請願を採択していただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻本 馨君） ただいま、請願についての説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、質疑を終わります。

請願第1号、町立の生涯学習施設利用の有料化撤廃を求める請願は、生涯学習施設建設調査特別委員会に付託いたします。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

よって、会議を散会といたします。

なお、本会議の再開通知は省略させていただきますので、ご出席のほど、よろしくお

願いたします。

本日はご苦労さまでした。

(午前11時09分 散会)

【第 2 日】

令和4年 第1回太子町議会定例会会議録

令和4年3月23日（水） 午前 9時30分開会

◎出席議員（8名）

2番	建石良明君	6番	村井浩二君
3番	西田いく子君	8番	森田忠彦君
4番	藤井千代美君	9番	山田強君
5番	辻本博之君	10番	辻本馨君

◎欠席議員（2名）

1番	斧田秀明君	7番	中村直幸君
----	-------	----	-------

◎地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のために出席した者の職氏名

町長	田中祐二君	住民人権課長	高上秀明君
副町長	藤原幹君	地域整備課長	堀内孝茂君
教育長	勝良憲治君	観光産業課長	西本武史君
政策総務部長	小角孝彦君	環境農林課長	木下明紀君
まちづくり推進部長	村上正規君	子育て支援課長	小路展裕君
健康福祉部長	子安逸二君	福祉介護課長	武部勝浩君
教育次長	池田貴則君	いきいき健康課長	松井靖君
秘書政策課長	東條信也君	保険医療課長	松岡健一君
会計管理者 兼会計課長	奥埜哲生君	教育総務課長 兼学校給食C所長	正野正君
自治防災課長	辻中一嘉君	学務指導担当課長	矢野敦則君
税務課長	木村厚江君	生涯学習課長	鳥取勝憲君

◎議会事務局

事務局長	上田周治	書記	植木友也
------	------	----	------

◎議事日程第2号

日程第1 一般質問

- ・ 消防の広域化について……………建石良明君
- ・ 小中一貫教育の実施について…………… 〃
- ・ コロナ禍における地域コミュニティの今後の対策について……………辻本博之君
- ・ ヤングケアラーに支援を……………藤井千代美君
- ・ 町長公約、学校給食費無償化に踏み出せ……………西田いく子君
- ・ 生涯学習施設有料化撤回を求める住民の思いを重く受け止めよ… 〃

日程第2 議案第22号 令和3年度太子町一般会計補正予算（第14号）（町長提出議案）

日程第3 議案第23号 令和4年度太子町一般会計補正予算（第1号）（町長提出議案）

日程第4 議案の訂正について

(開会 午前 9時30分)

○議長(辻本 馨君) 皆さん、おはようございます。

本日、一般質問で本会議を再開させていただきましたところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は斧田議員と中村議員が欠席していますが、会議の定足数は満たしていますので、本会は成立いたしました。よって、これより定例会を再開いたします。

直ちに会議に入ります。

本日の議事日程は配布しておりますとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長(辻本 馨君) 日程第1、一般質問を行います。

今回の一般質問の通告者は、配布しております一覧表のとおり、5名の議員より通告を受けております。

それでは、通告順に従いまして、順次、発言を許します。

まず1番、建石議員の質問を許します。

建石議員。

[2番 建石良明君 登壇]

○2番(建石良明君) おはようございます。大阪維新の会の建石良明です。

通告に基づき、今回、消防の広域化について、小中一貫教育の実施について、この2つの質問をいたします。

まず最初に、消防の広域化について伺います。

消防は、太子町住民の財産、命、生活を守るために必要不可欠な組織であります。消防は、火災を防御、鎮静すると共に火災を予防する活動を行います。世界各国で消防組織が整備されており、火災の防御、予防だけでなく、救急、救助、防災の実施機関です。太子町では、富田林市消防署に常備消防委託をし、太子分署を設けています。また、非常備消防組織として消防団があり、他の本業を持ちながら、太子町消防団員として活動していただいております。社会情勢や住民の生活環境の変化、多様化していく中で、太子町も消防の広域化について、以前から実現に向けて他市町村と協議されてきましたが、各自治体の思惑もあり、前進しませんでした。

このような状況の中、これまでの経過や今後の取組について、消防の広域化について

の検討経過、広域化を目指す目的、効果は広域化に向けての今後のスケジュール及び検討課題について、お聞きいたします。

○議長（辻本 馨君） 町長。

○町長（田中祐二君） おはようございます。

消防の広域化について、これまでの経緯や今後の取組について、ご答弁を申し上げます。

消防の広域化については、これまでも南河内地域におきまして、枠組みを変更しながら何度か検討を行ってまいりましたが、いずれも消防への取組や財政負担に対する考え方などの違いにより、実現に至りませんでした。その後、平成30年度に入り、柏原羽曳野藤井寺消防組合、河内長野市消防本部及び富田林市消防本部の3消防本部は、構成する8市町村長に対して、3消防本部の消防力を有効に活用することなどを進言し、平成31年2月及び3月に8市町村長による大阪南消防広域化に関する会議が開催されました。この会議において、消防、行政部門が協力して、消防広域化について検討することとされたことから、消防広域化検討会が設立され、経費負担などについて意見集約を行いました。本町におきましても、防災、財政、人事担当課を連携させ、消防の広域化に向けて積極的に準備を進めました。

そして、令和3年12月24日には、広域化等判断を行うため、第4回大阪南消防広域化に関する会議が開催されました。会議では、広域的な消防力の強化が必要であるとの認識を共有した上で、消防本部や指令センターを1か所に集約することによる人員配置の効率化を行うことで、現場要員を確保し、初動の消防力や増援体制の充実につなげること、また予防業務、救急業務などの高度化、専門化を図ることが可能であると確認いたしました。

また、今後ますます増加が見込まれる消防に関する費用につきまして、指令センターやはしご車などを集約し、効率的に運用することなどにより、各自治体における財政メリットについて確認した上で、8市町村長の満場一致により広域化を進めることになりました。これにより、各消防本部において、更新の時期を迎える指令センター及びはしご車につきまして、広域化を前提に整備等を行うために必要な事項を定める、指令センター改修事業の共同実施及びはしご車の共同整備に関する基本協定書を本年1月13日に締結しております。

今後の予定でございますが、令和6年4月の消防広域化の実現に向け、本年4月には

広域化に向けた具体的な調整を進めるために広域化協議会を発足させ、広域消防運営計画の策定などを行ってまいります。また、令和5年2月には、広域化に先立ち、はしご車の広域運用を開始するための相互応援協定を締結する予定でございます。更に、令和5年9月議会において、柏原羽曳野藤井寺消防組規約の組合名称や構成団体等を変更する形で、新たな広域消防の規約とする件についてご議決をいただき、その後、全市町村の令和6年3月議会においての広域化後の新組織予算の成立をもって、広域化がスタートいたします。

予定どおり、消防広域化が実現した際には、太子町は新しい消防組合の構成団体となりますので、消防組合議会に議席を持ち、太子町の意見を消防力の強化に反映させることが可能となります。消防の広域化は消防力の強化を推進する重要な取組です。大きな災害や火災が発生した際の対応についてはもちろんのことでございますが、例えば日常的に出動がある救急車の対応につきましても、広域化することにより、1つの指令センターで多くの救急車を統制して運用することができることから、全ての救急車が同時に出動してしまう確率を低下させることが可能となり、近年、高齢化などにより、救急需要が増加傾向にある中、太子町住民からの救急車の出動要請などが重複する場合においても、より確実に対応することができると考えております。

このようなことから、住民の生命、身体及び財産を守るため、また将来的な財政負担の軽減のため、消防広域化の実現に向けて取組を進めてまいりますので、議員の皆様をはじめ、住民の皆様には引き続きご協力をお願い申し上げます。

○議長（辻本 馨君） 建石議員。

○2番（建石良明君） 消防の広域化は答弁にあったように、太子町住民の生活を守るために必要な消防力の強化を推進する重要な取組であります。災害や火災の発生対応、救急搬送対応などを、より以上の住民の生活に安心感を抱いてもらえるものと考えております。今後の消防広域化スケジュールを着実に遂行し、消防広域化の実現に向けて取り組んでいただくことを強くお願いしておきます。

次に、小中一貫教育の実施について伺います。

私は令和2年12月の一般質問において、将来を見据えた太子町の教育制度について、少人数学級と町立小中学校の義務教育9年間を通じた教育活動を提言するが町の考えはと題して質問をいたしました。この質問に対し、教育の町太子を掲げ、特色ある取組を実施し、2つの小学校、1つの中学校という小規模であることのメリットを最大限に生

かすことで学校教育の活性化を目指しており、義務教育9年間で育てたい子どもの姿を教職員が共有し、より一層の小中一貫教育について、太子町にしかできない太子町らしい教育を今後も取り組んでいくという答弁をいただきました。私は、太子町の将来の児童生徒の未来に大いに希望を持ったところであります。その後、この間の検討状況など、これまでの取組状況についてお聞きいたします。

○議長（辻本 馨君） 教育長。

○教育長（勝良憲治君） 今、ご質問ございました小中一貫教育につきましては、小学校、中学校段階の児童生徒に教える教職員が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育のことを指します。本町では、これまで小中学校間の円滑な接続が重要であると考え、小学校から中学校への切れ目のない教育、いわゆる段差の解消を重視した教育に取り組んでまいりました。しかしながら、中1ギャップやそれに起因する不登校問題などに依然として課題が残っております。各学校単体での取組には限界があるため、小中学校間の更なる連携の必要性は高まっております。

そこで、町全体が1つの中学校区である本町のコンパクトさを生かし、小中一貫教育の実施により、諸課題への取組を進めることといたしました。この準備作業を進めてきたところでございます。小中一貫の実施形態につきましては、施設一体型と施設分離型に分けられますが、太子町は各学校がこれまで歩んできた歴史や文化、地域との密着した良好な関係を最大限に生かすため、今ある小中学校がそのまま存続する施設分離型の形態で進めることといたしました。

小中一貫教育を実践していくため、令和3年度中に次のような取組を進めてまいりました。

まず、各校の現在の課題と今後の方向性について検討するために、各校の教頭及び首席教諭をメンバーとする小中一貫教育推進委員会を立ち上げ、課題や方向性について議論を行い、教育委員会委員にも意見をいただきながら、取組を進めてまいりました。次に、これまで取り組んできた小中連携教育を更に発展させるために、小中学校が共通して取り組める学校行事がないかなどを検討いたしました。3点目に、先進的に取り組んでいる自治体を参考とし、また小中一貫教育推進委員会での議論を踏まえて、小中一貫教育基本方針を策定いたしました。4点目に、小中学校がより課題に対応できるよう、既存の研究組織の組替えを行い、小中学校間で共同して取り組みやすい環境づくりを整備いたしました。

今後は、小中一貫基本方針にのっとり、短期から中長期的な展望を持ちながら、取組を推進してまいりたいと考えております。

以上が、これまで行っておりました取組状況でございます。

○議長（辻本 馨君） 建石議員。

○2番（建石良明君） 町立小中学校に対し、令和3年度に改定された太子町教育大綱により、各学校がそれぞれ教育目標を掲げ、教育活動を進めており、多岐にわたる課題を克服しつつ、小中学校間の切れ目のない教育活動が重要であると考え、小学校から中学校へ進学する際の段差の解消を重視した教育に取り組んできたとのことであります。令和4年4月から小中一貫教育の実施に向けてスタートするとのことでありますが、今後、主な取組内容や期待される効果についてお聞きいたします。

○議長（辻本 馨君） 教育長。

○教育長（勝良憲治君） 太子町教育大綱の基本理念とそれに基づいた町立小中学校に対する指導事項には、豊かな心の元気な子どもの育成を実現するために、夢を実現する力、社会を拓く力の育成や生きて働く知識技能の習得、未知の状況にも対応できる思考力、判断力、表現力、そして学びを人生や社会に生かそうとする人間性の涵養をうたってまいりました。これらを踏まえ、令和4年度からは、太子町小中一貫教育基本方針をうたう5つの実践の柱を基本に、小中一貫教育を推進してまいります。

1つ目の実践につきましては、確かな学力及び体力の定着の向上を上げております。小学校高学年において、専科指導を実施し、専門性の高い授業を行うことで学力向上を目指します。また、教室内の空間的なゆとりの確保はもちろん、きめ細やかな指導による学力向上や生活面での効果が期待できる35人学級について、町立小中学校の全ての学校、学年において町独自で完全実施をいたします。

2つ目は、学校生活への適応力の向上であります。小中学校間の教職員が児童生徒の状況や家庭環境を共有し、理解を深めることで、発達段階に応じたきめ細やかで切れ目のない指導を行います。トータル9年間の学校生活での学習規律や生活規律の定着を図ります。また、GIGAスクール構想を基盤としたICT機器を効果的に活用し、ウェブ会議システムなどを活用し、小中学校間はもちろんのこと、小学校間の交流についても積極的に行ってまいります。

3つ目は、豊かな人間性の育成です。9年間を通して計画的な道徳教育や目指す子ども像に向けたキャリア教育を実施し、自ら学びに向かう力、人間性の涵養を目指します。

優しく思いやりのある太子町の子どもたちがのびのびと育つよう、教育活動を進めてまいります。

4つ目は、教職員の指導力の向上であります。小中学校の教員が互いに研究授業を行うなど、これまで以上に学び合い、共同することで個々の授業力の向上を期待できます。

最後に、郷土を愛する心とグローバルな人材の育成であります。外国語教育や地域学習の取組を充実し、ふるさとである太子町から世界を見据えた人材の育成を目指します。町立小中学校は地域の皆様に支えられ、町が1つの中学校区という地理的な利点を生かして、知、徳、体、バランスの取れた教育を行ってまいりました。引き続き、教育の町太子をスローガンとし、太子町にふさわしい小中一貫教育を推進することにより、子どもたちの笑顔あふれる学校づくりに全力で取り組んでまいります。

○議長（辻本 馨君） 建石議員。

○2番（建石良明君） 今、小中一貫教育推進委員会において協議した内容を受けて、今後、太子町小中一貫教育基本方針に基づいて取り組んでいく、小学校高学年の専科指導や小中学校において太子町独自の35人学級の完全実施、小中学校間における教員の相互の授業参観や児童生徒間の交流の取組実施、ウェブ会議システムなどの活用等、いろんな方策を用いて、太子町にふさわしい小中一貫教育を進めていくという心強い答弁がありました。児童生徒が減少する中、豊かな心の元気な子どもを育てる教育を実践していただきますようお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（辻本 馨君） これにて、建石議員の質問を終わります。

次に、2番目、斧田議員の質問ですが、本日は欠席していますので、議会規則第61条第4項の規定に基づき、通告は無効となります。

次に、3番目、辻本博之議員の質問を許します。

辻本博之議員。

〔5番 辻本博之君 登壇〕

○5番（辻本博之君） おはようございます。議席番号5番、公明党、公明クラブ、辻本博之です。

通告により、一般質問させていただきます。理事者におかれましては、適切なお答弁をお願いいたします。

まず、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻が先月24日より始まり、今も多くの両国の国民が不安と恐怖の日々を過ごしております。2022年に入った今日でも武力に

よる侵攻が行われ、罪のない命が失われる現状があることに非常に胸が締めつけられる
思いです。一日も早く平和解決し、悲しみの涙がなくなることを切に願います。

さて、コロナウイルス感染症が流行し始めてから2年の歳月が過ぎました。この間、
私たちは、人類を脅かすウイルスのパンデミックへの対応に手探りで立ち向かってきま
した。マスク、消毒、ソーシャルディスタンスを徹底し、少しずつですが、コロナの不
安から解放される方向へかじを取り始めました。新しい生活様式を取り入れることを最
優先にしていくがゆえに、この2年間、どうしても取り残されてしまったのが地域コミ
ュニティの活性化ではないでしょうか。これまで町では、叡福寺大乘会式、太子聖燈会、
からかわ・ほたる観賞会の夕べ、科長神社夏祭り、各町会の地藏盆、道の駅「近つ飛鳥
の里・太子」ぶどう祭、富田林商工会太子町支部夏祭り w i t h たいし聖徳市、竹内街
道灯路祭り、ふれあい T A I S H I w i t h たいし聖徳市など、多くのまちおこしイベ
ントを開催してきました。どの行事も非常に町民に愛されていて、運営される方も参加
する方もとても楽しんでおられました。それが2年連続で中止を余儀なくされ、本年開
催も危ぶまれています。感染拡大を起こさないためにも仕方がないのだと考えるべきで
すが、町イベントがもたらす地域コミュニティの効果は絶大で、町全体でコミュニケー
ションが取れる最適な場であると確信しております。

コロナウイルス感染症の対応として、ワクチン接種や経口薬の実用化も進んでいま
すが、いまだ終息のめどは立っていません。コロナが収まれば、イベントを再開するとい
う考え方は現実的とは思えません。コロナにより疲弊感を皆が感じているからこそ、新
しい生活様式にコロナと共に新しい日常を取り戻すことが必要ではないでしょうか。

そこでお尋ねいたします。今後、地域コミュニティの在り方をどうお考えでしょうか。
中止になっている町イベントはどう再開していくのか、ご答弁をお願いいたします。

○議長（辻本 馨君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（村上正規君） 議員のご質問にもありましたように、令和2年当
初から新型コロナウイルス感染症が蔓延し、この2年間、不特定多数の人が集まるイベ
ントや行事が中止を余儀なくされております。町では、イベントを開催するに当たって
は、住民の皆様へ健康被害を及ぼすことがないよう安全を第一に考えてまいりました。
新型コロナウイルスはこれまで私たちが経験をしてこなかった対応に迫られ、社会活動
の自粛が続いてきましたが、大阪府からの要請内容に応じてイベント主催者とも連携を
図りながら、その対応に努めてきたところです。

このような中、毎年春に実施されている太子聖燈会は、令和2年度から3年度にわたる2か年の開催が中止となり、この4月に予定されていた令和4年度の開催も先日の実行委員会で中止が決定されました。太子聖燈会は平成20年の開始以来、今年で15年目を迎え、毎年多くの方に参加いただいております、各地区代表のボランティアの皆様が燈火カップを並べる姿は本町の協働のまちづくりを象徴するもので、地域コミュニティ形成の原動力と感じております。また、秋に開催されている竹内街道灯路祭りも平成21年から続いておりますが、これも太子聖燈会同様、2年続いて中止されており、今年の開催も気になるところでございます。竹内街道灯路祭りは、街道沿いに軒下ギャラリーが並び、音楽演奏やたいし聖徳市による出店など、町内の子どもたちにとっても楽しみの1つとなっております。更に、子どもたちを対象としたふれあいT A I S H Iなどのイベントも中止を余儀なくされてきました。そのほか、商工会による夏祭りや山田地区における科長神社夏祭りも2年間実施されてされておらず、誠に残念な状況となっております。

この2年間、各イベントを主催する団体におきましても、様々な制限やガイドラインなどを考慮しながら、どうにか開催できないかと協議を重ねてこられました。参加者の安全確保、感染拡大を防ぐため、やむを得ないとして中止を決断されてまいりました。議員ご指摘のとおり、我々といたしましても、町の伝統やにぎわい、更には子どもたちの笑顔が失われないかと危惧するところでございます。

しかし、今年度については、そのような状況下におきましても実施されたイベントもございます。今年の2月下旬から3月上旬にかけて実施された懐かしのひな人形展は竹内街道沿いの大道旧山本家住宅を中心に、各家庭で所有されている昔のひな人形を展示するイベントとして、週末の土曜日、日曜日の計4日間、会場入り口の手指消毒、人数制限など、万全の感染防止対策を行い、実施されました。

各種イベントや行事は住民の皆様が主体となり、企画、運営し、今日まで長きにわたり実績を積み上げてきたものです。そこには話題づくりやブランド化、携わる人々の人材づくり及び地域での運営というコミュニティづくりなど、多様な側面があり、本町の掲げる協働のまちづくりにおいて重要な役割を担っております。また、将来を担う子どもたちにとっても楽しみの1つであり、地域に関わることのできる貴重な機会として体験していただき、将来、自らがその主催者側となって運営していただけるよう、継承していければとの思いもあります。

今後も引き続き、参加者や関係者の健康や安全を第一に考えた上で、どのような手法でコロナ禍でのイベントや行事を行うことが可能であるかを判断していく必要がございます。国や大阪府が示すガイドラインなどを参考にしながら、関係する主催者団体とも情報を共有しつつ、その手法について検討し、にぎわいを取り戻してまいりたいと考えております。

○議長（辻本 馨君） 辻本博之議員。

○5番（辻本博之君） コロナ禍前に行っていた地域コミュニティの一環であるイベントや行事は、大人も子どもも含めて、横のつながりを広げ、地域の生活を有意義にするもので、心豊かな暮らしのためには必要不可欠であると考えます。しかしながら、コロナウイルス感染症は中々終息する気配は見せません。今後は、ウィズコロナの状況下で在り方を考えなければならない状況ではないでしょうか。理事者におかれましては、各団体及び実行委員会の方々と密に協議していただき、安心、安全を第一に、子どもたちの笑顔が見られるようよろしく願いいたします。

さて、学校外でのイベント、行事等の状況についてお聞きしましたが、学校内ではコロナ禍による影響はどうなっているのでしょうか。この間、学校内における行事、式典だけでなく、学校生活そのものがコロナウイルス感染症によって、何かしらの影響を受けていると思います。中にはコロナウイルスに感染することが怖く、学校に行けない、遊びに行けないと引き籠もりがちになってしまうことが懸念されていること、また思いもよらずコロナに感染してしまった子どもたちに対するコロナ差別なども問題視されております。太子町の小中学校ではいかがでしょうか。子どもにとって学校は生活の中心と言っても過言ではございません。確かにその学校生活を奪うコロナウイルスが一番悪いのですが、先ほど学校外の件でもありましたように、これからはウィズコロナの時代も考えていかなければなりません。その中での子どもの健全な学校生活の確保、心のケアなど、どのような体制で行ってきたのか、また今後どのように取り組んでいかれるのか、ご答弁、お願いいたします。

○議長（辻本 馨君） 教育次長。

○教育次長（池田貴則君） 新型コロナウイルス感染症の感染拡大が子どもたちの学校生活に大きく影響を与えたのは、令和2年3月から5月にかけての学校の臨時休業が始まりとなりました。卒業式や入学式などの儀式的行事については、規模の縮小が余儀なくされ、分散登校の実施など、子どもたちの日常が大きく制限を受ける形となりまし

た。感染症の流行の波は今もその猛威を振るい、感染予防の取組が新しい生活様式として学校生活に浸透しつつあります。とはいえ、学校行事の規模縮小や日常生活における様々な制限が、子どもたちの日常生活にも少なからず影響をもたらしているのは事実でございます。

全国的には、コロナ禍のストレスから自宅に引き籠もりがちになったり、学校で暴力的になったりする子どもたちが増えているとの分析もでございます。町立小中学校では子どもたちの学びを止めない、可能な限り、前年どおりの行事の実施を目標とし、学校生活や学習活動における取組を検討しております。GIGAスクール構想による1人1台端末の貸与が実現したことを受け、リモートでの交流や職業体験など、コロナ禍だからこそ推し進めることができた取組にも挑戦しています。試行錯誤が続いてございますが、教職員もまた学び続けている状況にあると言えます。

また、子どもたちの心のケアという点については、カウンセリング週間を設けたり、アンケート調査の実施等により、子どもたちの心の変化に素早く気づける配慮をしています。そのほか、感染が判明した、あるいは濃厚接触者と認定された児童生徒や感染の不安があり、登校できない児童生徒を対象に授業のライブ配信を行うなど、子どもたちの学びを止めないよう、全力で取り組んでおります。

学校行事については、修学旅行など、宿泊を伴う行事について、感染予防の観点から密の低減を目的としたバスの増台分の予算措置や突然の感染者が判明したときに生じるキャンセル料も予算化し、保護者も含め、可能な限り、不安を取り除く観点から教育委員会としても対応を重ねているところでございます。

子どもたちの笑顔を守るため新しい生活様式を受入れつつ、今まで行ってきた学校行事や取組について、次の時代を見据えて、アップデートする機会ともなっております。家庭、地域と共にある学校、子どもたちの居場所としての学校を構築していくため、今後も取組を進めてまいります。

○議長（辻本 馨君） 辻本博之議員。

○5番（辻本博之君） 学校での子どものケア、学校生活への配慮、様々な取組をしてくださっていることがよく分かりました。引き続き、子どもたちの安心、安全かつ楽しい学校生活のため、最善を尽くしていただきたいと思います。切にお願いいたします。

最後に、要望といたしまして、学校内でも学校外でも子どもの笑顔は輝いているべきです。厳しい状況下ではございますが、やはり守りばかりでは進展はありません。コロ

ナに打ち克つ生活、今後の太子町のコロナ対策に期待いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（辻本 馨君） これにて、辻本博之議員の質問を終わります。

次に、4番目、藤井議員の質問を許します。

藤井議員。

〔4番 藤井千代美君 登壇〕

○4番（藤井千代美君） 日本共産党、藤井千代美。

通告に基づきまして、ヤングケアラーに支援をについて、質問します。

ヤングケアラーとは、本来であれば大人が担うと想定されているような家族のシェアをしている18歳未満の子どもたちのことです。子どもたちの年齢や成熟度からいって、負担が重過ぎる、それを子どもが担うとは想定されていないために、ほかの人に話すことができない孤独感を抱えているというのは多くのヤングケアラーに共通しています。ただ、ケアを必要とする人が精神疾患なのか、認知症なのか、高齢者なのか、幼い兄弟なのかなどによっても状況は随分違ってきます。また、ある程度自分から希望してケアを始める子どももいれば、ほかに選択肢がないという子どももいて、受け止めも様々です。

介護者支援の先進国と言われるイギリスでは、既に50年以上前からケアラー運動が行われています。1995年に設定されたケアラー法では、介護者の権利の擁護や強化をうたい、それに基づいて、様々なサービスが整備されました。また、単に法律の整備だけでなく、国、自治体やNPOなどが連携し、きめ細かな施策が行われています。

日本では、2013年に子どもの貧困対策の推進に関する法律が成立し、いろいろなニーズを抱える子どもへの支援を検討されてきた中で、2022年から2024年度の3年間をヤングケアラー認知度向上の集中取組期間としました。18歳未満の子どもが家族の介護や世話に追われる、いわゆるヤングケアラーについて、国のプロジェクトチームが学校や地域などで早期に発見して、支援につなげるための報告書をまとめています。厚労省、文部科学省が2021年に公表した中高生を対象にした実態調査では、中学2年生の5.7%、全日制の高校2年生の4.1%が世話をする家族がいると回答、親に代わって幼い兄弟のケアをする姿も浮き彫りになりました。報告書は保育サービスに加え、家庭での家事や子育てを支援するサービスが必要と述べています。

大阪府教育委員会は府立高校生の生活実態に関するアンケートを行い、家族の介護や

世話を担う子ども、ヤングケアラーが9割以上の府立高校にいと発表しました。アンケートは9月から10月にかけて、府立高校に通う全ての生徒、約10万人に実施、結果、2万人のうち1千300人余り、6.5%が世話をしている家族がいると回答、世話をする頻度、ほぼ毎日が4割、時間は3時間以上が2割ありました。

2021年、令和3年の6月定例会で、西田議員が親の生活が子どもの育ちにも影響する、子どもの貧困が社会問題になっている、太子町の子どもたちの暮らしは大丈夫なのか、困難を抱える子どもたちへの支援を、ヤングケアラーと言われる子どもたちの実態はについて質問しました。町の答えは、ヤングケアラーに特化した調査や正確な統計を取っていないが、太子町児童虐待防止マニュアルにヤングケアラーの発見にもつながる項目もあり、スクリーニングにより詳細を把握する中で、また要保護児童対策地域協議会などで、その後の対応につなげていきたいと答えています。

ヤングケアラーに光が当たり、子どもの権利や教育の機会を守ろうという方向で支援が考えられてきています。太子町では西田議員の質問後、どのような対応をしてきたのでしょうか、ご答弁をお願い申し上げます。

○議長（辻本 馨君） 教育次長。

○教育次長（池田貴則君） ヤングケアラーに支援をとのご質問にご答弁を申し上げます。

本来、大人が担うような家事や家族の介護などを日常的に行っていることにより、自由な時間が取れず、学業や進路に影響を及ぼすだけでなく、子どもの健全な発育や人間関係の構築を阻むヤングケアラーの問題が顕在化してきているのはご指摘のとおりでございます。このような現状を受け、府立高校におけるヤングケアラーの生活実態や学校生活への影響、支援ニーズ等を把握し、適切な支援につなげることを目的に、府立高校におけるヤングケアラーに関する調査が昨年9月に実施されたところでございます。その調査結果から、府立高校に在学する生徒における一定数のヤングケアラーの存在と今後の支援の方向性などの課題が明らかにされています。

本町では、これまでヤングケアラーに限定した詳細な実態調査等は行ってございませんが、この問題に限らず、町立小中学校において、日頃から注意深く、学校の内外を問わず、児童生徒の変化の兆しを見逃さないよう、各種の問題事象の把握に努めると共に、専門的な知識を有するスクールカウンセラーなどと連携し、課題を抱える児童生徒一人ひとりに応じた、子どもに寄り添った支援を行っているところでございます。

また、要保護児童対策地域協議会におけるヤングケアラー対策につきましては、ヤン

グケアラーの定義を周知すると共に、ヤングケアラーではないかという観点でアセスメントすることが重要であることを示しています。虐待事案の状況把握の中で、家族の世話や家事を行うことで、年齢等に見合わない重い責任や負担を負い、自らの育ちや教育に影響を及ぼすと判断した場合には、情報を共有して、関係機関と連携を図りながら適切な支援につなげていきたいと考えております。

○4番（藤井千代美君） ありがとうございます。

○議長（辻本 馨君） 藤井議員、発言は挙手で。

藤井議員。

○4番（藤井千代美君） 具体的な方法を今は考えて、いろいろ取り組んでいるようですが、国はヤングケアラーを早期に発見して支援につなげるために、既に埼玉県で実施されているさいたま市独自の実態調査を全国で促進するよう提起しています。検証の対象として、教育関係者をはじめ、介護、福祉、医療の専門職や子ども食堂のスタッフなども挙げています。相談体制の強化については、調査で、自分の今の状況について話を聞いてほしいなどと回答したヤングケアラーも1割から2割いたことを重視しています。

そこで、埼玉県の取組を少し述べさせていただきます。埼玉県では、令和2年3月に埼玉県ケアラー支援条例が議会で成立、介護者の社会的な孤立防止や介護する子どもへの支援などを求める動きが成立を後押ししました。ヤングケアラーについて広く県民に知ってもらうために、あらゆる取組を行っています。ヤングケアラー支援のため、周りの児童生徒や教職員の理解の促進と共に、電話、SNSでの相談などを紹介するハンドブック「ヤングケアラーってなに？」を作成しました。広報、啓発活動の取組など、様々な組織や団体が活動しています。

東京都では、2021年3月の都議会で、全会派一致で東京都子ども基本条例を制定しました。条例には、子どもの生きる権利、育つ権利、守られる権利及び参加する権利をはじめとした子どもの権利を尊重し、擁護するための施策を推進すると明記されました。日本共産党、藤田りょうこ都議会議員は、子どもの学ぶ権利を尊重するよう東京都に求めた上で、ヤングケアラーへの支援についても条例の理念にのっとり、子どもは権利の主体として捉え、子どもの最善の利益を保障する立場で、自治体、教育、福祉などのヤングケアラーを支える関係者と子どもがヤングケアラーについて深く認識を深めることが大切だと、家族丸ごとヤングケアラーへの支援を東京都に対して求めており、東京都は理解促進のための方策を検討していくと答えています。

既に自治体で様々な取組が始まっています。太子町として、先進例に学び、今後どのように取り組んでいくのかを答弁よろしくお願いいたします。

○議長（辻本 馨君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（子安逸二君） 今後の本町の取組についてのご質問にご答弁申し上げます。

今月末には大阪府の主催によるヤングケアラーに関する担当課長会議が予定されております。この場で、府としての今後の取り組む施策の方向性や骨子、その内容などが明らかにされるものと考えており、それを受けて、今後は庁内の関係部局間の協議を行う予定としております。本町といたしましては、来年度から実施いたします重層的支援体制整備事業におきまして、属性や世代を問わない相談支援体制を実施しますが、その中でヤングケアラー支援は教育と福祉の連携が不可欠なものであり、全庁的な相談支援に関わる事業を一体的に実施していくことが重要であると考えております。

なお、子ども自身がヤングケアラーの当事者であることに気づいていないことも踏まえ、子どもたち自身はもとより、教職員などを含めた周りの大人がヤングケアラーに対する意識をより一層高める必要があるため、啓発及び相談支援体制の充実を図り、ヤングケアラーの早期発見に向け、引き続き、関係諸機関と常に連携しながら状況把握を行い、必要に応じてケース会議に諮るなど、地域の有する教育力などを包括的に活用して、子どもたちの見守りと支援に継続して取り組んでまいります。

また、国や府の方向性、府内市町村の動向等を確認して、ヤングケアラーの支援に取り組む先進事例についての研究を進めるなど、引き続き取組を深めてまいりたいと考えております。

○議長（辻本 馨君） 藤井議員。

○4番（藤井千代美君） ありがとうございます。

広報たいし2022年1月号で、大阪教育大学、神村教授が以前から大学の授業では毎時間ごとに、ジャーナルという振り返りを書かせてきた授業に関する小レポートのようなようなものである、コロナ禍の先の見えない中、何を書いても良い、何も書かなくても良いコーナーをつくってみた。家族の中でヤングケアラーとして生きてきた学生の姿がコロナ禍であぶり出されていることである。学生の返事は、ヤングケアラーという言葉は初めて聞きました。私、あれもこれ当てはまっていると思いました。私がやらなきゃ、この家族は崩壊してしまうのではと思うと怖くて、気がつくとも家族のことを考え

ているんです。こうした学生の事例は、残念ながら、どの授業クラスにおいても多く見られる。ヤングケアラーとは、大人に代わって、家族の介護やケア、身の回りの世話を担う18歳未満の子どものことをいいます。日本では、この1、2年でようやく新聞紙上にも掲載されるようになったが、それは、その認知度はまだまだであると神村教授は述べています。これまで存在が隠されていた子どもたちの実態が明らかになりつつあり、ヤングケアラーという言葉に少しは関心を持っていただければと述べています。

神奈川県藤沢市教育委員会は、困った子ではなく、困っている子と捉えて、2016年7月、市内の公立小学校、中学校、特別支援学校の教職員を対象に、ケアを担う子どもについての調査を実施しました。アンケート調査の結果では、ケアを担う子どもたちの学校生活への影響として、遅刻や欠席、忘れ物が多い、宿題をしてこない、学力が振るわないと回答した教職員が多く見られたので、担任以外に児童支援担当教諭という立場の教職員を各学校に1名配置することで組織的に対応できるようになりました。指導主事は、問題が解決できなくて困っている子どもとして捉え、家庭で何か問題を抱えているのではないかと考えることが大事だと述べています。

元ヤングケアラーの方が、学校は唯一ケアから解放される場、家に帰れば大変な状況があっても、学校に来たら安心できるし、ちょっと愚痴をこぼしたり、悩み事を打ち明けたりできる大人がいる場所、それが学校だと述べています。個々の家庭の支援は本当に難しいですが、学校と行政の福祉部門などとの連携を推進するのは、やはり教育委員会であり、自治体の責任でもあると思います。

ヤングケアラーについて、具体的な取組をお願いして、私からの質問を終わらせていただきます。

○議長（辻本 馨君） これにて、藤井議員の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。再開は10時40分とします。

（午前10時30分 休憩）

（午前10時40分 再開）

○議長（辻本 馨君） それでは、再開いたします。

次に、5番目、西田議員の質問を許します。

西田議員。

〔3番 西田いく子君 登壇〕

○3番（西田いく子君） おはようございます。

通告に基づきまして、一般質問を行います。

1 問目、町長公約の学校給食費無償化についてお尋ねいたします。

町長就任後の2020年12月議会でも、この給食費無償化について質問させていただきました。学校給食費の無償化に向けて、4年の任期の間でどう具体的に進めていくのか、太子町で学校給食を無償にした場合の予算は幾らになるのか、この質問に対し、給食費を無償化するには6千万円から要保護、準要保護世帯の扶助費約700万円を除いた5千300万円が町単独経費、今後無償化を実施するに当たっては、給食費の公会計化に対する国の動向も加味しながら、無償化の範囲や規模、内容等について吟味し、持続可能な町財政運営をベースに方法論について見極め、実現に向けて検討してまいりたいと考えてございます、答弁されました。

この間、コロナ感染症に対する国の交付金を活用し、令和2年には町立幼、小中学校給食費を6月から7月、令和3年度にも2学期分、9月から12月までの4か月間を無償にし、令和4年度は1学期分、4月から7月分までの給食費を無償にする補正予算が上げられています。ホームページには、いまだ収束しない新型コロナウイルス感染症に伴う保護者の負担軽減を図るため、夏季の期間、給食費を無料としますと書かれています。確実に保護者の負担軽減になり、保護者の方も喜ばれています。文科省は学校給食を教育活動の一環とし、当省が2017年度に調査した無償化の実態は、全国1千741自治体のうち、小中学校両方の無償化は76校で、実施自治体は食育推進や保護者の経済負担軽減、定住、転入の促進などを目的に無償化しているとのことです。

2017年の文科省調べでは76の自治体でしか実施していませんでしたが、大阪府内で初めて田尻町が2019年4月から、将来の田尻町を担う子どもたちに対し、町、幼保、家庭、地域ぐるみ、8千人の大家族で食育の推進を図るため、大阪府内で初となる学校給食費の無償化を実施いたしました。そして、この4月からは、河南町と千早赤阪村の2つの自治体が給食費を無償化します。河南町長は、当選後初の6月議会の所信表明で、次に子育て世代が本町に住みたいと思っただけの乳幼児の子育て、教育環境を整えることです、安心して育てることができる環境の創出、子育ての悩み解消や経済的支援が必要と考え、財政面での調整が必要ですが、学校給食費の無償化にも取り組みたいと考えていますと表明いたしました。千早赤阪村の南本村長は、子育て世代の問題解決策を個別に議論するのではなく、一石二鳥にも三鳥にもなるよう互いに相乗効果

が発揮できるように、給食費の無償化や通学バス負担金の減額、子どもの医療費助成を18歳に引き上げることはもとより、検討してまいりますと表明したこと、この給食費無償化をどちらも実現したわけです。

町長は、育ち盛りの食育を支えるため、学校給食費の無償化へを公約に掲げ、所信表明では学校給食につきましても段階的無償化を目指してまいりますと表明しています。この段階的というのがよく分かりませんが、町長選で他の2人の候補が給食費補助、助成としか公約に掲げていなかったところ、町長は無償化ですから、中途半端は許されません。南河内郡で同時期に首長が誕生いたしました。3人とも給食費無償化を公約に掲げていました。唯一、給食費は無償でない自治体でいいのでしょうか。いつ実施するのか、はっきりした答弁をお願いいたします。

○議長（辻本 馨君） 教育次長。

○教育次長（池田貴則君） 学校給食費の無償化につきましては、現在その実施に向けて問題点を整理し、検討を進めているところでございます。また、この間、令和2年度及び令和3年度の部分的な期間にはなりますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して無償化を実施するなど、学校給食費の無償化に向けた取組を進めており、令和4年度におきましても、1学期の学校給食費の無償化について、補正予算第1号として審議をお願いする予定となっております。令和3年9月議会での山田議員の一般質問でもご答弁を申し上げたとおり、持続可能な町の財政運営を基本とし、施策の優先性を見極めながら、段階的に無償化を目指したいと考えておりますが、無償化には多額の町単独経費が必要となります。設置から30年以上を経過した給食センターの設備更新に係る予算確保をはじめ、現在取り組んでいる学校トイレの環境改善事業やICT環境整備事業に伴う機器の整備なども控えており、多額の財源が必要となることや、加えて、新型コロナウイルス感染症対策の終えんがまだ見通せず、今後どのように見込んでいくのかなど、慎重な検討が必要であると考えております。

以上を踏まえ、持続可能な町の財政運営を基本として、住民の皆様の安全と安心を最優先にした政策の優先性を見極めながら、学校給食費の無償化の実現に向けて、適切な時期に適切な内容で無償化を実施できるよう、引き続き検討してまいります。

○議長（辻本 馨君） 西田議員。

○3番（西田いく子君） 適切な内容というのがちょっとよく分からないんですが、所得制限とかを設けようと思っているのかしらとか思っちゃうんですが、はっきり公約は無

償化に向けてとおっしゃっていましたので、段階的とか適切とか持続可能なのを前面に押し出すのではなく、一日も早く、太子町として同じ南河内郡です、子どもたちの子育て支援で今、コロナ禍でお困りの保護者の皆さんの支援という意味でも、学校給食費無償化に一日も早く踏み込んでいただきますようお願いをいたしまして、この質問は終わらせていただきます。

続きまして、生涯学習施設有料化撤回を求める住民の思いを重く受け止めよ、これについて質問いたします。

町立の生涯学習施設利用の有料化を撤回することを求めます。新しく建設される生涯学習センター、公民館をこれまでどおり無料で利用できるようにしてください、願いを込めた1千532筆の署名が町長に届けられ、議会には18人の請願者の名を連ねた、町立の生涯学習施設利用の有料化撤回を求める請願が提出されました。町のアンケートの有料化賛成を大きく上回る署名数になっており、今日の一般質問に傍聴にお越しただいている多数の住民さんは、有料化撤回、無料に、この思いが通じると考えてお越しただいているのかと思っています。ぜひこの思いに応える答弁を町長からお聞かせいただきたいと思っております。

生涯学習施設建設については、2017年7月10日に第1回生涯学習施設建設調査特別委員会を開催し、令和4年2月21日に33回目の特別委員会を開催し、この間、議論を重ねてまいりました。また、2018年4月、広報たいしの合併号では、ここに至るまでの経緯を議会だより特別号でお知らせいたしました。そこには、当時の各委員、会派の思いが述べられているのですけれども、公民館と図書館との複合施設だという点を踏まえて、思いが述べられています。これはこのときだけの話ではなく、公民館が新しくなる、図書室しかなかった太子町に図書館ができるんだと理解していました。ところがです。突然の有料化に、請願にも書かれておりましたけれども、びっくりです。生涯学習施設建設調査特別委員会でも使用料について議題に上がったことはありませんでした。どこにどんな建物を建てればいいのか、どんな中身にするかが話し合われてきました。使用料についてはありませんでした。

ですので、一体いつ使用料を取る話が出てきたのかとお尋ねいたしますと、この使用料については3年ほど前に考えたとのことでした。今、2022年ですから、2020年12月19日に行われました（仮称）生涯学習施設建設工事住民説明会、ここでおっしゃっておられますので、この頃ではないかなということ。その前にあった特別委

員会は9月14日の28回特別委員会です。ここではようやく（仮称）生涯学習施設整備事業の検証結果が協議され、検証が説かれました。この9月議会の報告で日本共産党は文化連盟の皆さんからの請願を受け、太子町議会は（仮称）生涯学習施設の早期建設開始を求める請願に応えるべく、9月議会に（仮称）生涯学習施設建設工事費予算計上を求める決議、反対される方は3人おられましたが、この決議を採択いたしました。9月議会での町長の動向が注目されておりましたけれども、追加の補正予算で生涯学習施設等整備事業費が計上されました。

そして、町議会議員選挙です。やはり料金について議題に上がってはいませんでしたし、当然、議論もしていません。12月19日にこの（仮称）生涯学習施設建設工事住民説明会での資料に使用料徴収が書かれてあり、このことについて住民から意見が飛び交いました。住民説明会が初めてで、議員には2021年9月10日、第29回生涯学習施設建設調査特別委員会で初めて施設の使用料の考え方についてが協議事項として上がってきました。このときの9月議会で、私は図書館と公民館の複合施設ではと一般質問、12月議会では山田議員が生涯学習施設の料金体系について、私が公民館の発展について質問しましたが、受益者負担の原則から使用料を取ることだけで、今年に入っての2月21日の第33回特別委員会まで、使用料に対する詳細は全く議論されていません。3月議会での生涯学習施設に対する討論がありましたけれども、使用料を徴収することに賛成の立場からの討論の中に、議会においても無料、有料について議論を重ねてまいりましたとありましたけれども、33回の特別委員会、会期中の特別委員会、2回しか日を取っていません。この2日の中でも、賛成の議員でも1時間での料金設定は実態に合っていないのでは、減免制度の拡充をなどの意見が出ましたし、3月2日の文化連盟への説明会でも料金体系が複雑だから一律料金にならないのかという意見が出たとも聞いております。これらの意見に一切耳を傾けていないのではないのでしょうか。これのどこが議論を重ねたと言うのでしょうか。

ですから、有料化撤回、無料にしてほしいとの署名をお願いした際、有料、無料の前に町の説明が足りないと怒っておられて、それで署名に協力してくれた住民さんもあるということをご承知おきくださったかと思います。公民館は無料だと申しますと、公民館は無料だとは決まっていなくてもおっしゃいました。でも、近隣市町村を見渡しても、公民館は無料です。建て替えの話が出たときもどんな公民館、図書館が欲しいかの意向調査はしていただきましたけれども、新しくなったら使用料を取るとは、誰一人聞いた

ことがありません。前文化連盟の会長にもお話を聞かせてもらいましたし、私は直接ではありませんが、前町長も使用料を取るつもりはなかったと聞いております。では、使用料を取るとなったのは、教育次長からの話にもありました3年ほど前です。田中町長になってからではありませんか。この点、間違いはないでしょうか。

私は、公民館は太子町で一番稼働率の高い施設だと常々感じてまいりました。文化祭もコロナ禍で中止を余儀なくされていますが、60回を数えています。1961年、役場庁舎として建設されてから1979年に増築し、以来、公民館として利用されてきました。社会教育法が改正される中で、戦後すぐの公民館が持っていた働きは薄れたかもしれませんけれど、それでも、今日も太子町では公民館活動が行われています。

そこでお尋ねします。公民館の名前を捨て、貸し館に変質させようとしておりますが、では一体これまでの公民館活動をどう評価し、総括しているのでしょうか。よく趣味や嗜好という言葉を使っておられましたけれども、個人の趣味に付き合っただけのことだとでも言うのでしょうか。やはり、これまでをどう評価するのか、総括が必要です。総括を踏まえ、反省を踏まえ、新しく建つ生涯学習センターの公民館部分をどのように改め、運営していこうとお考えなのでしょうか。答弁をお願いします。

また、同じ税金を払いながら、無料で使う人と使われない人がいるのは不公平だと、私は全然不公平でも何でもないと思いますけれども、見解の相違だとおっしゃいましたので、話になりません。その相違のままお話を進めさせていただきますけれども、今回、これだけ利用者から有料にしないでほしいという声、具体的な署名数がありながら、微々たるお金を積み上げて、使用料で200万円が歳入予算とされています。署名をお願いした方の中には、太子町には金がないんでしょう、だったら仕方ないと協力いただけなかった方がいます。それなのに、社会教育団体育成事業として、これだけ現金給付効果があるのか、ばらまきではないかと言われている中、300万円もの補助金をばらまくというのは矛盾していないのでしょうか。どういった考えで住民からお金を奪い、片や住民に1団体2万円をばらまく、矛盾はないとお考えでしょうか。両者のつながりについてお答えください。

図書館についてもお尋ねいたします。私たち日本共産党は、図書館は大きい小さい、蔵書が多い少ないではなく、しっかりした理念を持った館長さんがいるかないかで、図書館の在り方が大きく変わると言い続けてまいりました。古くは当時の氷川町に視察に行き、京都図書館館長を引き抜いて、学校司書、図書館司書を正規職員として雇い、

小さなお子さんから高齢者までが集う図書館を造り上げたとの話を伺ってまいりました。専属の正規職員での館長を求めてまいりましたが、生涯学習課長が図書館も公民館部分も体育館も兼任するというので、図書館にも公民館にも正規の職員さんが座っていないということになるそうです。専属の館長さんは本当に必要です。司書さんがいるから大丈夫というものでありませんし、司書さんに任せるといふのであれば、司書さんを正規職員として雇うべきです。何よりもっと住民さんを巻き込んで、良い図書館、公民館にするための努力が必要です。

話合いの場を持つよう、これまで何度も申しましたが、できないままで7月のオープンが目前です。それでも図書館に関しては、図書館協議会の設置を考えているとの話がありました。公民館はどうなるのでしょうか。公民館部分を考える協議会もつくるのでしょうか。住民の皆さん、特に公民館をご利用いただいている住民の皆さんは、本当に新しい施設ができるのを今か今かと心待ちにしていました。日に日に出来上がっている生涯学習施設を見上げて、私たちの新しい公民館ができると言っていたそうです。町立幼稚園の園児数、3歳児、9人、4歳児11人、5歳児14人とっておられましたけれども、その一方で、保育園はいっぱいです。若い方の集まる生涯学習施設をとお考えのようですけれども、まず60歳まで日中ゆっくりしている人はほとんど見受けられません。働いている人が大多数です。では、どの年齢層の方が公民館で集い、学び、結ぶという、公民館を活用しているのか。多くの方は定年後、住み慣れた太子町でどう生きるのかという住民さんではないでしょうか。

私は、公民館活動を通じて、皆さんが健康に過ごすことができ、町の医療費、介護保険料にも寄与していると思います。でも、年金は減るばかりです。多くの女性の皆さんは男性より年金額がうんと少ないです。月の会費が750円から1千円に上がっただけでも、サークルをやめざるを得ないという話をしてくれていた方もいらっしゃったではありませんか。この話を直接教育次長、課長は聞いておられたと思います。簡単に僅かばかりの使用料と言いますけれども、僅かだと思えば、何も自分の母親や父親、配偶者かと思うような年代の方から取り上げる必要はないのではないのでしょうか。サークルの活動費が負担になる、僅かばかりの住民がいても仕方がない、こうお考えでしょうか。300万円の補助金は150団体、1団体2万円だとの説明がありました。現時点でも100団体あるかないかのサークル数です。使用料を取ることでサークルが減り、利用者が減るとは考えたことはないのでしょうか。

以上、答弁をお願いいたします。

○議長（辻本 馨君） 教育次長。

○教育次長（池田貴則君） 本町における公民館は地域の方々にとって最も身近な学習拠点というだけでなく、地域交流の場としての重要な役割を担い、これまで教育及び文化に関する各種事業を行い、また住民の皆様の各種自主活動の場として今日まで利用をされてきました。しかしながら、構造的な耐震不足と経年劣化に伴う老朽化により、雨漏りや度重なる設備の故障など、利用者の方々に多大なご迷惑をかけておりました。そのような中、新たな生涯学習の拠点と狭小な図書室の拡充を目的とした施設の建設事業が進められることとなり、その間、現公民館利用者や図書室利用者からご意見も頂戴し、一般的な研修室だけでなく、工作室や音楽室、更にはダンス、体操に特化した創作室など、利用者ニーズに沿った設備を有し、総事業費約12億円という予算を投じ、図書館を併せた複合施設、太子町立生涯学習センターの建設が実現いたしました。

現在、公民館では45のクラブと19のサークル、延べ754人の方が利用されており、その全ての活動が新しい施設で継続していただけることと考えてございます。そのクラブ、サークルの中には、公民館が主催した講座、教室の参加者の皆様がその後、自主的にクラブ化することにより、活動を継続されているところもあり、町が提供させていただいた学習機会が自主的な学習活動につながった成果であると考えてございます。しかし、町主催による学習機会の提供だけでは住民の皆様の学習意欲を充足させることは到底できないことは言うまでもなく、それには、文化、芸術、スポーツ、健康づくり、ボランティア活動など、多岐にわたり活動されている住民の皆様のクラブ、サークルがその受皿の役割を担ってきていただいたものと考えてございます。これまで長年活動されてこられたクラブ、サークルは、その活動を通じ、多くの住民の生涯学習に対する意欲を高め、成熟度も増しておられ、まさに学び、交流し、高め合うという日常的な生涯学習活動は継続的に行われることで実現されてきたものと考えております。

しかし、そのようなクラブ、サークルにおいても、指導者不足、少子高齢化による会員の減少など、課題を多数抱えており、活動の継続が困難となっている団体も少なくありません。本町にとって、そのような活動を行う団体は町の活性化のためにはなくてはならないものであることから、町として団体の活動を継続していただける支援策として、令和4年度より、文化、スポーツ団体活性化事業を新たに実施することといたしました。これは町内を拠点として行っている文化、スポーツ分野の団体活動を本町の文化、スポ

一つの振興に寄与すると捉え、その団体を支援することで活力ある地域社会の実現を目的とするものでございます。また、現在活動されているクラブ、サークルだけでなく、これから生涯学習に取り組もうとされている団体にも支援の手を広げ、新たな学習層の拡大を図ってまいりたいと考えております。

具体的な支援策ですが、団体に対し、一定要件の下、補助金を支出いたします。補助金はふるさと納税を活用したふるさと太子応援基金を財源とし、まさしく団体活動を応援するため、施設の使用料や原材料及び道具、研修費など、各団体活動に必要な様々な経費を対象とし、より効果的な支援を行うことを考えております。この補助金を有効に活用し、様々なステージで継続、発展していただき、学習活動をより一層活性化させていただければと考えております。

その一拠点となるべく整備をいたしました太子町立生涯学習センターは、老朽化しておりました公民館の機能を包括した上で、住民の皆様の学習、文化、芸術活動及び自治会、福祉など、地域の総合的な活動の場を提供し、更には図書館を中心とした様々な情報の収集、提供などの機能も持つ誰もが利用できる公の施設として位置づけております。

また、センターでは、本町総合スポーツ公園、総合体育館と同様、利用者の方に使用料をご負担していただくこととしております。これはセンターを使用しない方との公平性を確保する観点だけでなく、センターの各部屋を一定時間占有してご利用いただく場合に必要な経費などの一部としてご負担をしていただくものであり、その金額についてもできる限り利用者の負担とならないよう、近隣施設との均衡を保った金額とさせていただいております。この使用料に対しましては、有料化の撤回を求める請願の提出や署名が届けられておりますが、町といたしましては、町内住民の無作為抽出による2千人に対し実施させていただいたアンケートの結果、反対の22.5%を大きく上回る約53%の方が施設の有料化に賛成されており、年代別など、様々な検証でも同様の結果となっております。そのようなことを総合的に判断させていただき、生涯学習センターの貸し館部分については有料とさせていただいたところです。

更に、施設の有料化に対する議会での審議も踏まえ、より多くの住民の方に新しいセンターを周知し、利用促進を図る観点から、経過措置として町内住民の方に限り、令和4年度中の部屋の使用料の徴収を猶予させていただきたいと考えております。これを機会として、住民の皆様の幅広い生涯学習活動の更なる展開につなげたいと考えておるところでございます。

今回実施しました生涯学習に関するアンケートでは、「最近、生涯学習を行ったことがありますか」という問いに対し、ないという方が57.9%と、あるという方の40%を大きく上回っており、住民の生涯学習に対する意識の薄さ、関心の低さが明らかとなりました。この要因としましては、町が行う講座の対象時間帯及び分野などが幅広い世代の生活スタイルに合わなかったことも1つではないかと考えてございます。生涯学習は、人々が自己の充実、啓発や生活の向上のために自発的意思に基づいて行うことを基本とし、必要に応じて自己の適した手法、方法を選んで、生涯を通じて行う学習と定義されてございます。アンケート結果を踏まえ、更には太子町社会教育委員会議にもご意見をいただきながら、住民のニーズに沿った講座事業などを幅広く行い、センターの機能が十分発揮できるよう取り組み、多くの皆様に生涯学習に取り組んでいただける施設を目指してまいりたいと考えてございます。

○議長（辻本 馨君） 西田議員。

○3番（西田いく子君） これまでの公民館での活動をすごくきれいにおっしゃっていただきました。であるならば、これまでカルチャースクールでもお金を払うでしょうと、町のテニスをやってもお金払うでしょう、趣味や嗜好が無料でできるっておかしいのではないんですかみたいな話はちょっと後で訂正していただけますかね。お願いします。

それと、誰もが利用できる公の施設とおっしゃいましたが、これもちょっと間違っていると思うんです。貸し館になったら宗教団体も政治団体も利用できますよとおっしゃってくださっているんですが、そもそもが間違っております。2015年、平成27年ですけれども、市町村立公民館を政党または政治家に貸し出す際に関する質問に対する内閣総理大臣答弁書では、社会教育法第23条第1項第2号は公民館が特定の政党の利害に関する事業を行い、または公私の選挙に関し特定の候補者を支持することを禁止している。この規定の趣旨は、公民館の政治的中立性を確保するために設けられているものであり、例えば特定の政党に特に有利または不利な条件で利用させることや特定の政党に偏って利用させるようなことは許されないけれども、公民館を政党または政治家に利用させることを一般的に禁止するものではない。また、教育基本法第14条では、政治教育について良識ある公民として必要な政治的教養は教育上尊重されなければならないと規定されており、政治活動に関わる利用を一律に禁止することはこの趣旨にも反すると政治の場でもう決着がついております。

したがって、市民団体や労働組合、地域住民が広く市民を対象とした政治に関する講

演会等へ貸与することは基本的に問題はなく、特定政党、特定政治家、特定政治家後援会団体であっても、党员だけでなく、広く一般に呼びかけるなど、公民館使用の前提条件に適合していれば、使用許可できるようになっています。ですから、お隣の河南町では、政党の名で借りて、自由に使えているわけです。なので、新しい生涯学習施設がまるっきり公民館の精神を受け継いでいたとしても、これまでの太子町の間違った運用を改めれば、政治団体でも宗教団体でも使えるということです。この点は考えを改めていただかなければなりません。

図書を熟知した図書館長がいないことは本当に心配です。1989年1月策定公表、2004年3月改定された日本図書館協会図書館政策特別委員会が示す公立図書館の任務と目標をご存じでしょうか。第2章、市区町村立図書館の3の部分で、図書館資料についてこう書かれております。図書館は資料の収集を組織的、系統的に行うため、そのよりどころとなる収集方針及び選択基準を作成する。これらは資料収集の面から図書館サービスの在り方を規定するものであり、教育委員会の承認を得ておくことが望ましい。住民に適切な判断材料を提供するため、政治的、社会的に対立意見のある問題については、それぞれの立場の資料を収集するように努める。図書館の収集した資料がどのような思想や主張を持っていようとも、それを図書館が支持することを意味するものではない。図書館は全国紙、地方紙、政党機関紙のほか、それぞれの地域の状況に応じて専門書を備えると書かれています。成人が18歳になりました。選挙権も18歳からです。河内長野のキックスには、政党機関誌が置かれていました。そうは言っても、町村で全部の新聞、雑誌をそろえるのは中々大変です。福岡県柳川市のように、雑誌スポンサー制度を活用するなど、工夫すれば、いかがでしょうか。寄附も含めてご検討ください。

ところで、改めて聞かせていただきます。太子町は財政が厳しいのでしょうか。一般会計予算では令和4年度の予算書で厳しいとはさすがに言えなかったではありませんか。将来的にとしか言えない、現時点でも言えませんし、現時点でも太子町は黒字です。生涯学習施設建設もいろいろありました。建設場所が変わったことで、建て替えの時期は当初の予定2019年の秋から3年遅れになってしまいました。ただ建設場所から議論したので、当初は10億円を超える建設費を全て町のお金、財政調整基金で賄おうとしていたのが、公共施設の基金もありますけれども、基金で賄おうとしていたのが2020年3月の、ちょっと古い数字を言いますけれども、3月の25回特別委員会での説明ですけれども、庁舎関連工事費を含めて、このとき、9億7千300万円、生涯学習施設

建設の工事費だけに限れば、総額8億7千500万円かかるけれど、4億4千600万円の起債を活用できること、国から起債の半分の2億4千600万円がもらえることになりましたから、財政的には大いに貢献できたと思っています。当初、思ってきた金額より、これだけ安くできたとは思っているのです。200万円にこだわる意味が分かりません。今の公民館条例にも各部屋の使用料が書かれています。どうして料金を取らなかったのか分からない、これまで取っていないのか、分からないとおっしゃいますので、改めて公民館条例ができた1965年当時の議事録を見てみましたが、公民館運営委員が10人決定したとの報告しかありませんでした。

1979年、現在の場所が変わったということなので、これは議会だよりを見たのですけれども、公民館が新築されたので、その場所を山田24番地に完成する点であり、委員会は全会一致で可決しましたとしか書かれていません。この前年には、これからどう管理していくのかとの質問に、これまで規則で運営してきたが、54年から完全な条例、規則で運営していくとだけ書かれていました。今、雨漏りもする古い公民館だから、使用料を取らなかったのではみたいな話をされますけれども、立派に改築された当初でもお金を取るという発想はなかったようです。

皆さん、公民館を借りる際は使用申請書を提出されていると思いますが、どこにも使用料について書く欄がありません。公民館は無料、これが当たり前で、そもそも使用料を取るという発想がなかったということです。少し古い話ですが、行革の嵐が吹き荒れる中で、太子町でも様々な施策が財政が厳しいと打ち切られていきました。平成19年6月議会には、行政財産の貸付け、私権を設定できる範囲が拡大できると法律が変わったことから、行政財産使用料条例が改正されましたけれど、本町に影響があるのかとの問いに、貸付けを行っているところはないので、影響は受けないと答えています。何が起こったか。庁舎内に自動販売機が設置されたと記憶しております。議会だよりを改めて見返しますと、「行政財産とは」と見出しを立てて、庁舎などの公用財産と分けて、公園、図書館と並べて、公民館とあり、公民館は住民の利益のために一般的に共同利用する財産だと説明しています。あの行革の最中でも公民館は有料にしなかったのです。条例には使用料が書かれているのにです。それは建物が古かったからでしょうか。違うと思います。昭和36年、1961年、役場庁舎として建築、1979年に増築してから今日まで公民館です。行革で幼稚園児の入学祝いのカラー帽子、たった15万円さえも削ったのを克明に覚えています。200万円が手に入ったかもしれないのに。平成1

9年でも公民館が使用料を取らなかったのはなぜでしょうか。今一度、1千531筆の署名、18人の請願者が有料化撤回を求めているのに、2倍、200万円を奪い、300万円を配ることについて、今一度、詳しく説明をお願いします。

○議長（辻本 馨君） 町長。

○町長（田中祐二君） 私のほうからご答弁させていただきます。

そもそも町の財政が悪いから今回使用料を頂くというような説明をした記憶は私にはございませんし、考え方としてもそういう考え方ではございません。今回、施設の使用料を頂くということなんですけれども、もう前段といたしまして、そもそも今、現在の公民館で活動したいという団体の方については本当に町民の健康増進から、そういった文化関係からいろんなことでご貢献いただいていると。ですからこそ、今の老朽化した、そして耐震化にも問題のある施設でこのまま活動を続けていただくのではなく、新たな施設を建設し、そこでまた十分な活動をしていただきたいという思いの下、町といたしましては、多額の建設費をかけて施設を新たに建設するというところでございます。

そして、この施設の使用料につきましては、やっぱり多額の税金を当然かけて造る施設でございますので、貸し館部分については、任意の団体の方が一定の面積を一定の時間占有して使われるということでございます。そういったことに対して、維持管理にかかる費用の一部を、やっぱり負担していただくのが一般的な考え方ではないだろうかということで、私が先ほど、町長になって、方針が変わったのかということでございますけれども、私がそういう指示を出したということではなく、以前からそういう考えを事務局も持っておったという中で、そういった独裁的に判断したのではなく、職員ともみんな相談しながら、今回の有料化の基本方針を出させていただきました。

その中で、近隣のこういった生涯学習施設につきましては、私の知る限りは無料化にしているところはないということでございます。そういったこと、また近隣の施設の使用料についてもいろいろ調査をさせていただきまして、今回、使用料のほうを設定させていただいたということでございます。

しかしながら、この間、有料化の話が出てから、それもいろいろ言いたいことはあるんですけど、いろいろ署名等、撤回を求めるご意見もいただきました。それは事実でございます。多くの方からいただきましたので、それは私もしっかりと受け止めさせていただいております。そしてまた、それと同時に、やっぱりこれは有料化にするべきだというご意見も私の下に多数届いております。そういったことを踏まえまして、町民の意

見を、やっぱりもう一度聞こうやないかという意味も含めまして、今回、住民アンケートを実施させていただいたということでございます。その中で、先ほど答弁にありましたように、有料化の撤回を求めるというのが22.5%の方ということで、有料化に賛成の方が53%の方、倍以上の方の賛成のアンケート結果が出てまいりました。そういったことを総合的に判断させていただいて、今回、有料化を町民の方をお願いしておるといふ状況でございます。

しかしながら、その中で今般の議会におきましても、有料化に対する、議会において様々なご意見がございました。そういったご審議を踏まえ、今回、議案の訂正をさせていただいて、経過措置を設けるといふことにさせていただいております。また、一方、先ほどありましたように、そういった活動をされている団体の方を支援したいという意味で、令和4年度から、文化、スポーツ団体活性化事業というのをスタートさせていただきます。こういったことを活用していただきながら、多くの方へ、多くの団体の方に引き続き、今回せつかく新しくなる生涯学習施設を1人でも多くの方にご利用していただきたいというように考えておりますので、住民の方にはご理解をいただくようによろしくお願いを申し上げます。

○議長（辻本 馨君） 西田議員。

○3番（西田いく子君） 最後、1人でも多くの方に利用していただきたいとおっしゃるのであれば、もう750円が1千円になって、250円払うのが増えるだけでも、私はサークルをやめますという人もいますし、今までどおり、五百何人でしたか、いてる人が新しいところでやってほしいとおっしゃっていますけど、もうやめる人がいてるん違いますかね。そういう1人でも多くの住民の方と言いながら、1人、2人、3人と取りこぼして行って、これで得るものは一体何なんだろうかと思います。

近隣市町村を調べたというときに、公民館はどうですか、公民館無料でしょうかと言ったら、有料にしようと思っているんで、無料のところを調べる気はありませんという答えもあったんです。でも、富田林市は2つ公民館があって、河内長野市は8つ公民館があって、羽曳野市は1つしかないけど、児童館があって、藤井寺も公民館があって、狭山市も、河南町も、千早赤阪村にはありませんでしたが、千早赤阪村、ここは千早赤阪村B&G海洋センター、ここは何を使おうが、子どもは3時間100円です。そういった住民のために、施設を利用してもらうために様々な工夫をされております。太子町は施設としたら少ないではないですか。その中で、本当に無料で使えているのは公民館し

かなかったんです。だから、公民館にあれだけ多くの人が集まっていたのに、それを多額の税金を使うからということで切り捨てるのはいかがなものかと思うんです。

町長からおっしゃっていただきましたけれども、これ、本当1千532筆、住民の皆さんがこつこつ署名を集めてもらったこと、これが大きな力になりまして、議会のほうは最後の最終本会議まで分かりませんが、でもこの議論の中で3月末まで経過措置を取っていただいた、これは住民の皆さん、本当に運動の力だと、もう自信を持ってください。やっぱり、思いは前進します。古くは学童保育で請願も出ていました。給食でも請願が出ていました。中学校給食を早く実施してほしい、請願出ていました。循環バスを走らせてほしい、これも請願が出ておりました。それ、時間はかかるんですけども、いつかは住民の思いは通じます。また、それが来年3月末まで経過措置という時間をいただきました。皆さん、ご一緒にまた頑張っていこうではありませんか。

最後、要望させていただきます。子育て支援に力を入れるまちとして知られている兵庫県明石市です。2020年、国勢調査では人口30万人を達成、出生率も2018年において1.70人と、全国の1.42人を大きく上回る状況となっています。ちょっといろいろ問題も起こしている方ですけども、泉明石市長がSNSでこんな言葉を発信しておられました。お金がないとの論証に一言。私も11年前に市長に就任した頃、国も地方もお金はないと思い込んでいた。だが、実際は予算のやりくりで、明石市の独自施策の財源を捻出できた。税金を政治家や官僚のためではなく、国民のために使えばいいだけだ。何も難しくない。税金について一言。税金とは国民から預かっているお金だ。それに知恵と汗の付加価値をつけて、国民に戻すのが政治の役割だ。今の政治は国民に戻さずに懐に入れたり、横流ししている状態だ。税金を預けたくなくなるような政治を目指すべきだと本気で思っている。いかがでしょうか。

税金をもらって、ただで使っている住民と使っていない住民、受益者負担は当たり前。考えない市長さんは少子化、人口減を嘆く自治体の首長を尻目に人口増、出生率増を進めているではありませんか。町長の公約や所信表明に、私は立ち返って検証させていただきますが、町長は所信表明で今後日本は過去に経験のない高齢化社会を迎えようとしております。高齢者が健康で生き生きと暮らしていただくことは、町の活性化においても非常に重要となりますので、高齢者が活躍できる場の創出や健康増進に貢献していただいております団体、個人などの支援を進める必要があるものと考えています。公民館で生き生きと活動されている高齢者から使用料を取ることが健康増進に貢献している高

齢者に対する支援だというのでしょうか。そもそも公民館活動をしている住民の方々を健康増進に貢献していただいている団体だとの認識をお持ちなののでしょうか。太子町立生涯学習センター設置条例制定の件の質疑の際には、しつこく有料化撤回を求め、せめて議論も尽くされていないまま条例をこのまま採択するのではなく、6月議会でもまだ間に合うのではないかと、いろいろ言いましたけれども、そのとき、教育次長でさえ政策的なことは私どもは答えられませんと答弁し、最終的には先ほどの3月末までの経過措置、町長判断で実施いたしました。

過去、公民館の条例に使用料が明記されていても一切使用料を取らなかったのは、その政治的判断があったからではないのでしょうか。お金を取るのが当たり前だという方が身近にもいらっしゃるとおっしゃいました。でも、お金を取らないでくれ、無料にしてほしい、数字としては1千532筆を目の前にお示ししております。この方たちの声も聞きながらといいます、最終、出したときから、2月21日に生涯学習施設の特別委員会でいろいろ意見があっても、議運ではそっくりそのままの条例が提出されてきたではありませんか。あまりにも住民さんの意見を聞いていません。ですから、経過措置ができました。これは住民さんの意見を聞く期間だということも考えていただきたいと思います。

このままこの条例を住民さんがそのまま1時間200円、300円、500円と取るんですかね。お金を取っているところでも1時間で区切っているところはないですよ。1時間10分やったら2時間分取るんですか。そういった矛盾が次々に表れてくると思うんです。いろいろなところをまだまだ変えていただきたいと思います。

最後に、先ほど町長に答弁していただきましたので、趣味や嗜好で無料で使っている方、お金を取って当たり前みたいな話をこの間されてきました。議事録を拾えば、そういう発言をしてきたことが分かりますので、今日、きれいにお話ししていただいた、その方向で過去を総括するのでしたら、これまでの議会での発言を撤回してください。よろしくお願いします。

○議長（辻本 馨君） 教育長。

○教育長（勝良憲治君） 今、ご質問ありましたように、有料化については前にも申し上げましたが、昭和24年に自治公民館の条例ができて、社会教育法ができて、昭和64年まで40年間にわたって、その法律は施行されてきました。40年されたのはなぜかといいましたら、戦後の混乱期に社会の方々が非常に不安定な状況の中で、や

はり自分の町、それから日本に誇りを持っていただきたいということで、その情緒を安定させるというか、そういう意味の法令をつくりました。その中で、自治公民館というのを造るということで、自治公民館を造ったときには国が2分の1補助を出します。そして、中で活動される内容についても、2分の1の補助をするというような制度をつくられました。これが40年間も続きました。国が補助をする制度で、これほど長く続いた法律はなかったのではないかなというふうに思います。

今現在、例えば太子町の山田で公民館を造りたいと手を挙げられたら、その手挙げられたところに補助金を出して、自治、自分たちで手を挙げられた方が運用されるということで造られます。それは当然、その町で決められることですので、ただであるとか無料であるとか有料であるとかいうのは、その中で多分決められるんだろうと思います。

遠くの、今ありますのは全国で7万件、7万館の自治公民館が残っております。当然、公民館の成り立ちから考えまして、それぞれ有料であったり、無料であったりというのは当然あるわけでございますが、今回、建てました施設につきましては、生涯学習センターという、ここの近隣の市町村を見ましても、大きな建物の中で、費用を取っていない、料金を支払われない、貸し館をしておられないところはございませんので、当然、私はもう建てる前から有料であるということを認識しておりましたし、それは当然、多くの方に分かっていたのではないかなというふうに思いました。

ただ、いろいろ意見がありましたので、住民の方の意見も聞かなきゃいけないということで、アンケートを取らせていただきました。半数以上の方が私と同様の思いを持っていただいておりますので、今回、有料化を推進していくということで条例を上げさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（辻本 馨君） これにて、西田議員の質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終わります。

○議長（辻本 馨君） 日程第2、議案第22号から日程第3、議案第23号まで、これら2件を一括議題といたします。

順次、提案理由の説明を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 議案第22号、令和3年度太子町一般会計補正予算（第

14号)の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は既定の歳入歳出総額にそれぞれ3千684万8千円を追加し、総額を67億1千685万8千円とするものでございます。本補正予算の内容でございますが、まず歳出につきましては、ふるさと太子応援基金への積立てと寄附金事業に係る業務委託に要する経費及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に要する経費の予算措置を行うものでございます。一方、歳入につきましては、歳出増額に伴う財源措置としまして、国庫支出金及び寄附金で予算措置を行い、財源調整としまして、財政調整基金繰入金で増額を行っております。

以上のとおり、本補正予算を提案するものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第23号、令和4年度太子町一般会計補正予算(第1号)の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は既定の歳入歳出総額にそれぞれ8千734万4千円を追加し、総額を56億4千685万4千円とするものでございます。本補正予算の主な内容でございますが、まず歳出につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のほか、放課後児童会及び幼稚園で働く職員の処遇改善に要する経費の予算措置を行っております。一方、歳入につきましては、歳出増額に伴う財源措置としまして、国、府支出金で予算措置を行い、財源調整としまして、財政調整基金繰入金で増額を行っております。

以上のとおり、本補正予算を提案するものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長(辻本 馨君) ただいま、提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辻本 馨君) ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第22号、令和3年度太子町一般会計補正予算(第14号)、議案第23号、令和4年度太子町一般会計補正予算(第1号)の2件は、予算常任委員会に付託いたします。

○議長（辻本 馨君） 日程第4、議案の訂正について、これを議題といたします。

本件について、議案の訂正理由の説明を求めます。

教育次長。

○教育次長（池田貴則君） 議案第7号、太子町立生涯学習センター設置条例制定の件の訂正理由及び内容について、ご説明を申し上げます。

本条例は、生涯学習センターの設置目的をはじめとするセンターの管理及び運営に係る基本的な事項を定めるものでございます。本条例につきましては、3月4日開催の生涯学習施設建設調査特別委員会に付託され、内容等について審議されたところです。結果、新しい生涯学習センターについて現在公民館を利用されている皆様はもちろんのこと、利用されていない方に対しても広く施設を周知し、利用促進を図る観点から、令和4年度中に限り、町内在住の方についてはセンターの使用料の徴収猶予の措置に関する経過措置条項を設ける訂正をさせていただきました。よって、太子町議会会議規則第20条第1項の規定に基づき、議案の訂正の許可を求めます。よろしくお願いいたします。

○議長（辻本 馨君） ただいま、議案の訂正の説明がありました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第7号の訂正を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ご異議なしと認めます。よって、議案第7号、太子町立生涯学習センター設置条例制定の件の議案の訂正は、許可することに決定いたしました。

本日の日程は、これで終了いたしました。

なお、最終本会議は25日に再開させていただきます。再開通知は省略とさせていただきますが、ご出席のほど、よろしくお願い申し上げます。

これにて散会といたします。本日はご苦労さまでした。

（午前11時43分 散会）

【第 3 日】

令和4年 第1回太子町議会定例会会議録

令和4年3月25日（金） 午前 9時35分開会

◎出席議員（9名）

2番	建石良明君	7番	中村直幸君
3番	西田いく子君	8番	森田忠彦君
4番	藤井千代美君	9番	山田強君
5番	辻本博之君	10番	辻本馨君
6番	村井浩二君		

◎欠席議員（1名）

1番 斧田秀明君

◎地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のために出席した者の職氏名

町長	田中祐二君	住民人権課長	高上秀明君
副町長	藤原幹君	地域整備課長	堀内孝茂君
教育長	勝良憲治君	観光産業課長	西本武史君
政策総務部長	小角孝彦君	環境農林課長	木下明紀君
まちづくり推進部長	村上正規君	子育て支援課長	小路展裕君
健康福祉部長	子安逸二君	福祉介護課長	武部勝浩君
教育次長	池田貴則君	いきいき健康課長	松井靖君
秘書政策課長	東條信也君	保険医療課長	松岡健一君
総務財政課長	辻本知也君	教育総務課長 兼学校給食C所長	正野正君
会計管理者 兼会計課長	奥埜哲生君	学務指導担当課長	矢野敦則君
自治防災課長	辻中一嘉君	生涯学習課長	鳥取勝憲君
税務課長	木村厚江君		

◎議会事務局

事務局長 上田周治 書記 植木友也

◎議事日程第3号

- 日程第1 議案第 2号 河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について（福祉文教常任委員長報告）
- 日程第2 議案第 3号 太子町地域公共交通会議条例中改正の件（総務まちづくり常任委員長報告）
- 日程第3 議案第 4号 太子町職員の育児休業等に関する条例中改正の件（総務まちづくり常任委員長報告）
- 日程第4 議案第 5号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等中改正の件（総務まちづくり常任委員長報告）
- 日程第5 議案第 6号 一般職の職員の給与に関する条例中改正の件（総務まちづくり常任委員長報告）
- 日程第6 議案第 7号 太子町立生涯学習センター設置条例制定の件（生涯学習施設建設調査特別委員長報告）
- 日程第7 議案第 8号 太子町立図書館設置条例制定の件（生涯学習施設建設調査特別委員長報告）
- 日程第8 議案第 9号 太子町国民健康保険条例中改正の件（福祉文教常任委員長報告）
- 日程第9 議案第10号 太子町消防団条例中改正の件（総務まちづくり常任委員長報告）
- 日程第10 議案第11号 太子町消防団員等公務災害補償条例中改正の件（総務まちづくり常任委員長報告）
- 日程第11 議案第12号 令和3年度太子町一般会計補正予算（第13号）（予算常任委員長報告）
- 日程第12 議案第13号 令和3年度太子町介護保険特別会計補正予算（第4号）（福祉文教常任委員長報告）
- 日程第13 議案第14号 令和3年度太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（福祉文教常任委員長報告）
- 日程第14 議案第15号 令和4年度太子町一般会計予算に対する修正動議
- 日程第15 議案第15号 令和4年度太子町一般会計予算（予算常任委員長報告）

- 日程第16 議案第16号 令和4年度太子町国民健康保険特別会計予算（福祉文教常任委員長報告）
- 日程第17 議案第17号 令和4年度太子町山田財産区特別会計予算（総務まちづくり常任委員長報告）
- 日程第18 議案第18号 令和4年度太子町春日財産区特別会計予算（総務まちづくり常任委員長報告）
- 日程第19 議案第19号 令和4年度太子町介護保険特別会計予算（福祉文教常任委員長報告）
- 日程第20 議案第20号 令和4年度太子町後期高齢者医療特別会計予算（福祉文教常任委員長報告）
- 日程第21 議案第21号 令和4年度太子町下水道事業会計予算（総務まちづくり常任委員長報告）
- 日程第22 議案第22号 令和3年度太子町一般会計補正予算（第14号）（予算常任委員長報告）
- 日程第23 議案第23号 令和4年度太子町一般会計補正予算（第1号）（予算常任委員長報告）
- 日程第24 議案第24号 副町長の選任について同意を求める件（町長提出議案）
- 日程第25 請願第1号 町立の生涯学習施設利用の有料化撤回を求める請願（生涯学習施設建設調査特別委員長報告）
- 日程第26 閉会中の継続審査の申し出について

(開会 午前 9時35分)

○議長(辻本 馨君) 皆さん、おはようございます。

本日、第1回定例会の最終日を迎えた訳でございますが、各委員会におかれましては精力的にご審議をいただき、厚くお礼申し上げます。

本日は斧田議員が欠席していますが、会議の定足数は満たしていますので、本会は成立いたしました。よって、これより会議を再開いたします。

直ちに会議に入ります。

ここで、皆様にご報告がございます。本日、西田議員と藤井議員から、議案第15号、令和4年度太子町一般会計予算に対する修正動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

本日の議事日程は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

○議長(辻本 馨君) 日程第1、議案第2号から日程第23、議案第23号までの以上23件を一括議題といたします。

各議案は、去る1日と23日の本会議において、各常任委員会に審査を付託しておりましたので、その結果について順次報告を願うことといたします。

まず、総務まちづくり常任委員長の報告を求めます。

山田議員。

[総務まちづくり常任委員長 山田 強君 登壇]

○総務まちづくり常任委員長(山田 強君) 総務まちづくり常任委員会に付託された議案について、審査の結果を報告いたします。

議案第3号、太子町地域公共交通会議条例中改正の件は、審議において、交通会議の委員に選出される議員の数を問う質疑があり、太子町議会議員からは2名と考えているとのことでした。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第4号、太子町職員の育児休業等に関する条例中改正の件は、審議において、育児休業等の取得状況を問う質疑があり、令和3年度実績で、会計年度任用職員については産前産後休業1名、育児休業2名、正職員については、産前産後休業2名、育児休業2名のうち1名は男性職員であるとのことでした。

また、会計年度任用職員の人数と男女比率を問う質疑では、男性33名、女性114

名、計147名であるとのことでした。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第5号、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等中改正の件は、審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第6号、一般職の職員の給与に関する条例中改正の件は、審議において、会計年度任用職員の期末手当にも適用されるのかを問う質疑があり、会計年度任用職員の期末手当も一般職と同様に支給月数を引き下げるとのことでした。

また、本改正に伴う影響額を問う質疑では、令和4年6月期の期末手当での調整額は1人当たり平均5万6千円、一般職119名全体で約666万5千円であるとのことでした。

その他、地域経済への影響、人事院勧告の法的拘束力などについての質疑がありました。

討論においては、反対、賛成それぞれの討論があり、採決の結果、賛成多数により原案どおり可決することに決しました。

議案第10号、太子町消防団条例中改正の件は、審議において、消防団員の確保に関する課題点を問う質疑があり、地区によっては消防団員の担い手が不足し、現在10名程度の欠員が生じていることから、消防団活動のPR及び住民理解の促進が課題の1つであると考えているとのことでした。

また、年額報酬を全階級で一律4千500円引き下げた理由を問う質疑では、団員については消防庁から示された基準に引き下げ、団員以外の階級については、国からの基準はないものの、団員と同額を引き下げたとのことでした。

更に、報酬の支給方法を問う質疑では、年額報酬、出動報酬共に、消防団員個人の口座に振込を行っているとのことでした。

その他、資機材の整備状況、処遇改善の見込み、その他災害に含まれる災害などについて質疑がありました。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第11号、太子町消防団員等公務災害補償条例中改正の件は、審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第17号、令和4年度太子町山田財産区特別会計予算については、審議の結果、N T T反射板の契約解消に関する質疑があり、以前、N T Tより反射板の契約解消につ

いて話を受けたことはあるが、令和4年度から解消することにはなっていないため、引き続き財産貸付け収入を見込んでいるとのことでした。

また、森林の維持管理に関して、森林組合から専門的なアドバイスを受けているのかとの質疑に対して、現在、関西電力株式会社の鉄塔等がある場所を除いて、ほとんどの森林が放置状態にあることから、維持管理に関する課題の解決に向けて、森林組合等の専門的な団体に積極的に相談していききたいとのことでした。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第18号、令和4年度太子町春日財産区特別会計予算については、審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第21号、令和4年度太子町下水道事業会計予算については、審議の結果、南河内4市町村広域化事業負担金の詳細を問う質疑があり、管路の老朽化に伴う点検及び調査にかかる費用で、対象区域は管路調査として磯長台地区1千500メートル、葉室地区220メートル、太子地区80メートル、施設点検として春日地区20メートル、山田地区20メートル、太子地区800メートルをストックマネジメント計画に基づいて実施する予定である。なお、磯長台地区については、令和5年度から上水道管の更新工事が行われる予定であり、それに先駆けた調査であるとのことでした。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

以上でございます。

○議長（辻本 馨君） ただいま、総務まちづくり常任委員長から報告がありました。

これについて質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、質疑を終わります。

次に、福祉文教常任委員会の報告を求めます。

山田議員。

〔福祉文教常任委員長職務代行者 山田 強君 登壇〕

○福祉文教常任委員長職務代行者（山田 強君） 福祉文教常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告いたします。

議案第2号、河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議については、審議において、介護認定の件数を問う質疑があり、令和3年4月

から12月までの審査件数は352件で、年々増加傾向にあるとのことでした。

また、介護認定審査会の開催頻度を増やす意向を問う質疑では、現在はそのような協議は行っておらず、新型コロナウイルス感染症の影響で医師が多忙となり、主治医の意見書が遅れることもあるが、30日以内に審査結果を出せるよう努めているとのことでした。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第9号、太地町国民健康保険条例中改正の件は、審議において、未就学児均等割保険料軽減の端数処理を行うことによる保険料への影響を問う質疑があり、1円未満を切り上げることで被保険者の負担はその分軽減される、また軽減した額については一般会計から全額繰り入れるため、被保険者の保険料には影響はないとのことでした。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第13号、令和3年度太子町介護保険特別会計補正予算（第4号）については、審議の結果、第8期の保険料算定への影響を問う質疑があり、支払基金交付金の算定に用いる令和2年度介護給付費は既に確定しているため、第8期の保険料の算定に影響はないとのことでした。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第14号、令和3年度太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、審議の結果、保険基盤安定繰入金を減額する理由を問う質疑があり、当初予算では後期高齢者医療広域連合から示された被保険者全員の所得を勘案した額を計上していたが、年度途中で被保険者数が減少したことに伴い、保険基盤安定繰入金についても減額補正するものであるとのことでした。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第16号、令和4年度太子町国民健康保険特別会計予算については、審議の結果、未就学児均等割保険料軽減の詳細を問う質疑があり、未就学児の国民健康保険料の均等割額については、政令軽減のかかっていない場合は半額、政令軽減2割の場合は6割、政令軽減5割の場合は7.5割、政令軽減7割の場合は8.5割が軽減される制度であるとのことでした。

次に、集団健診での血たんやピロリ菌の検査の実施状況を問う質疑では、現在のとくとく健診では対応していないため、関係課と協議しながら実施できる項目については検討していきたいとのことでした。

また、大阪府の国民健康保険財政安定化基金の残高と活用予定を問う質疑では、現在134億円の基金残高があると伺っている。今後、増加が見込まれる保険料を抑制するため、町村長会等を通じて、基金の活用を求めていくとのことでした。

その他、府内統一後の保険料額、後期高齢者医療制度に移行する団塊世代の予測人数などについて質疑がありました。

討論においては、反対、賛成それぞれの討論があり、採決の結果、賛成多数により原案どおり可決することに決しました。

議案第19号、令和4年度太子町介護保険特別会計予算については、審議の結果、介護現場における新型コロナウイルス感染症の影響を問う質疑に対して、高齢者施設でクラスターが発生した際、衛生用品を配布するなどの支援に加えて、新規の受入れが困難となった高齢者施設に代わり、配食サービスや看護師の派遣などの在宅療養支援を実施したとのことでした。

また、本町における介護離職の実態を問う質疑では、現在、介護離職に関する相談はほとんど受けていない状況であるが、介護者への支援策として、介護家族の集いの場などに出向いて、必要な情報提供を行うなどの取組を実施しているとのことでした。

その他、新型コロナウイルス感染症によるADL低下の実態調査、重層的支援体制整備事業の実施方針などについて質疑がありました。

討論においては、反対、賛成それぞれの討論があり、採決の結果、賛成多数により原案どおり可決することに決しました。

議案第20号、令和4年度太子町後期高齢者医療特別会計予算については、審議の結果、窓口負担2割化に伴う本町への影響人数を問う質疑があり、約403人が2割負担に移行する見込みであり、それに伴って軽減される現役世代の負担額は、一般的には1人当たり月額30円であるとのことでした。

また、保険証の郵便料について問う質疑では、現在の保険証が7月31日付で有効期限が切れるため、7月中旬に1度被保険者に保険証を郵送し、次に10月1日からの2割負担の施行に伴い、負担割合を再判定した保険証を9月に郵送する経費を計上しているとのことでした。

討論においては、反対、賛成それぞれの討論があり、採決の結果、賛成多数により原案どおり可決することに決しました。

以上でございます。

○議長（辻本 馨君） ただいま、福祉文教常任委員会の報告がありました。

これについて質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、質疑を終わります。

次に、予算常任委員長の報告を求めます。

森田議員。

〔予算常任委員長 森田忠彦君 登壇〕

○予算常任委員長（森田忠彦君） 予算常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告します。

議案第12号、令和3年度太子町一般会計補正予算（第13号）については、審議において、障がい者通所等給付費を増額補正する理由を問う質疑があり、令和3年4月から相談窓口を子育て支援課に一本化したことで、各種検診や教室時に臨床心理士等の専門士がより丁寧に児童に接することができるようになり、結果として発達障がいの早期発見により療育の場の提供につながったことが理由の1つであるとのことでした。

次に、乳幼児等予防接種委託料を減額補正する理由を問う質疑では、本町における出生数が平成29年度をピークに減少しており、今年度においても当初の見込数を下回ったことが直接の原因で、新型コロナウイルス感染症による受診控えなどの影響は見られないとのことでした。

また、農業次世代人材投資事業を減額補正する理由を問う質疑では、当初8名を見込んでいたものの、補助要件に合致しなかったり、自己都合による辞退などで最終5名となったことが原因であるとのことでした。

その他、職員の自己都合退職者数、公共施設のトイレ改修状況、有害鳥獣の駆除実績、飲食店舗開業補助金の問合せ状況などについての質疑がありました。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第15号、令和4年度太子町一般会計予算については、政策総務部関係の予算では、新型コロナウイルス感染症が税収に与える影響について問う質疑があり、内閣府の試算では、令和3年度後半はワクチン接種の効果から景気が回復傾向にあり、GDP成長率もプラス3.1%が予測されていることから、本町の個人及び法人町民税についても同率の増収を見込んでいるとのことでした。

また、本町の財政状況に関する質疑では、中長期的に見ても、依然として基金から取崩しをしなければ予算編成ができない状況が予測され、大阪府が公表しているように財政の逼迫が懸念されることから、より一層確実な財政運営を行っていく必要があると認識しているとのことでした。

また、公用車の電気自動車への更新に関する質疑では、本町は昨年7月、脱炭素社会の形成を目指して、太子町ゼロカーボンシティ宣言を発出しているところであり、今後、公用車やコミュニティバスを更新する際には、電気自動車も視野に入れて検討していくとのことでした。

更に、高規格救急車の更新に関する質疑では、今回の更新は車両整備基準に基づき、購入から8年が経過することに伴うもので、現行車両については、官公庁オークションにより売却予定であるとのことでした。

その他、情報機械のセキュリティ対策、マイナンバーカードの活用方法、ドローンの活用実績などについての質疑がありました。

健康福祉部関係の予算では、重層的支援体制整備事業の詳細に関する質疑があり、現在の社会福祉行政は、介護や障がい福祉、児童福祉など、各担当分野別に相談窓口が分かれているが、本事業を実施することで、属性や世代を問わない一体的な相談支援体制を構築し、相談者の不安や課題を包括的に支援できるようにするものである。現在、社会福祉協議会に委託している地域力強化推進事業等のモデル事業の実施ノウハウを生かしながら、事業を展開していきたいとのことでした。

また、新生児聴覚検査委託料の対象見込人数を問う質疑では、70名を想定しているとのことでした。

次に、外出支援事業への新型コロナウイルス感染症の影響を問う質疑では、本事業の活用は、主に通院や生活用品の買い出しなど、日常生活に必要不可欠な外出のための利用が多いため、新型コロナウイルス感染症の影響で利用頻度が減少しているような実態は見受けられないとのことでした。

その他、子ども医療費助成拡大に伴う影響額、成年後見制度の利用者数、緊急通報装置賃借委託料の実績などについての質疑がありました。

まちづくり推進部関係の予算では、衣類リユース事業の詳細に関する質疑があり、本事業は、まだ着ることのできる衣類を住民の皆様から頂戴し、衣類のリユースを通じてパラスポーツ競技団体を支援する、ふくのわプロジェクトに参加するもので、配送料2

万円を計上している。令和4年度は実証実験として実施し、その結果を踏まえ、令和5年度以降の事業化を検討するものであるということでした。

次に、飲食店舗開業補助金の対象範囲を拡大してはどうかの質疑に対しては、本事業は来訪者から飲食店舗がないという声をもとに創設した制度であるため、対象地域も来訪者の多い叡福寺及び竹内街道周辺に限定している、これとは別に対象範囲が町全域で、かつ飲食業以外の業種も対象となる創業支援補助金制度があり、町としては、この2つの制度を柱に誘致を図っていく考えであるとのことでした。

また、空家バンクの登録状況を問う質疑では、令和4年1月に1件のマッチングがあったものの、現在は空家登録がない状況である。そのため、本町が把握している111軒の空家所有者全員に対しアンケート調査を行い、制度に関心のある人には個別に電話で説明するなどの対応を実施したとのことでした。

その他、不法投棄対策、古紙回収補助事業の団体数、公園遊具の改修予定などについての質疑がありました。

教育委員会関係の予算では、小中学校の35人学級の実現に関する質疑があり、現在、国から示されている方針では小学校のみであるが、本町では中学校の35人学級の実現にも取り組んでいくものである。令和4年3月の大阪府の暫定配当では教員の加配がなされると聞いているが、今後、加配措置につかなかったとしても、町として35人学級の実現に努めていく方針であるとのことでした。

次に、総合体育館設備改修等工事請負費の詳細に関する質疑では、本工事は令和4年11月から令和5年1月までの3か月間、メインアリーナの床面塗装の塗り替えと照明は水銀灯からLED灯へ改修するものであるとのことでした。

また、郷土の偉人中山久蔵顕彰事業で37万4千円もの多額の職員旅費を計上している理由を問う質疑では、令和4年度に北海道北広島市において、寒冷稲作発祥150周年記念事業プレイベントが開催されるに当たり、資料確認及び現地調査に加えて、協定締結団体との公式交流の場を設けるという趣旨の下、予算計上したものである。本来であれば、町長、または教育長が正式に町の代表として訪問すべきところであるが、令和5年度の150周年記念事業の事前準備であることから、文化財資料に詳しい教育次長と担当課長及び担当職員3名分、2泊3日の職員旅費を計上したものであり、人選及び日数共に適当であると考えているとのことでした。

その他、文化祭の実施場所、グランド整備用のトラクターのリース・買上げとの比較、

竹内街道歴史資料館の案内標識、いじめ対策についての質疑がありました。

討論においては、反対、賛成それぞれの討論があり、採決の結果、賛成多数により原案どおり可決することに決しました。

議案第22号、令和3年度太子町一般会計補正予算（第14号）については、審議において、ふるさと納税制度を活用して、太子町民が他の地方自治体に寄附した額を問う質疑があり、平成31年度、1千997万3千円、令和2年度は2千221万7千円、令和3年度は2千666万円であるとのことでした。

また、4回目の新型コロナワクチン集団接種に係る職員の配備体制を問う質疑では、1回目、2回目の集団接種では基本的に職員のみで対応したが、職員に係る負担が大きいなど、諸課題が出てきたことから、3回目の集団接種では一部派遣スタッフによる体制を構築した。4回目についても、これまでの経験を踏まえて対応していくとのことでした。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第23号、令和4年度太子町一般会計補正予算（第1号）については、審議において、国の事業復活支援金制度の審査が厳格化されたことに対する町の対応を問う質疑があり、同制度については事前確認と本申請との2段階の手続きが必要となることから、国においても申請手続きを支援するサポートセンターを設置するなどして対応している。本町においても、窓口や広報紙を通じて案内しているとのことでした。

また、事業者一時支援金のような給付型に加えて、税金等の負担軽減策を実施する意向を問う質疑では、国の事業復活支援金制度に合わせて事業者一時支援金制度を設けており、これに加えて、令和3年度には町内の事業所を対象に固定資産税の負担軽減措置も実施したとのことでした。

審議の結果、全員異議なく可決することに決しました。

以上です。

○議長（辻本 馨君） ただいま、予算常任委員長から報告がありました。

これについて質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、質疑を終わります。

次に、生涯学習施設建設調査特別委員長の報告を求めます。

山田議員。

〔生涯学習施設建設調査特別委員長 山田 強君 登壇〕

○生涯学習施設建設調査特別委員長（山田 強君） 生涯学習施設建設調査特別委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告いたします。

議案第7号、太子町立生涯学習センター設置条例制定の件は、審議において、基本使用料の無料化または減額を求める質疑に対し、使用料は公平な利用に供しなければならない公の施設にあって、利用者がその施設の便益を受ける対価として負担を求め、施設を利用しない方との公平性を図るという考え方である受益者負担の原則に基づき、施設の維持管理経費の一部として徴収するものである。現在、設定している基本使用料は、近隣市町村の施設との均衡を考慮して積算した金額であり、公の立場として説明責任を果たす意味でも根拠のない金額設定はしがたいとのことでした。

次に、町外利用者の確認方法を問う質疑では、まず申請者の住所を確認し、申請者が団体である場合は、利用者の過半数以上が町内在住、在勤または在学であれば、町内利用者として判断するとのことでした。

また、第9条で規定する減免の適用基準を問う質疑では、生涯学習は誰もが将来にわたって行うことのできる自発的な活動であるという観点から、一部の利用者のみ減免するという考え方はそぐわないと考えている。本規定の減免は、町または教育委員会など公共的団体が、公共の事業に関連するために使用した場合などを想定したものであるとのことでした。

また、太子町文化・スポーツ活動活性化事業の活用を想定している団体数を問う質疑では、文化連盟所属クラブ及びサークル約60団体、スポーツ系団体約30団体に加え、町が把握していない団体も考慮して150団体を想定しているとのことでした。更に、生涯学習センターの所長を務める職員に関する質疑では、図書館や総合体育館の館長などと同様、生涯学習課長が所長を兼務することになるが、会計年度任用職員の施設管理者や事務職員を配置して、適正に管理していくとのことでした。

本案件については、休憩中に町長より訂正議案の提出があり、第9条の規定のうち、別表第1に係る部分に限り、令和4年7月1日から令和5年3月31日までの間においては、本町に在住する者がセンターを使用するときは適用しない旨の経過措置が追記されました。

これに対し、経過措置後においても、センターの予約開始時期は変わらないのかを問

う質疑があり、予約時期に変更はないとのことでした。

討論においては、反対、賛成それぞれの討論があり、採決の結果、賛成多数により会議規則第20条の規定により訂正された議案のとおり可決することに決しました。

議案第8号、太子町立図書館設置条例制定の件は、審議において、図書館協議会を設立する意向を問う質疑があり、本町においては、図書館法に基づいて学識経験者などで構成される図書館協議会ではなく、利用者目線に立ったサービスを実施するべく、構成メンバーの公募も視野に入れた町独自組織の設立を検討しているとのことでした。

その他、収集する新聞の種類、自習室が満室になった場合の対応などについての質疑がありました。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

請願第1号、町立の生涯学習施設利用の有料化撤回を求める請願については、討論において、反対、賛成それぞれの討論があり、採決の結果、反対多数により不採択とすることに決しました。

以上でございます。

○議長（辻本 馨君） ただいま、生涯学習施設建設調査特別委員長から報告がありました。

これについて質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、質疑を終わります。

次に、議案第2号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第2号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ご異議なしと認めます。よって、議案第2号、河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議については、原案どおり可決されました。

次に、議案第3号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第3号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ご異議なしと認めます。よって、議案第3号、太子町地域公共交通会議条例中改正の件は、原案どおり可決されました。

次に、議案第4号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第4号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ご異議なしと認めます。よって、議案第4号、太子町職員の育児休業等に関する条例中改正の件は、原案どおり可決されました。

次に、議案第5号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第5号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ご異議なしと認めます。よって、議案第5号、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例中改正の件は、原案どおり可決されました。

次に、議案第6号について討論に入ります。

討論ございませんか。

討論を許します。西田議員。

○3番（西田いく子君） おはようございます。

議案第6号、一般職の職員の給与に関する条例中改正の件について、反対の立場で討論を行います。

この条例改正に伴い、職員、会計年度任用職員の期末手当が約818万8千円減額されます。日本では労働基本権制約の代償措置として、人事院が国家公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本に勧告を行っています。この公務員の労働権制約は先進国では見られず、ILOは日本政府に対してILO条約違反という勧告を繰り返し行っています。公務員法24条2項に、職員の給与は生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従業者の給与、その他の事情を考慮して決めなければならないとされていますが、同第14条には、勤務時間その他の勤務条件が社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならないとあり、人事院勧告に最終的な拘束力はなく、自治体としての判断で決めることができます。

そもそも職員さんの職務状況は、昨年から続くコロナ禍におかれ、自らの感染防止はもちろんのこと、住民を感染から守るために様々な対策に乗り出し、ワクチン接種のために町職員を挙げて取り組むなど、尋常とは思えない努力が続けられました。このような状況であるなら、本来であれば臨時のボーナス支給があっても誰からも文句は言われないと思うのでありますけれども、今回の給与引下げは、あまりにも無慈悲で、職員の勤務実態と逆行するものになっています。人事院勧告の根拠である国家公務員法3条では、勤務条件の改善、人事行政の改善に関する勧告という文言があります。改善を目指すべきであり、引下げという改悪は許されるものではありません。ですから、青森県むつ市では、新型コロナ対応とワクチン接種、大雨災害対応などで業務負担が大きい中、職員は卓越した働きをしてくれた、今はコロナ禍からの景気浮揚の局面にあり、消費マインドを下げる減額は考えられない、勧告に準じる義務はないとして、人事院勧告に従わず、期末手当の据置きを決めています。

日本の労働者の賃金は今や、韓国のほうが最低賃金も平均賃金も上回るという状況です。この30年間で韓国の賃金は1.9倍上がり、世界の主要国でもそれぞれ上がっているのに、日本だけは30年間、賃金が上がらない国となっています。公務員の賃下げは、公務員の生活を破壊するだけでなく、民間の賃下げと相まって、日本の労働条件を引き下げる要因にもつながっています。また、職員の賃下げは、消費力を引き下げるこ

ともつながります。日本のGDPの6割は個人消費です。各国の物価の差を考慮して行われる購買力平価GDP世界ランキング1位は中国、2位EU、3位アメリカ、4位インドで、日本は5位です。ところが、1人当たり購買力平価GDPになると33位です。30年も賃金が上がらなければ、消費が伸びないのは当然のことです。

多くの労働者を抱えている太子町が職員さんの期末手当を下げることは、消費を引き下げ、地域経済に影響を及ぼすのではないのでしょうか。まして、女性が多く勤める会計年度任用職員も同じ率の削減ですから、更に消費に与える影響が大きくなります。組合と妥結したとのことですが、例年にも増して職員さんの置かれている労働条件が大変なこのときに、人事院勧告どおりの引下げを実施することに対し、反対の討論といたします。

○議長（辻本 馨君） ほかにございませんか。

討論を許します。辻本博之議員。

○5番（辻本博之君） おはようございます。

議案第6号、一般職の職員の給与に関する条例中改正の件について、賛成の立場で意見を述べます。

本議案は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させること、民間準拠を基本とする人事院給与勧告の趣旨を踏まえ、国に準じた改正を行うものです。令和3年の人事院勧告報告については、コロナ禍の影響を受けた民間企業のボーナスの支給割合との均衡を図るための給与勧告、また公務員の人事管理として、長時間労働の是正を含む良好な勤務環境の整備や非常勤職員に対する休暇制度の充実を含む、妊娠、出産、育児等との仕事の両立支援などの報告であります。

本町におかれましても、働き方改革に関する取組を継続的に進められていると共に、育児等と仕事の両立支援への取組も進められています。また、より若い職員の声を職場環境改善に反映させるべく、働きやすい職場づくり検討会を設置されるなど、良好な職場環境の整備に努められています。加えて、人事院勧告、報告を踏まえた本町の職員給与及び職員環境の整備関係について、太子町職員組合とも十分協議されています。職員の皆さんには、コロナ禍の中、住民の命と健康を守る最前線に立ち、感染予防対策をはじめ、生活支援や事業者支援対策並びにワクチン接種などの業務に当たっていただいていることは承知しております。しかしながら、現在の社会状況を鑑みましても、人事院

勧告で示された期末手当の支給割合の改善はやむを得ないと考え、賛成の討論といたします。

○議長（辻本 馨君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

議案第6号を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立6名・反対2名〕

○議長（辻本 馨君） 起立6名、反対2名。起立多数でございます。よって、議案第6号、一般職の職員の給与に関する条例中改正の件は、原案どおり可決されました。

次に、議案第7号について討論に入ります。

討論ございませんか。

討論を許します。西田議員。

○3番（西田いく子君） 議案第7号、太子町立生涯学習センター設置条例制定の件について、反対の立場で討論を行います。

平成29年7月10日に第1回生涯学習施設建設調査特別委員会を開催し、令和4年2月21日で33回特別委員会を開催し、議論を重ねてきました。使用料については、3年ほど前に考えたといった話が住民との意見交換会の中で、これは教育次長が答えておりました。令和2年、2020年12月19日に行われた（仮称）生涯学習施設建設工事、住民説明会が初めてだったと思うのです。2020年6月議会で文化連盟提出の（仮称）生涯学習施設の早期建設開始を求める請願が全会一致で採択され、7月の臨時会で文化連盟の皆さんからの請願が提出され、太子町議会は（仮称）生涯学習施設の早期建設開始を求める請願に応えるべく、9月議会に（仮称）生涯学習施設建設工事費予算計上を求める決議が、当時11人の議員でしたが、斧田議員、寺町議員、建石議員の反対3人、議長を除く賛成7人、賛成多数で可決いたしました。それでも9月議会の当初予算には工事費が計上されませんでした。ようやく9月議会開会中の9月14日の28回の特別委員会で（仮称）生涯学習施設整備事業の検証結果が協議され、検証が説かれました。

議会だより第173号でこのようにお伝えしています。4月に新町長が誕生してから検証すると、生涯学習施設建設に係る工事費の予算が計上されず、いつ検証を終え、予

算計上するのかと、住民、議会から何度も声が上がっていました。ようやく検証を終え、(仮称)生涯学習施設建設事業に関する検証結果が示されました。1、観光交流センターとの集約化は図るが、完全な観光機能の集約は不可能、1階の倉庫の一部を防災倉庫として活用、2、観光協会を新施設に移転すると、公共施設等適正管理推進事業債の活用条件に反することになるので、新設計画は中止、3、特産品開発チームの調理室は公共施設外での移転先の確保を検討するという結果が出たとのことで、今開催されている9月議会に補正予算を計上するとの報告がありました。

令和4年度夏頃オープンを目指して進められているとのスケジュール案も、改めて提出されました。総事業費約9億8千964万円のうち、3億9千380万円が本年度に係る事業費になります。これが特別委員会で説明があり、議論されたことです。そして、町議会議員選挙があり、現在の10人の議員となりました。

そして、12月19日の住民説明会です。(仮称)生涯学習施設建設工事住民説明会での資料に使用料徴収が書かれてあり、議員の私も参加して、初めて聞いたぐらいですから、文化連盟の方もたくさん来ておられましたが、一様に驚いておられましたし、住民の方からも意見が飛び交いました。その後、議会に対しては何ら具体的な説明もないまま、令和3年、2021年9月10日、29回の特別委員会で初めて施設の使用料の考え方についてが協議事項として上がってきました。これのどこが議論してきたということになるのでしょうか。

この9月議会で私が図書館と公民館の複合施設ではと一般質問しました。12月議会では山田議員が生涯学習施設の料金体系について、どうなっているか分かりませんので、質問がありました。そして、私が公民館は公民館であってほしいと思いましたので、公民館の発展を求め、公民館は無料、住民に説明されていないなどが質疑されたわけですが、使用料は取るとだけは言いますが、具体的なことは一切示されずでした。では、幾らにするのか、減免は、時間設定はなど、条例に書かなければならない使用料についての説明は、2月22日の議運で上程される前日の21日の特別委員会まで一切ありませんでした。ですので、条例に書かれている使用料についての議論は、21日の特別委員会と3月4日の特別委員会の2日間だけです。住民にも十分な説明はなく、議論も僅かですし、合意形成もされていません。

公平性を言いますが、役場の他の施設や施策との整合性にも矛盾があります。学校体育館や中学校のテニスコートは、太子町立小学校及び中学校の管理運営に関する

規則第9条、学校の施設及び設備の貸与は、校長の意見を聞き、教育委員会が許可する。ただし、軽易な事項については校長が許可することができると書かれているだけですが、子どもたちには無料で貸し出しています。以前、多くの子どもたちがボーイスカウトをしているので、そこの方が体育館を貸してほしいと言ったそうですけれども、断られています。バレークラブなど、学校体育館で活動しているのは、この規則からだと言いますけれども、一体どれだけの住民が知っているのでしょうか。知る人ぞ知る中での無料の貸出しをしているのは、今後どうするおつもりでしょうか。

ほかの自治体では、貸出しをしていることが誰でも分かるようにホームページに記されています。教育委員会は公平性を強調し、年齢などでの減免はしないと言いましたが、当初から使用料を取っているという総合体育館ですら、中学生以下は半額の減免料金になっています。今、例を挙げたのは、部局をまたがる施設ではありません。教育委員会の施設です。このように、施設によって違う対応に手をつけなくて、新しく建った生涯学習施設だけが一般の減免はない、こう言い切るのは、それこそ不公平ではないでしょうか。

私は、社会教育法が改悪されようとも、教育委員会として、公民館が担ってきた精神、住民との在り方を引き継いで、無料を貫いてほしいと願ってきましたし、今もその思いは変わりません。ですが、一方で、議員の方の中にも、住民の方の中にも、使用料を取ればいいという方がいるのも知っています。たとえそうであったとしても、減免制度がこれでいいのか、時間設定はこれでいいのか、子どもからも、大人と同じような同じ金額を取るのか、部屋によって金額がまちまちでいいのか、これらの疑問に答える確かな答弁はありません。

ですので、特別委員会で町長が先に提出された条例を一步たりとも引かないというかたくなな態度を取らず、結果、経過措置として、3月31日までは住民の利用に対しては使用料を取らないとしたことに対して、ありがたく感じています。この決断をされた1つには、町長ご自身が議論の中で矛盾が多いことに気づいてくれたからだったらいいなと私は思っております。

しかし、私が伺った声、住民の願いは、公民館は無料です。教育委員会は社会教育としての公民館を投げ捨てないでください。町長は、受益者負担は当たり前だと、自治体がまるで民間企業になったかのような理論を振りかざして、高齢者が活躍できる場から追い払うようなことはやめてください。住民に対して丁寧な説明、署名の願いに応じて、

有料化撤回を求めまして、反対の討論といたします。

○議長（辻本 馨君） ほかにございませんか。

討論を許します。村井議員。

○6番（村井浩二君） 議案第7号、太子町立生涯学習センター設置条例制定の件について、賛成の立場で討論いたします。

本条例案は、本年7月に開館を迎える（仮称）太子町生涯学習センターについて、地方自治法第244条第1項に基づき、公の施設として設置されることに伴い、その設置及びその管理に関する事項について定めるものであり、条例中、特にセンターの各部屋の使用料については、住民の方々より意見も頂戴し、議会においても、無料、有料の意見がありました。その中、やはりセンターは使用しない方との公平性を確保するという観点から、総合体育館などと同様に、施設を利用する方に使用料をご負担いただくことは妥当であると考えます。また、その金額についても、単に維持管理の費用から算出するのではなく、近隣施設の均衡を図った金額であり、利用者の負担についても配慮されたものと思われまます。

また、1月に実施されました生涯学習に関するアンケートにおきましても、使用料の徴収について、賛成の方が52.8%、反対の方が22.5%と、過半数の方が賛成と考えられており、これについては、一定、住民の皆様の民意と考えております。そのような中において、新しく文化、スポーツ等の活動に対する支援事業を立ち上げられたことや経過措置として使用料の徴収を猶予する期間を設けられたことは、今日まで様々な分野で活動されてこられたの方々に対する配慮と共に、今まで生涯学習を行ってこられなかった方に広く施設を知っていただき、多くの方に使っていただくことで、新たな生涯学習を拡大したいという思いの表れであり、今後の太子町における様々な分野での生涯学習の発展につながることを評価できると考えます。

これまで公民館は社会教育施設として様々な生涯学習事業を実施し、住民にとって最も身近な学習拠点及び地域交流の場として重要な役割を果たしてきました。新しい生涯学習センターはその公民館の機能を包括し、更に住民ニーズに沿った新たな機能を加え、幅広い活動ができる公の施設でございます。生涯学習施設を多くの方々に使っていただき、将来にわたり安定的に維持運営されるよう努力されることを強く要望いたしまして、本条例案の賛成の討論といたします。

○議長（辻本 馨君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

議案第7号を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立5名・反対3名〕

○議長（辻本 馨君） 起立5名、反対3名。起立多数でございます。よって、議案第7号、太子町立生涯学習センター設置条例制定の件は、会議規則第20条の規定により訂正された議案のとおり可決されました。

次に、議案第8号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第8号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ご異議なしと認めます。よって、議案第8号、太子町立図書館設置条例制定の件は、原案どおり可決されました。

次に、議案第9号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第9号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ご異議なしと認めます。よって、議案第9号、太子町国民健康保険条例中改正の件は、原案どおり可決されました。

次に、議案第10号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第10号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ご異議なしと認めます。よって、議案第10号、太子町消防団条例中改正の件は、原案どおり可決されました。

次に、議案第11号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第11号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ご異議なしと認めます。よって、議案第11号、太子町消防団員等公務災害補償条例中改正の件は、原案どおり可決されました。

次に、議案第12号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第12号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ご異議なしと認めます。よって、議案第12号、令和3年度太子町一般会計補正予算（第13号）は、原案どおり可決されました。

次に、議案第13号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第13号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ご異議なしと認めます。よって、議案第13号、令和3年度太子町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、原案どおり可決されました。

次に、議案第14号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第14号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ご異議なしと認めます。よって、議案第14号、令和3年度太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案どおり可決されました。

○議長（辻本 馨君） 次に、日程第14、議案第15号、令和4年度太子町一般会計予算に対する修正動議について、これを議題といたします。

本件について説明を求めます。

西田議員。

○3番（西田いく子君） 議案第15号、令和4年度太子町一般会計予算に対する修正動議について、私のほうから説明させていただきます。

お手元の修正動議をご覧ください。

議案第15号、令和4年度太子町一般会計予算に対する修正動議を、私、西田いく子、藤井千代美、2名を発起人に、地方自治法第115条の第3及び会議規則第17条第2項の規定により修正案を提出いたします。

記以下、修正案、または予算書をご覧ください。

予算書の1頁です。

第1条第1項中、55億5千951万円を55億5千913万6千円に改めます。

次に、予算書では、2頁、3頁、第1表、歳入歳出予算歳入をご覧ください。

原案では、3頁、19款繰入金、繰入額が2億9千540万6千円、1項、基金繰入金で2億8千944万5千円ですが、その額から37万4千円を減額し、修正金額を繰入額2億9千503万2千円、基金繰入金で2億8千907万1千円とします。

次に、予算書4頁、5頁、歳出をご覧ください。

4頁、9款教育費7億7千971万円、5頁、8項文化財保護費6千688万2千円ですが、その額から37万4千円を減額し、修正金額を教育費7億7千933万6千円、文化財保護費6千650万8千円とします。減額する37万4千円についての詳細ですが、これは予算書168頁、169頁をご覧ください。

9款教育費、8項文化財保護費、4、郷土の偉人中山久蔵顕彰事業44万6千円のうち、8、旅費37万4千円を減額するものです。

以上、歳入歳出それぞれ37万4千円を減額し、55億5千951万円を55億5千913万6千円に修正するよう求めます。

以上、修正案の説明とさせていただきます。

○議長（辻本 馨君） ただいま、修正動議の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

討論を許します。辻本博之議員。

○5番（辻本博之君） 議案第15号、令和4年度太子町一般会計予算の修正動議について、反対の立場で討論を行います。

中山久蔵顕彰事業は、平成28年度に北海道北広島市のエコミュージアムセンター知新の駅と町立竹内街道歴史資料館との間に、本町出身で現北広島市において、寒地稲作を成功させた中山久蔵をきっかけとして、歴史的、文化的資源の活用、知的、人的資源の交流を行い、両自治体の相互関係と教育、文化に資することを目的に締結された連携協定に基づいて実施されるものです。本来であれば、協定締結後から毎年度交流事業のために継続的な予算措置があつてしかるべきところですが、これまで散発的に展示普及事業や職員派遣が行われてきたものの、本町からの積極的アプローチがないままとなつていたことのほうがむしろ問題ではないでしょうか。

この度、協定の趣旨に基づいて、寒地稲作150年という節目を令和5年度に迎えるに当たり、双方が合意の下、記念展示やセミナー等の共同事業を実施するため、3か年計画で資料の予備調査や事業調査を行うために、令和4年度は北広島市を訪問するため

の旅費等の予算が計上されたことは、協定に基づき、北広島市と協議の上で計画された事業であり、事業の実施に何ら問題はないものと考えます。

また、遠隔地でもあるため、旅費が高額となるのは否めませんが、今後は観光や防災等の面においても連携の拡大を見込むこともでき、町行政全体の視点からも北広島市との関係は有意義なものと考えます。オミクロン株による新型コロナウイルス感染症による状況がまだ見通せない中、予算の執行に関しては、昨年同様、慎重な執行を求め、本予算の修正案に反対するものです。

○議長（辻本 馨君） ほかにございませんか。

討論を許します。西田議員。

○3番（西田いく子君） 議案第15号、令和4年度太子町一般会計予算に対する修正動議について、賛成の立場で討論を行います。

コロナ禍の中、外出も制限され、人と人とのつながりが断ち切られています。そんなコロナ禍にあっても密を避けながらサークル仲間と集い交流する場として、公民館の果たす役割は大きいものがあります。ところが、ようやく公民館と図書館の複合施設、生涯学習施設ができると心待ちにしていた住民の思いを踏みにじり、利用している住民に説明もなく、使用料を徴収することが突然この3月議会に提案されました。その額、予算にして200万円。僅かばかりの額だと言いますが、多くが年金暮らしのそれも女性です。使用料は決して僅かな額ではありません。太子町にお金がないからだとは一言も言っていない、町長はそうおっしゃいました。そうであるなら、それこそ僅か200万円のお金を住民さんから巻き上げるのは撤回すべきです。

使用料を取りながら、コロナ禍でありながら、3回目のワクチン接種が始まったばかりで、それなのに4回目の接種の話も取り沙汰される中、蔓延防止等重点措置が解除されたとはいえ、国は引き続き、外出、移動について帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動では、3つの密の回避を含め、基本的な感染予防策を徹底すると共に、移動先での感染リスクの高い行動を控えてくださいと、手を緩めることなく、注意を喚起する中、なぜわざわざ北海道まで、それも3人の教育委員会の職員が旅費だけで37万4千円もかかる2泊3日も行く必要があるのでしょうか。

平成28年、2016年5月に北広島市と太子町教育委員会との間で相互に連携、協力していくための教育委員会同士の協定が結ばれました。コロナ禍の中でリモートで会議、仕事も行われるようになってきている現在です。当の北広島市では、2019年に寒地

稲作の祖、中山久蔵が1919年に亡くなったから、今年の節目にミニ企画展「中山久蔵翁没後100年展」を開催していましたが、150年展を大々的に企画しているとは聞いておりません。北広島市の日本共産党の議員にも電話で尋ねましたが、令和5年に向けて、北海道日本ハムファイターズの新球場となるボールパークの整備、スタジアム完成と共に観光地を見直そうと、北広島市旧島松駅通所整備基本計画が策定され、旧島松駅通所の改修工事の予算が令和4年度に上げられたそうです。旧島松駅通所のリニューアルがメインで、特に150年だからということで中山久蔵氏をたたえる行事というほどのことは予定しないように聞きました。2019年は没後100年でした。生誕何年という記念行事は聞きます。

では、150年とはどこに起点があるのかと、予算常任委員会で尋ねた際、即答してもらえませんでした。私が調べましたら、1873年、道南の大野村から数種の種を取り寄せ、それらを試験的に栽培し、成功したものが赤毛です。その文章をネットで見つけることができました。多分その年が起点で、令和5年、2023年が150年ということでしょう。記念というには、50年くりというのも何とも不思議なものです。歴史上の有名人、聖徳太子1400年事業でも、太子町内の盛り上がりはコロナ禍にあって、当初の計画どおりにはなりません。一体どれだけの太子町民が中山久蔵氏を知っているのでしょうか。

2021年度にも当初予算に上げられていました。日本共産党は反対討論の中で、中山久蔵顕彰事業に職員旅費、このときは49万7千円、このとき、また何人で何泊研修するのが二転三転するような予算のつけ方でいいのかと反対し、令和3年度は結局、全額流しました。特に2021年度に中山久蔵氏に関する啓発もなかったように思いますし、私はコロナ禍の中で北海道まで行く必要はないと考え直してくれたとばかり思っていましたので、まさか令和4年度の予算に再度上がってくるとは夢にも思いませんでした。

僅か200万円を奪いながら、一方で旅費だけで37万4千円、そして北海道。コロナ禍で住民、児童生徒に3密を避けよう、無駄な外出を控えよう、こう呼びかけている中、リモートで対話もできる中、教育委員会同士の協定で1人で行くのは失礼に当たるというのが一般常識だという理由までもつけて、3人分の予算をつけて行く必要があるとお考えでしょうか。危機管理上も3人も抜けて大丈夫なのか、この疑問もあります。

よって、歳入歳出それぞれ37万4千円を減額し、55億5千951万円を55億5

千913万千円とする修正動議に賛成の討論といたします。

○議長（辻本 馨君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

議案第15号の修正動議を可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立2名・反対6名〕

○議長（辻本 馨君） 起立2名、反対6名。起立少数でございます。よって、議案第15号、令和4年度太子町一般会計予算に対する修正動議は、否決することに決しました。

次に、議案第15号の原案について討論に入ります。

討論ございませんか。

討論を許します。西田議員。

○3番（西田いく子君） 議案第15号、令和4年度太子町一般会計予算について、反対の立場で討論を行います。

コロナ禍の中でも富田林医師会と連携しての迅速なワクチン接種や集団健診の実施、新生児聴覚補助の実施、太子町地域公共交通会議に議員を委員として参加することを条例に加えていただいたことや何より少人数学級の実施が実現いたしました。町単費になっても、小中学校の35人学級実施に踏み切ったことは当議員団が長年提案してきたことでもあり、大いに評価するものです。

しかし、生涯学習センターの使用料徴収は、これまで利用してきた住民の方から撤回を求める署名、請願が出されるなど、反対運動が広がりました。議会にも3月議会直前に使用料体系が示されたばかりですし、何より住民に対する丁寧な説明がなく、到底、議論を重ねたものとは言えません。受益者負担の観点から、施設を利用する方より行政サービスを受けている対価として維持管理費の一部を負担していただくことは、施設を使用する者と使用しない者との公平性の確保から妥当だと言いますが、自治体は企業のように営利で経営しているわけではありません。税金です。地方自治体として、地方自治法に定められた住民福祉の増進を図る機関としての役割を果たす責任があります。

住民から200万円の使用料を取る一方で、町長施策として、社会教育団体育成事業、文化、スポーツ分野の活動団体を支援することで活性化を図り、活力ある地域社会の実現などを図るで、300万円もの補助金としての支出はつじつまが合いません。また、

なぜ頑張っている住民さんを応援するのに、文化、スポーツ団体だけなのでしょうか。福祉の分野でも頑張っているところからも支援のない団体はあるのではないのでしょうか。動物保護団体なども対象になってもおかしくないと思います。また、1団体2万円とのことですから、予算満額の150団体が申請してくれば、チェックをする職員さんの仕事量も膨れ上がります。ところが、職員を増やす予定はないと言います。コロナ禍で仕事量が増えても期末手当が削減されました。その職員さんの仕事を増やすというのです。目に見えない人件費をどうお考えになっているのでしょうか。

更に驚いたのは、性懲りもなく、中山久蔵顕彰事業44万6千円、旅費37万4千円を予算に計上してきたことです。コロナ禍で住民の暮らしは大変です。子どもたちはマスク生活を強いられ、給食のときは黙食を強いられ、学級閉鎖で授業を受けることができず、持病をお持ちの子どもの中には登校できない子どもさんもいて、それでも何とかしようとする教職員の皆さんの努力もあって、リモートでの授業に試行錯誤を重ねているというのに、不要不急の北海道への旅費を計上しています、それも3人分。300万円の補助金を担当し、職員の仕事を増やしなが、コロナ禍でいつ緊急の体制を取らなければならなくなるのか分からない今、町長、副町長が不在で、緊急事態宣言が出て、残った管理職は教育長だけという中で陣頭指揮を執らざるを得なかった経験を持ちながらです。一体、どこを向いて仕事をしておられるのでしょうか。このような無駄遣いを許しておきながら、住民に対して財政は厳しいは通りません。また、令和4年度の予算は、町税は増え、交付税は増え、繰入金は減り、借金も減っており、厳しさを読み取ることは不可能です。

厳しいのは住民の生活です。コロナ禍で収入が減り、人とのつながりが断たれています。国、府のこの間の病院潰し、保健所潰しで医療が崩壊、コロナに感染しても病院に入院することもできず、自宅待機を余儀なくされ、命すら危ぶまれています。このような状況に置かれている住民の暮らしを応援するのが自治体の仕事、太子町の務めではないのでしょうか。これまで町のためにと頑張ってきた観光・まちづくり協会の組織体制がごっそり変わってしまいました。道の駅の運営も今後は未知数です。多くの公民館利用者の方ががっかりしています。住民を悲しませる町政でいいのか、問い直していただくことを求めまして、反対の討論といたします。

○議長（辻本 馨君） ほかにございませんか。

討論を許します。山田議員。

○9番（山田 強君） 議案第15号、令和4年度太子町一般会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

本予算は、第5次総合計画に掲げる、人と自然と歴史が交流し、未来へつなぐ和のまちたいしの実現を目指し、生涯にわたり学べる環境づくりを構築するため、文化、スポーツ分野の団体への活動を支援するための補助制度の創設で町長公約を実現。また（仮称）生涯学習センターが今年7月にオープンすることは住民福祉のサービス向上として評価します。使用料の有料化には様々な意見がありますが、経過措置として、令和4年度中に限り、町内在住の方の料金の徴収を猶予されたことは高く評価します。

更に、中山久蔵顕彰事業が昨年に引き続き予算計上されていますが、コロナ禍の収束が見通せない状況では慎重な予算執行を求めます。

その他、住民票のコンビニ交付サービスの導入や安心して子どもを産み育てられるよう、新生児聴覚検査費用の助成、地域共生社会の実現に向け、高齢者、障がい者、子どもなど、分野を超えた重層的支援体制の拡充、地域公共交通の利用促進対策や道路や橋梁などの老朽化対策、住民の命を守る高規格救急車の更新、更にはGIGAスクール構想実現に向けた学校ICT環境の整備、小中一貫教育による少人数学級の完全実施や貴重な歴史遺産である国指定史跡二子塚古墳の歩道整備など、いずれも住民の負託に応える事業が数多く盛り込まれたものとなっています。

一方、歳入では、普通財産の売却や町税、地方交付税を堅実に見込み、ふるさと太子応援基金や国、府支出金などの財源確保に努めると共に、特定目的基金の利活用を活性化させるなど、将来を見据えた予算編成が行われたものであります。コロナ禍で国税の収支見通しも不透明な中、地方自治体の歳入の根幹をなす町税収入は、コロナ禍以前に比べ低い水準にあり、自主財源確保が困難な状況が続くことが考えられることから、各種事業の予算執行に関しては、昨年同様、慎重な執行を強く求めると共に、今後においても更なる創意と工夫で、限られた財源を効果的、効率的に配分し、健全な財政運営に努められることを強く要望して、本予算の賛成討論といたします。

○議長（辻本 馨君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

議案第15号を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立6名・反対2名]

○議長（辻本 馨君） 起立6名、反対2名。起立多数でございます。よって、議案第15号、令和4年度太子町一般会計予算は、原案どおり可決されました。

次に、議案第16号について討論に入ります。

討論ございませんか。

討論を許します。藤井議員。

○4番（藤井千代美君） 議案第16号、令和4年度太子町国民健康保険特別会計予算について、反対の立場で討論を行います。

新型コロナウイルス感染症の拡大とその中で起こった医療崩壊は、日本の医療体制がいかにか脆弱になっているかを明らかにしました。自公政権は40年にわたって、社会保障削減の政治を続け、この20年間は社会保障の予算の自然増を毎年数値目標を決めて、削減する政治を続けてきました。こんなことをすれば、医療や公衆衛生が弱体化するのも当然です。市町村が運営する国民健康保険は、加入世帯主の4割が年金生活者などの無職、3割が非正規労働者で、低所得者が多く加入する医療保険です。ところが、平均保険料は、4人世帯の場合、同じ年収のサラリーマンの健康保険料の2倍になります。全国知事会、全国市長会など、地方団体は、加入者の所得が低い国保がほかの医療保険よりも保険料は高く、負担が限界になっていることを国保の構造問題だとし、これを解決するために公費投入、国庫負担を増やして、国保料を引き下げることが国に要請し続けています。

高過ぎる保険料を引き下げ、国保の構造的な問題を解決するには、公費を投入するしかありません。国保料の高騰は国保に対する国庫負担の抑制と国保加入者の貧困化、高齢化、重症化が進む中で起こりました。現在、国保財政への国費負担は国と都道府県が4.6兆円ですが、これを1兆円増やせば、国保料を協会けんぽ並みに引き下げることができます。世帯員の数に応じてかかる均等割、各世帯に定額でかかる平均割が国保料を高くする大きな要因となっています。特に子どもの数が多いほど負担が引き上がる均等割にはまるで人头税、子育て支援に逆行しているという批判が起こり、多くの団体、関係者から見直しを求められる要望が上がり、2022年度からようやく就学前の子どもに限って、均等割の一部を軽減することができましたが、制度の改悪の解消には程遠いものです。全国で均等割、平均割として徴収されている保険料額はおよそ1兆円ですから、ここにも国が1兆円投入すれば、均等割、平均割をなくすことができます。

最大の問題は2018年度から国保の都道府県化をスタートさせたことです。この制度改変の最大の狙いは、市町村が一般会計から国保会計に繰り入れて行っている自治体独自の保険料軽減をやめさせ、その分を住民の負担増に転嫁させることです。そのため、2018年度から標準保険料率、保険者努力支援制度など、自治体独自の公費繰入れをやりやすくする様々な仕組みが導入されてきました。国、府の悪政の防波堤となって、住民の暮らしを守るのが町の務めです。国保が都道府県化されても、地方自治の本旨、自治体の条例制定権を定めた憲法の下、自治体が独自の公費繰入れを続けることは可能です。少ない額であっても、太子町独自に一般会計から繰り入れての負担軽減を続けることは可能です。都道府県化が実施されても堅持するようお願いします。

また、現在、無料低額診療では院外処方による薬局調製が制度の適用とならず、患者が自己負担を強いられる問題が起こっています。薬剤師への制度適用を進め、無料低額診療への支援や国保第44条の規定に基づく生活困窮者の窓口負担、一部負担金の減免を積極的に活用してください。国の均等割の軽減は不十分です。2019年時点でも既に子どもの数に応じてかかる均等割額に独自に減免する自治体が全国で少なくとも25自治体ありました。町の施策として、一般会計から繰り入れて、全額免除、子育て支援策としてください。担当課の皆さんは基金を繰り入れて、急激な国保料値上げとならないよう努力をし続けていただいておりますが、それでも値上げです。大阪府と統一化されれば、そのような努力すら困難になります。値上げを待ち構えている都道府県化には反対してください。コロナ禍で住民の暮らしが大変なときに保険料を値上げすることに対し、反対の討論といたします。

○議長（辻本 馨君） ほかにございませんか。

討論を許します。辻本博之議員。

○5番（辻本博之君） 議案第16号、令和4年度太子町国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場で意見を述べます。

国民皆保険制度の基礎となる国民健康保険は、少子高齢化などによる環境の変化により、被保険者の多くが年金生活者や所得の低い方々を占めている状況にあります。また、今後は団塊の世代が後期高齢者医療制度に移行するなど、被保険者数が大きく減少する一方で、高齢化に伴う1人当たり医療費が増加するなど、厳しい運営が見込まれます。平成30年に国民健康保険が広域化し、5年目となる本予算案は被保険者の保険料負担が急激な増加とならないように、前年度と同様に基金繰入金を計上するなど、保険料の

上昇を抑制する効果的な措置がなされており、一定評価できるものと考えます。また、保険給付の適正化及び被保険者の健康増進に努めるため、コロナ禍の状況に対応した感染防止対策を取り、夏季及び冬季集団健康診査を計画的に実施することで、被保険者の受診機会の増加に努めるなど、保健事業の充実にも取り組んでいます。

このように、令和4年度予算は本町独自の激変緩和措置を講じ、保険料の上昇抑制に努め、被保険者の負担への配慮をすると共に、健康増進にも積極的に配慮した予算であると考えます。今後は、国や府の動向を注視し、連携を図ると共に、被保険者の立場に沿った制度運営と健全な会計に引き続き努められますよう要望して、本予算の賛成討論といたします。

○議長（辻本 馨君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

議案第16号を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立6名・反対2名〕

○議長（辻本 馨君） 起立6名、反対2名。起立多数でございます。よって、議案第16号、令和4年度太子町国民健康保険特別会計予算は、原案どおり可決されました。

次に、議案第17号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第17号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ご異議なしと認めます。よって、議案第17号、令和4年度太子町山田財産区特別会計予算は、原案どおり可決されました。

次に、議案第18号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第18号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ご異議なしと認めます。よって、議案第18号、令和4年度太子町春日財産区特別会計予算は、原案どおり可決されました。

次に、議案第19号について討論に入ります。

討論ございませんか。

討論を許します。西田議員。

○3番（西田いく子君） 議案第19号、令和4年度太子町介護保険特別会計予算について、反対の立場で討論を行います。

老老介護に疲れ果てた高齢者夫婦の無理心中や要介護の高齢者を抱えた一家全体が遺体で発見される孤立死など、痛ましい事件が後を絶ちません。会社などで働いていた人が家族の介護のために仕事を辞める介護離職が毎年8万から10万人に上るなど、介護の問題は現役世代にとっても大きな不安要因となっています。更に、コロナ危機の下で多くの介護事業所が経営困難に陥り、介護施設は集団感染の脅威にさらされています。これらは自公政権が社会保障費削減のため、公的介護、福祉制度の改悪を繰り返す中で起こってきた事態です。

重い保険料、利用料の負担、深刻な介護施設の不足など、介護の危機を解決することは、今や国民的課題となっています。高齢者で現在居住している住宅で困っている人は4割を超えます。特養ホーム待機者は、要介護1、2を除いた後も30万人近くに上り、ケアハウス、グループホームなどの入居希望者も増えています。政府は高齢者住まい法を改定し、サービス付き高齢者向け住宅の建設を推進していますが、その利用者は、家賃、食費、サービス費、介護保険の自己負担分を合わせて月15万から20万円程度を負担できる人に限られており、住宅問題は深刻になっています。

今年度、重層的支援体制整備事業という名で予算が組み替えられました。地域共生社会の実現をうたい、地域福祉の担い手を住民や社会福祉事業者による互助に委ねる社会福祉法等改定が推し進められています。地域福祉推進の主体に地域住民等を位置づけ、複雑化した課題の解決を求めています。国、地方自治体の役割は共助の場の創設や連携強化などとどまっています。地域福祉の理念をゆがめ、公的責任の更なる後退につながります。また、介護、障がい福祉、子ども、生活困窮に係る事業を一本化する包括的

支援体制について交付金までが一括化され、財政措置、人員配置基準、資格要件が明確になっていないことから、必要な額が確保できなくなるとの懸念の声が上がっています。

政府は、家族や地域社会が変化する中、社会的孤立などの問題が生じ、縦割りの現行制度では対応できないからだと説明しますが、縦割りだけが問題でしょうか。住民の助け合いに任せるのではなく、各制度とそれを担う職員を量、質共に充実させ、的確な連携を強化することが不可欠です。保険あって介護なしの状況が年々強まっています。年々上がり続ける介護保険料を抜本的に改善するために、国に対し国庫負担割合を引き上げるよう強く求めてください。

太子町は法を守って、住民から取り過ぎた保険料を基金にため込むのではなく、保険料を値下げに使ってください。全国でも高い保険料の大阪府の中で基準額6千480円は、府内第10位と高額です。藤井寺市が期の途中で値下げをいたしました。今からでも遅くありません。住民福祉の増進を第一に考え、保険料の引下げを求めて、反対の討論といたします。

○議長（辻本 馨君） ほかにございませんか。

討論を許します。建石議員。

○2番（建石良明君） 議案第19号、令和4年度太子町介護保険特別会計予算について、賛成の立場で意見を述べます。

本予算は、令和3年度から始まった第8期介護保険事業計画に沿った内容で予算編成されており、本町の高齢化に対応すべく、地域包括ケアシステムの深化、推進に向けた取組を展開すると共に、地域共生社会の実現に向けて、高齢者の社会参加、介護予防に向けた取組や認知症の方への支援などを行いつつ、医療と介護の連携並びに高齢者を地域で支えていく体制を構築するなど、地域づくりの推進や様々な課題に対して適切に対応できる包括的な支援体制に取り組むものとされており、充実した内容となっています。

また、歳入の柱となる第1号被保険者の保険料については、急速に高齢化が進行していく中、認定者数の増加に伴う重度化防止に対する各種サービスなども増加が予想され、第1号被保険者1人当たりの給付も年々増加していることから、将来における介護保険の安定的な運営を図りつつ、保険料の上昇を抑制するため、準備基金を有効的かつ計画的な活用がなされていると共に、法に定められた国、府等の負担割合による予算措置がなされており、適正なものであると考えます。

今後もなお一層の保険給付の適正化に努められ、高齢化の進行に対応し、更なる介護

予防の充実、また介護保険事業の円滑な提供、運営に努められることを要望いたしまして、賛成の討論といたします。

○議長（辻本 馨君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

議案第19号を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立6名・反対2名〕

○議長（辻本 馨君） 起立6名、反対2名。起立多数でございます。よって、議案第19号、令和4年度太子町介護保険特別会計予算は、原案どおり可決されました。

次に、議案第20号について討論に入ります。

討論ございませんか。

討論を許します。藤井議員。

○4番（藤井千代美君） 議案第20号、令和4年度太子町後期高齢者医療特別会計予算について、反対の立場で討論を行います。

後期高齢者医療制度は、国民を年齢で区切り、高齢者を別枠の医療保険に囲い込んで、負担増と差別を押しつける悪法です。2008年の制度導入後、既に6回にわたる保険料値上げが強行されました。しかも、安倍、菅内閣は、この制度がスタートした際に当時の自公政権が国民の批判を受けて導入した保険料軽減措置、特別軽減を打ち切り、低所得者の高齢者に保険料の大幅な引上げを押しつけました。

更に、2021年6月4日、参議院本会議で75歳以上医療費窓口負担2割化法が強行されました。この法律が実施されると、今年度後半から年収200万円以上の人、1、370万人、後期高齢者医療制度加入者の約20%の方が2割負担となります。国会審議の中で、1、2割負担導入による現役世代の負担軽減効果は僅か月額約30円であること、2、コロナ禍の中、精神的にも経済的に疲弊している中での高齢者への負担増は、受診控えを招くことが各種調査で明らかになっているにもかかわらず、政府は健康悪化には結びつかないとしていること、3、国会審議を経ずに2割負担増の対象者を政令によって広げることができることなど、数多くの問題点が明らかになりました。コロナ禍でたださえ高齢者の受診控えが進んでいる中、必要な医療が受けられなくなることを前提にした負担増は、高齢者の命、健康権、人権の侵害です。応能負担を窓口一部負担

に求めるのではなく、富裕層や大企業に求めるべきです。強制加入の社会保険では必要な給付は保険料だけでなく、公費負担と事業主負担で保障すべきです。

先進国では、医療費の窓口負担は無料が当たり前です。欧州諸国など先進国では、窓口負担は無料、または少額の定額制です。日本でも岩手県沢内村、現西和賀町で始まった老人医療費無料化制度が全国に広がり、1973年から1983年まで、国の制度として実現した歴史を持っています。後期高齢者医療制度の保険料窓口負担の引上げをやめさせ、差別と負担増の制度を廃止し、高齢者が安心して入院治療、療養ができるような制度となることを求めて、反対の討論といたします。

○議長（辻本 馨君） ほかにございませんか。

討論を許します。森田議員。

○8番（森田忠彦君） 議案第20号、令和4年度太子町後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場で意見を述べます。

本予算は、被保険者から納付された保険料を大阪府後期高齢者医療広域連合へ納付するために設置されたものであり、先の広域連合議会で決定された保険料率などに基づいて編成されております。また、令和4年度から団塊世代の後期高齢者医療への移行による急速な被保険者数と保険給付費の増加が見込める中、国においては将来にわたって持続可能な制度とするため、この間も保険料の特別軽減を見直すと共に、令和4年度10月からは医療機関等への窓口負担も見直すこととしております。このような状況の下、広域連合において、決算余剰金を活用するなど、令和4年度、5年度の保険料の上昇を抑制するなど、適切な処置が取られていると考えられます。

今後も国の動向を注視しながら、制度の円滑な運営に引き続き努力されますよう要望して、本予算の賛成討論といたします。

○議長（辻本 馨君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

議案第20号を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立6名・反対2名〕

○議長（辻本 馨君） 起立6名、反対2名。起立多数でございます。よって、議案第20号、令和4年度太子町後期高齢者医療特別会計予算は、原案どおり可決されました。

次に、議案第21号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第21号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ご異議なしと認めます。よって、議案第21号、令和4年度太子町下水道事業会計予算は、原案どおり可決されました。

次に、議案第22号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第22号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ご異議なしと認めます。よって、議案第22号、令和3年度太子町一般会計補正予算（第14号）は、原案どおり可決されました。

次に、議案第23号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第23号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ご異議なしと認めます。よって、議案第23号、令和4年度太子町一般会計補正予算（第1号）は、原案どおり可決されました。

○議長（辻本 馨君） 日程第24、議案第24号、副町長の選任について同意を求める件、これを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田中祐二君） 議案第24号、副町長の選任について同意を求める件の提案理由を申し上げます。

令和2年5月の臨時会におきまして、藤原副町長の選任同意をいただき、以来、町政に対し、ご尽力をいただいておりますが、この度、本年3月31日をもって退職されます。つきましては、後任副町長として、齋藤健吾氏を選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものであります。何とぞよろしくご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（辻本 馨君） ただいま、提案理由の説明がありました。

お諮りいたします。

議案第24号は、会議規則第39条第2項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ご異議なしと認めます。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第24号を原案どおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ご異議なしと認めます。

以上で、議案第24号、副町長の選任について同意を求める件は、原案どおり同意されました。

ここで、副町長に選任されました齋藤氏がお見えになられていますので、齋藤氏の入

場と発言を許します。

○新副町長（齋藤健吾君） ただいまご同意をいただき、副町長を拝命することになりました齋藤でございます。もとより微力ではございますけれども、田中町長のご指導の下、太子町の発展のために誠心誠意努力してまいりたいと考えております。議会の皆様方におかれましては、何とぞ格別のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

○議長（辻本 馨君） 次に、日程第25、請願第1号について討論に入ります。

討論ございませんか。

討論を許します。森田議員。

○8番（森田忠彦君） 請願第1号、町立の生涯学習施設利用の有料化撤回を求める請願の件について、反対の立場で討論を行います。

本請願は、町立の生涯学習施設利用の有料化を撤回し、誰もが無料で利用できるよう求めるものであります。生涯学習センターは、住民の生涯学習を中心とした活動を支援することにより住民活動の推進を図り、地域のにぎわいを創出し、もって、町民の文化及び生活の向上に寄与するための拠点として整備される施設であります。また、その利用については、これまでの公民館の機能を包括し、更に住民のニーズに沿った新しい機能を加え、幅広い活動ができる内容となっております。その間、建設場所の問題など、様々な議論がされてきましたが、本年7月によりやく開館できる運びとなりました。

今回、この施設の管理運営などを規定した条例が上程されており、その中で使用料についても規定されております。施設の使用料は、その施設を占有して使用することに対する経費の一部として、使用されない方への公平性を確保するために負担していただくものであり、生涯学習センターを将来の子どもたちに大切に引き継いでいくために重要な財源でもあります。使用料を徴収するについては、本年1月に実施されました生涯学習に関するアンケートにおいても賛成の方が過半数以上と、多くの方の民意として結果が出ております。まだ条例中、使用料の徴収については猶予期間を設けるよう追加訂正もされました。

更には、別事業であります。文化、スポーツ等の活動に対する支援事業を立ち上げられ、様々な場面において活用していただける補助金として次年度に予算計上されるさ

れることも評価できるものであり、本請願につきましては、反対の立場で討論をいたします。

○議長（辻本 馨君） ほかにございませんか。

討論を許します。西田議員。

○3番（西田いく子君） 請願第1号、町立の生涯学習施設利用の有料化撤回を求める請願について、賛成の立場で討論を行います。

実質1月17日から始まった署名活動ですけれども、議会開会日3月1日には1千532筆の署名を町長に提出し、23日には追加の署名も提出されております。太子町立生涯学習センター設置条例が、議論をする中で施行期限を来年度にすると変わりました。住民の運動の広がりや請願は重いものがあると受け止めてくださった中で、また議論すればするほど、疑問が広がる中での判断だと思っております。その上で、更に思いを変えていただかなければなりません。主に公民館で活動している方々は、私たちの親や、また配偶者世代です。公民館で生き生きと活動していらっしゃいますけれども、多くが年金の少ない女性です。

太子町は何かにつけて財政が厳しいと言うものですから、住民さんの中にはすっかり信じておられて、「太子町はお金がないんだから使用料を取るの仕方はないのではないの」とおっしゃっている方がおられました。でも、町長はお金がないとは一言も言ったことはないとおっしゃってくださいましたので、そこはしっかり、太子町の財政は心配なくていいんだよと伝えたいと思っております。それは今回の予算にもしっかり表れています。町税は増え、交付税は増え、繰入金は減り、借金も減っています。だったら、僅かな額の使用料は徴収しないでください。

更にひどいのは、これまで公民館で集い、学び、結ぶ、町の健康増進にも寄与してきた方々から200万円を奪いながら、一方で300万円の補助金をばらまくというのです。200万円を取られても、300万円をもらえば、100万円多くもらえると考えている方もいらっしゃるかもしれませんが、300万円満額を住民に分け与えるには150団体あることが前提になります。また、その団体もスポーツ団体、文化団体だけで、福祉分野で活躍されているグループの方もいらっしゃるのですが、対象外です。それこそ不公平ではないでしょうか。団体数が一体幾らになるのか、またどうやって増やすかの構想が示されていません。これでは絵に描いた餅でしかありません。

町長の高齢者が健康で生き生きと暮らしていただくことは、町の活性化においても非

常に重要となりますので、高齢者が活躍できる場の創出や健康増進に貢献していただいております団体、個人などの支援を進める必要があるという所信表明とは、真逆の有料化となる施策を身を切る改革だとばかりに、住民に押しつけることを良しとしていいのでしょうか。

堺市では、おでかけ応援制度を充実しますと選挙公約に掲げ、当選した維新市長が当選した途端、12月議会で65歳から70歳以上へと年齢を引き上げる条例案を議会に提出いたしました。堺市民は市長にだまされたと怒り、6千404筆分の陳情署名を集め、議会に働きかけました。結果、維新を除く反対多数で、維新市長の公約破りの条例は12月議会で否決されました。

これまで、議員の皆さんは、公民館の建て替え、図書館の新設、公民館と図書館を併せ持つ複合施設という前提に立って、議論されてきました。2018年4月議会だより特別号にも、公民館と図書館との複合施設だという点を踏まえて、思いが述べられています。ここでは貸し館なんて誰も一言も言っていませんし、誰もが公民館だと思っていたのは紛れもない事実です。ホームページの太子町議会の説明には、議員は選挙によって選ばれた町民の皆さんの代表です、町議会は町長の提案があったことについて慎重に審議し、町政が進むべき方向を決定する役割を担っていますと書かれてあります。請願者に名を連ねている皆さんの思い、町長に提出された署名に込められた住民の思いに寄り添う判断をいただき、採択していただけないでしょうか。アンケートの結果の有料化賛成を人数ではなく、パーセントで過半数以上であることを多く見せようとしておりますけれども、1千532筆、一人ひとりの自筆の署名とは比べようもありません。

特別委員会の反対討論の中で、単に無料化などという目先のことでなく、将来の子どもたちのためにも有料化であるべきだと考えますという文言がありましたけれども、単に目先の利益、たった200万円を得るがために住民の文化活動を破壊してもいいのか。あまりにも冷たい太子町政に見切りをつけて、太子町から出ていく、無料で使える施設もないような太子町には移り住まないと、人口が減って、町が成り立たなくなれば、将来の子どもも何もないではありませんか。今を生きる人を大切にしない町が将来の子どもを大切に思うわけがありません。一般質問の中で、優しく、思いやりのある子どもに育つようにとの言葉がありましたけれども、こんな冷たい仕打ちを中する町政をしておきながら、子どもたちには夢を実現しろ、未来を切り開け、こう言うのでしょうか。

公民館と図書館を併せ持つ複合施設、生涯学習施設建設です。名称が変わろうとも、公民館の精神を生かし、住民誰もがいつでも自由に使える施設として、多くの住民に喜ばれる施設にするために、住民の皆さんから提出された、町立の生涯学習施設利用の有料化撤回を求める請願への賛成を、皆さん、賛成していただくことをお願いいたしまして、討論といたします。

○議長（辻本 馨君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

請願第1号を採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立3名・反対5名〕

○議長（辻本 馨君） 起立3名、反対5名。起立少数でございます。よって、請願第1号、町立の生涯学習施設利用の有料化撤回を求める請願は不採択とすることに決しました。

○議長（辻本 馨君） 日程第26、閉会中の継続審査の申し出について、これを議題といたします。

お手元に配布しておりますとおり、議会運営委員長、広報特別委員長、生涯学習施設建設調査特別委員長及び観光拠点整備特別委員長から、会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出がございました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ご異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

去る3月1日に開会して以来、本日までの25日間、提出されました議案について慎重にご審議をいただき、厚くお礼申し上げます。

理事者各位におかれましては、本会議あるいは委員会における各議員からの指摘並びに意見を尊重していただき、事務執行に反映されますよう要望いたします。

さて、大阪府より本町の副町長に就任いただいております藤原副町長が3月末で大

阪府に復職されます。この2年間、本町にいろいろとご尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。今後、大阪府に戻られましても、ますますのご活躍を心から祈念申し上げます。

本定例会が最後の場となりますので、ここで発言を許します。

副町長。

○副町長（藤原 幹君） 長時間にわたります議会審議でお疲れのところ、退任のご挨拶を申し上げる機会をいただきまして、厚くお礼申し上げます。

この度、3月31日をもちまして、副町長を退任し、大阪府へ戻ることになりました。2年前の5月1日にこの本会議の場で選任のご同意をいただき、それから1年11か月、あっという間に過ぎましたが、この間、何とか太子町の一員として、これまで経験したことのないような重い責任の下、町の仕事に少しでも携わることができましたことは、私自身、大変勉強になり、本当に充実した毎日でございました。これもひとえに、田中町長のご指導、ご理解、そして議会の議員の皆様からの温かい励ましとご指導のたまものと深く感謝を申し上げる次第でございます。本当にありがとうございました。

私が就任させていただいた時期は、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、大阪府内には第1回目の緊急事態宣言が発出されている時期でありました。そのため、喫緊の課題として、住民の皆様生命、健康、生活を守るため、国や大阪府と連携しながら、感染症拡大の防止の取組を進めると共に、生活支援や事業者支援、また教育の支援などに取り組んでまいりました。令和3年度に入ってから、富田林医師会のご協力の下、近隣市町村とも連携し、ワクチン接種を速やかに進め、特に接種場所については役場、万葉ホールでの実施に変更するなど、住民の皆様のニーズに応えるよう、役場職員と一丸となって取り組んでまいりました。

また、新しくスタートした田中町政において、厳しい財政状況の中で公約に掲げられた項目を着実に実現に結びつけていくということが私の使命と認識し、これまで子育て支援のための子ども医療費助成の18歳までの対象年齢の拡大、英語検定試験の検定料助成の充実による学力向上、公式インスタグラム等を利用したSNS等による情報発信の強化、SDGsとリンクしたまちづくりのための公民連携の推進、企業と連携したふるさと納税の獲得による自主財源の確保などを、令和4年度に向けましては、町立小中学校での35人少人数学級の完全実施や住民票等のコンビニ交付等の実施を目指して取り組んでまいりました。

そして、令和3年、2021年は聖徳太子没後1400年の年であり、この記念すべき節目の年に立ち会えたことは誠に光栄でございました。令和2年、3年と、太子町を代表する太子聖燈会や竹内街道灯路祭りなどが中止となり、残念に思う中、コロナ禍の合間を縫って、聖徳太子没後1400年記念実行委員会の皆様と連続歴史講座やウォークイベント、著名人を講師に迎えてご好評をいただきました記念シンポジウム、また久々に子どもたちが集い、明るく元気な笑顔を見ることができた、たいし郷土カルタ大会などは思い出深いものがございます。特に上ノ太子駅前に、次の100年へ紡ぐシンボルとして、多くの方のご寄附や支援をいただき、聖徳太子像を建立できたことは、太子町民の太子町、そして聖徳太子を思う心の表れであり、深く感動いたしました。

今後、全国的に人口減少、少子高齢化がますます加速し、各自治体の運営が厳しくなることが想定されます。太子町という実際の運営を担う我々としましては、この歴史と自然に恵まれた太子町に住む人々のより良い暮らしを守っていくために、いかなる変化にも柔軟に対応していかなければならないと思っております。市町村という住民に身近な基礎自治体に求められる役割は、人々の暮らしを支えるため、住民ニーズにマッチしたきめ細やかなサービスを提供することであり、この行政サービスをどうすれば将来にわたって、維持、充実していけるのかを常に検討し、取り組んでいくことが何より大切ではないかと考えます。

先ほど選任のご同意をいただき、4月1日付で齋藤新副町長が着任いたします。議会の皆様におかれましては、引き続きご指導をお願い申し上げますと共に、今後とも理事者としてより一層連携を密にさせていただき、太子町の更なる発展のため、ご協力をお願いいたします。

今日までご指導いただいた田中町長をはじめ、議員の皆様、そして職員の皆さんに対し、この場をお借りいたしまして、心からお礼申し上げます。また、大変親しくしていただいた住民の皆様にも、同様に感謝申し上げます。短い期間でございましたが、身余るご厚情をいただきました。至らなかった点やご迷惑をおかけした点多々あったと思いますが、大阪府に戻りまして、太子町発展のために微力を尽くさせていただくことをお誓い申し上げ、お返しできればと思います。

最後に、太子町の限りない発展と議員の皆様のますますのご健勝、ご活躍、そして職員の皆さんの一層のご奮闘、住民の皆様の心からのお幸せをお祈り申し上げ、退任に当たってのご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（辻本 馨君） それでは、これをもちまして令和４年第１回太子町議会定例会を閉会いたします。

（午後 ０時１６分 閉会）

○議長（辻本 馨君） 最後に、大阪府町村議長会より西田副議長と建石議員に対しまして、第７０回永年在職議会議員表彰、議員の部の表彰状が、また全国町村議会議長会より村井議員に対しまして、自治功労者表彰、特別功労表彰の表彰状が授与されています。表彰状を太子町議会にて受理しておりますので、これより本人への伝達を行います。

○議会事務局長（上田周治君） それでは、まず西田副議長、演台前までお進みください。

○議長（辻本 馨君） 表彰状。

太子町議会、西田いく子殿。

あなたは２２年以上にわたり、町村議会議員として地方自治の振興、発展に寄与、貢献されたその功績は誠に顕著であります。よって、ここに表彰します。

令和４年３月３日。

大阪府町村議長会会長、辻本馨。

おめでとうございます。（拍手）

○議会事務局長（上田周治君） 続きまして、建石議員、演台前までお進みください。

○議長（辻本 馨君） 表彰状。

太子町議会、建石良明殿。

あなたは２２年以上にわたり、町村議会議員として地方自治の振興、発展に寄与、貢献されたその功績は誠に顕著であります。よって、ここに表彰します。

令和４年３月３日。

大阪府町村議長会会長、辻本馨。

おめでとうございます。（拍手）

○議会事務局長（上田周治君） 続きまして、村井議員、演台前までお進みください。

○議長（辻本 馨君） 表彰状。

大阪府町村議長会前会長、村井浩二殿。

あなたは町村議会議員として議会の運営及び地域の振興発展に貢献せられた功績は特に顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

令和４年２月８日。

全国町村議会議長会会長、南雲正。代読。

おめでとうございます。(拍手)

閉会に当たりまして、町長より挨拶を受けます。

町長。

○町長（田中祐二君） 令和4年第1回定例会の閉会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

去る3月1日に開会以来、本日まで25日間という長い会期中、本会議並びに委員会におきまして、慎重なるご審議を賜り、おかげをもちまして、提出いたしました全ての案件につきまして、ご承認、ご議決並びにご同意を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会中に、議員の皆様からいただきましたご意見等を十分に踏まえながら、町政運営を進めてまいりたいと考えておりますので、今後ともご協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、初めに、ロシア軍のウクライナに対する軍事侵攻に関してですが、戦場となっているウクライナでは、今、子どもたちを含む多くの罪もない市民が犠牲となっています。犠牲になられた全ての方々に対して、哀悼の意を表します。一日も早く平和な世界が戻ってくることを切に願います。

次に、現在建設工事中の生涯学習センターについてですが、愛称も太子の森に決まり、本年7月のオープンに向け、鋭意準備を進めているところでございます。「少年老い易く学成り難し」ということわざがありますが、人生100年時代と言われている今、人生をより豊かにするためにも、自分の興味があることを学びたいときに学べる機会をつくり、学んだことを実践し、そして喜びを味わうことが生涯学習にとって大切なことであります。今後、この太子の森がたくさんの人が行き交い、学び、実践し、喜び合える生涯学習の拠点、まさに学びの森となるよう様々な取組を進めてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染防止に向けた取組についてですが、大阪府に適用されていた蔓延防止等重点措置は去る3月21日をもって解除をされました。しかしながら、年度替わりで人の往来が増加することが見込まれる中、オミクロン株の特性を踏まえた感染再拡大への警戒は継続していく必要がございます。引き続き、住民の皆様に対し、基本的な感染防止対策を呼びかけると共に、新型コロナワクチンの3回目接種を積極的に受けていただけるよう、しっかりと取り組んでまいります。

また、先ほどご挨拶をいただきました藤原副町長が、この3月末日をもって、大阪府に戻られることとなります。この2年間、太子町のため多大なるご尽力をいただきましたことに心より御礼を申し上げますと共に、今後とも本町と大阪府の連携強化に一役買

ってただければと思っております。

また、大阪府町村議長会永年在職議員表彰を受けられました西田副議長、建石議員、おめでとうございます。全国町村議会議長会自治功労者表彰、特別功労表彰を受けられました村井議員、おめでとうございます。

最後になりますが、この時期、寒暖の差が激しい気候が続きますが、議員の皆様におかれましては、健康に留意され、ますますご活躍いただきますことをご祈念申し上げますと共に、住民の皆様が安心して暮らせるよう、一日も早くコロナウイルスが収束することを願ひまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（辻本 馨君） 本日はどうもご苦労さまでした。これにて散会といたします。

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容の正確なものであることを証明するため、ここに署名する。

太子町議会議長 辻 本 馨

太子町議会議員 辻 本 博 之

太子町議会議員 村 井 浩 二